

～特集1～

ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト ～プロジェクトの実施概要・評価と 注釈書作成作業を通じて判明した法制的問題点～

国際協力部教官 伊藤 隆*

I はじめに

国際協力部は、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）最高経済裁判所¹（以下「SEC」という。）をカウンターパートとする独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施につき協力を行ってきた。

本プロジェクトを実施することとなった経緯やその後の経過の概要については、拙稿「特集 ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」本誌第32号(2007年9月号)10ページを参照されたい。

本プロジェクトは、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては初めて実施されたものであったが、2007年9月5日にJICAとSECとの合同による本プロジェクトの終了時評価²が終了し、2007年9月30日をもって、本プロジェクトの実施期間は終了した³。

本稿では、本プロジェクトが終了したことを踏まえ、本プロジェクトの実施体制・実績及び終了時評価の結果について紹介するとともに、本プロジェクトの成果物であるウズベ

*伊藤隆国際協力部教官は、4月1日付けで法務省大臣官房訟務部門行政訟務課法務専門官へ異動

¹ ウズベキスタンにおいては、経済分野で発生する紛争や倒産事件は、一般の民事事件を取り扱う裁判所ではなく、経済裁判所の管轄に属する(経済裁判所法23条1項参照)。経済裁判所は、最高経済裁判所並びに同国の各州(12州)、カラカルパキスタン自治共和国及びタシュケント市に設置されている経済裁判所(14か所)から構成される。2003年10月に開催した第3回本邦研修カントリーレポート発表会におけるアジモフ氏の発表によると、当該発表当時におけるウズベキスタン全体の経済裁判所裁判官の数は、143名である(本誌第19号12ページ参照)。各経済裁判所における倒産事件の処理は、タシュケント州経済裁判所では1名の倒産事件専属の裁判官が担当し、フェルガナ州経済裁判所では、複数の裁判官が順番で担当するなど、その処理体制は、経済裁判所ごとに異なるようである。いずれにしても、経済裁判所における倒産事件の位置付けは、訴訟事件と比較すると、決して高くないのが現状である。

² 本プロジェクトの終了時評価についても、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては、初めて実施されたものであった。

³ 本プロジェクト終了後も引き続き、SEC及びJICA(社会開発部第一グループガバナンスチーム及びウズベキスタン事務所)により、本プロジェクト期間中に実施できなかった地方セミナーの開催や、本注釈書の普及状況のモニタリング及び調査等、本プロジェクトのフォローアップ活動が行われる予定である。

⁴ ウズベキスタンに対するJICA技術協力プロジェクトとしての法整備支援活動としては、本プロジェクトのほか、名古屋大学大学院法学研究科及び法政国際教育協力研究センター(CALE)が中心となり、同国司法省をカウンターパートとして実施している「ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」(実施期間:2005年11月～2008年9月)がある。杉浦一孝「名古屋大学による法整備支援活動の概要」本誌第27号31ページ、桑原尚子「新々ウズベキスタン便り」CALE NEWS第18号16ページ、第19号24ページ、第20号20ページ、「Newウズベク便り」同誌第21号15ページ、同誌第23号「特集 2007年度CALE・法学研究科プロジェクト紹介」5ページ(市橋克哉)等を参照。なお、同プロジェクトの基本情報は、JICAナレッジサイト(http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)で公開されている。

キスタン倒産法注釈書⁵（以下「本注釈書」という。）の作成過程において本注釈書の執筆を担当したウズベキスタン側ワーキンググループ（以下「ウズベキスタン側WG」という。）と JICA からの委嘱を受けた「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」委員及び長期派遣専門家とで構成する日本側ワーキンググループ（以下「日本側WG」という。）との本注釈書の草案の協議作業を通じて判明した法制的問題点、そして、本注釈書の作成・発刊によっては解決が図られなかった問題点について当該問題点の解決方法を提言する目的で「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」がウズベキスタン側WGに向けて作成した『ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト』における協議実施結果に基づく提言書（以下「提言書」という。）について紹介することとしたい。

本プロジェクトの活動内容は、大きく2つの段階に分けられる。つまり、本注釈書の草案を完成させ、発刊する「作成活動」と、本注釈書の存在の周知や活用を促す施策を講じる「普及活動」である。「作成活動」については、2006年12月に本注釈書の草案を完成させ、その後、2007年3月に本注釈書のロシア語版、2007年9月にウズベク語版及び日本語版を発刊し、また、本プロジェクト実施期間の終了後であるが、2008年3月に英語版を発刊している。「普及活動」については、本注釈書の草案が完成した2006年12月以降、本格的に開始している。

このうち、本注釈書の「普及活動」については、既に拙稿「特集 ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」本誌第32号（2007年9月号）10ページ及び本プロジェクトの元 JICA 長期派遣専門家である松嶋希会弁護士の執筆による「プロジェクト報告 ウズベキスタンで本配り」本誌第33号（2007年12月号）112ページにて紹介しているほか、当所及び JICA の共催により、「法整備支援における成果と課題－成果物の普及を中心として－」をテーマとして2008年1月18日に開催した「第9回法整備支援連絡会」において、松嶋元長期専門家が本プロジェクトの普及活動について発表を行っている（会議結果につき、本誌第35号（2008年6月号）に掲載予定）ことから、本稿においては、本注釈書の「普及活動」については必要に応じて言及するとともに、本注釈書の「作成活動」を中心に採り上げることとしたい⁶。

⁵ 法務省ウェブサイトの国際協力部業務紹介ページ(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>)及び JICA ウェブサイトの「JICA-Net ライブラリ」(http://www.jica-net.com/ja2/lib/php/libAlternative.php?VFR_LANG=0)に、本注釈書の電子データ（日本語、ロシア語、ウズベク語。英語も近日中に掲載予定）を掲載している。

⁶ 本プロジェクトに関する記事については、ここで掲げたもののほか、工藤恭裕「特集：各国法整備支援の状況～ウズベキスタン～」本誌第16号20ページ、「第3回ウズベキスタン法整備支援研修概要」本誌第19号3ページ、拙稿「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」本誌第24号1ページ、「注釈書の在るべき姿について考える」法曹第669号（平成18年7月号）23ページ（法務省ウェブサイトでも閲覧可能（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/genba/manabu.html>））、松嶋希会「ウズベキスタン倒産法注釈書支援」香川孝三・金子由芳編「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」（ミネルヴァ書房）130ページ、岡林直子「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」本誌第31号171ページのほか、法務省ウェブサイト掲載記事「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトの概要」（http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html）を参照

なお、上記の文献等では、本プロジェクト名を「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」と称している場合があるが、本プロジェクトは注釈書の作成支援にとどまらず、発刊した注釈書の「普及活動」をもその活動内容としていることから、プロジェクト名を「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」と称することとした。ちなみに、本プロジェクトの実施体制を定めるために JICA と SEC との間で2005年11月14日に締結した合意議事録(R/D)でも、本プロジェクトの名称を「Commentary of Bankruptcy Law Project」としている。

本稿には、以下の3点の資料を添付している。

資料1 本プロジェクトの実施体制の概略図

資料2 本プロジェクトの終了時評価につき JICA と SEC との間で合意した 2007 年 9 月 5 日付け協議議事録(Minutes of Meeting: M/M)。なお、本協議議事録の原文は英語及びロシア語であるが、本稿では当部において翻訳した日本語版を掲載している。

資料3 提言書

また、本稿に関連して、本誌の「特集2」として、松嶋元長期専門家の執筆によるロシア連邦(以下「ロシア」という。)及び中央アジア諸国の倒産法制の紹介記事を掲載しているので、併せて参考にされたい⁷。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、当職の個人的見解であることを申し添える。

II 本プロジェクトに関する実施体制及び実績

本プロジェクトに関する実施体制及び実績については、以下の1から8までのとおりである(各表の掲載事項については、順不同、敬称略)。

本プロジェクトの実施期間は2005年8月～2007年9月であるが、本注釈書の作成作業自体は、2004年7月に、JICA 短期派遣専門家としてウズベキスタンに派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、当時の当所国際協力部長田内政宏及び JICA 国際協力総合研修所下田道敬国際協力専門員が、当時の SEC 第一副長官であり、ウズベキスタンにおける倒産法分野の第一人者であり、SEC が発刊を計画していた同倒産法に関する書籍の発刊計画についての責任者であるアジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏(現・非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会⁸(以下「非独占化委員会」という。)法務部長)⁹と協議の上、ウズベキスタン倒産法に関する包括的な書籍として「注釈書」を

⁷ 本記事のほか、ウズベキスタン及びロシア倒産法についての日本語文献として、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」比較法学第38巻第2号129ページ、藤原克美「ロシアビジネスと破産」ユーラシア研究第32号(2005年3月号)2ページ、「ロシアの破産制度」日本国際問題研究所・平成14年度外務省委託研究「ロシアにおける企業制度改革の現状」(ウェブサイトから入手可能。http://www.jiia.or.jp/pdf/russia_centre/h14_rus-company/06_fujiwara.pdf)がある。

⁸ 倒産事件を管轄する国家機関(倒産法25条参照)。従前、倒産事件を管轄する国家機関は経済省付属企業倒産委員会であったが、2005年5月の国家組織再編により、企業倒産委員会の機能は非独占化委員会に移行した。定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務モニタリングを行い、倒産事件開始原因のある当該企業について倒産事件を申し立てる権限を有する。また、裁判所任命管財人の資格審査や監督等を行う。倒産法令の立案・改正作業や最高経済裁判所総会決議の策定作業にも関与している。

⁹ 2004年7月の時点では、アジモフ氏はウズベキスタン側カウンターパートとしてのSECの責任者であったとともに、本注釈書の執筆陣であるウズベキスタン側WGの責任者でもあった。しかし、その後、アジモフ氏は本プロジェクトの開始時期である2005年8月の前に非独占化委員会法務部長に異動したため、本プロジェクトのウズベキスタン側カウンターパートとしてのSECの責任者の地位は、アジモフ氏の後任としてSEC第一副長官に就任したアフマノフ・ヌルマツト氏が引き継ぐこととなった。一方、アジモフ氏は、ウズベキスタンにおける倒産法の専門家として、本プロジェクトにおけるWGの責任者の地位をそのまま有することとなった。このように、本プロジェクトにおいては、カウンターパートであるSECの責任者と本注釈書の執筆陣であるウズベキスタン側WGの責任者が分離することとなったが、このことは本注釈書の普及活動の展開に苦慮する一因となった。つまり、ウズベキスタン側WGの認識としては、「我々の任務は本注釈書を完成させるところまでであり、その後の活動はSECが行うべき」であるというものであり、一方、SECは、本注釈書を各経済裁判所に配布すれば「普及活動」としては十分であるという認識であることに加え、SECがウズベキスタン側WGメンバー以上の倒産法の専門家を独自に有しているわけではない(SECで倒産事件を担当しているのは、サイドフ氏1名のみ)ので、地方

作成することを目的とする本プロジェクトを発足させることについての協議議事録(M/M)を締結(締結日:2004年7月29日)したことをもって着手されている¹⁰。そして、その後、両国においてワーキンググループが形成され、本邦研修等のスキームを利用して本注釈書の草案についての協議が開始され¹¹、2005年11月14日には、JICAとSECとの間で本プロジェクトの内容について定める合意議事録(Record of Discussions: R/D)が締結され、本プロジェクトの実施体制、マスタープラン(本プロジェクトの活動内容の要約)、本プロジェクトの実施のために必要な投入等が定められた。

このようなことから、以下の1から8までにおいては、本注釈書の草案の作成作業が着手された2004年7月以降の実施体制及び実績につき掲載している。

また、本プロジェクトの実施体制の概略図を、後添の資料1のとおり、まとめてみた。本プロジェクトにおいては、本注釈書の作成活動と普及活動において、それぞれ実施体制が異なっているので、それぞれにつき実施体制の概略図をまとめている。

1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会委員¹²

氏名	委嘱期間
池田辰夫(大阪大学大学院高等司法研究科教授, 弁護士)(委員長)	2005.4.1~2007.9.30
出水順(弁護士, 大阪大学大学院高等司法研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
下村眞美(大阪大学大学院高等司法研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
遠藤賢治(早稲田大学大学院法務研究科教授)	2005.4.1~2007.3.31
伊藤知義(中央大学大学院法務研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
伊藤隆(当所国際協力部教官)	2005.4.1~2007.9.30

セミナーを実施するにはウズベキスタン側WGの協力を得る必要があった。このような状況の下、普及活動の責任体制や取りまとめ体制が曖昧になってしまった(結局、長期派遣専門家とJICAウズベキスタン事務所現地所員が普及活動にかなり関与することとなった。)。ただ、このような問題が生じたそもそもの原因は、本プロジェクトにおける本注釈書の普及活動の位置付けを曖昧にしたままプロジェクトを進めてしまったことにあると思われる。

¹⁰ 本協議議事録(M/M)では、本注釈書につき、1年目(2004年)に第1章から第4章まで及び第7章の草案、2年目(2005年)にそれ以外の章の草案を作成し、3年目(2006年)にそれまで作成した草案の推敲を行うこととしていた。

¹¹ 本プロジェクトにおいては、日本側における本プロジェクトの運営のために、事務局が設置された。当該事務局機能については、財団法人国際民商事法センターがJICAから受託し、国際協力部も当該事務局の運営活動に協力している。

¹² 本部会においては、本邦研修及び短期専門家派遣等の活動に対応したほか、2005年4月からの委嘱開始前に開催した会合を含め、2004年12月~2007年8月の間、日本側WGメンバーによる会合を合計24回開催した。また、本プロジェクトにおいては2006年12月末までに注釈書草案を完成させることとしていたが、本部会においては、当該期限を目前にした2006年12月3日に、ウズベキスタン側WGに対する最終コメントを作成するための全体読会を開催した。

2 長期派遣専門家

氏名	派遣期間	備考
松嶋希会（弁護士）	2006.4.1～ 2007.10.17 ¹³	2005.4.18～2006.1.11 JICA 技術協力専門家養成個人研修員として本プロジェクトに参加 ¹⁴

3 ウズベキスタン側カウンターパート（SEC）関係者

本プロジェクトにおける役割	氏名	肩書
責任者	アジモフ・ムラット・カリ モヴィッチ(2005.5月まで) アフマノフ・ヌルマツト (2005.5月から)	最高経済裁判所第一副長官
マネージャー 〔兼 WG メンバー〕	ソリエフ・イスモイル・コ ミロヴィッチ(2005.6月ま で) サイドフ・シュフラツト・ ザファロヴィッチ (2005.6月から)	最高経済裁判所判事 (倒産事件担当)
担当者	アフメドフ・ダブロンベッ ク・ユルスナリエヴィッチ (2007.2月まで) アキロフ・ムズロブホン (2007.5月から)	最高経済裁判所国際部長
担当者補佐	カユモフ・シェルゾッド (2007.2月から)	最高経済裁判所国際部職員, 第 一副長官秘書

¹³ 本プロジェクトの実施期間は2007年9月30日までであるが、同年9月末に発刊した本注釈書ウズベク語版の配布作業等のため、派遣期間を延長した。

¹⁴ 本誌第27号87ページ参照

4 ウズベキスタン側 WG メンバー(注釈書執筆担当者)¹⁵

氏名	肩書(2007.7 現在)	執筆担当章
アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ (WG 責任者)	非独占化委員会法務部長 (前・最高経済裁判所第一副長官)	総括, はしがき
ロパエワ・ナタリア・ヴァシリエヴナ	弁護士・タシュケント法科大学講師 (前・最高経済裁判所上席法律顧問)	1 章
ウマロフ・ザキル・サビルノジャノヴィッチ	非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務副部長	2 章,9 章
オトハノフ・フォジルジャン・カイダロヴィッチ	司法省大臣 (前・大統領府付属現行法制モニタリング研究所長 ¹⁶)	3 章
サイドフ・シュフラット・ザファロヴィッチ	最高経済裁判所判事	4 章
ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ	フェルガナ州経済裁判所長(前・最高経済裁判所判事)	5 章
プラトフ・バハディル・ウトゥクロヴィッチ	非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会非独占化委員会倒産・管財人管理部長	6 章,7 章
タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ	タシュケント州経済裁判所判事	8 章
ナム・ガリーナ・セルゲーヴナ	タシュケント市経済裁判所判事	10 章
ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ	大統領府法令部コンサルタント (前・最高検察庁上席検事 ¹⁷)	11 章,12 章

¹⁵ ウズベキスタン側 WG メンバーの選任については、ウズベキスタン側 WG の責任者であるアジモフ氏が行った。ウズベキスタン側 WG メンバーの構成は、本注釈書の草案の執筆作業が開始された 2004 年 7 月当時は固定しておらず、その後メンバー構成に何度か変動があったが、2005 年度に入るとほぼ本表に掲げたメンバーに固まり、2005 年 11 月 14 日付けの JICA と SEC との合意議事録(R/D)により、本表に掲げたメンバーにより構成することが確認された。

¹⁶ 国会に提出される法令の審査や法令に関する研究を行う大統領直轄の国家機関

¹⁷ ウズベキスタン共和国においては、検察官は倒産事件の申立権限を有し (倒産法 44 条)、検察官申立てによる倒産事件の件数も多いと言われている。

5 短期派遣専門家

派遣期間	派遣者 ¹⁸	主な活動内容
①2004.7.17～7.31	池田辰夫 田内正宏（当所国際協力部長） 下田道敬(JICA 国際協力専門員)	本プロジェクト形成のための関係機関との協議及びPCMワークショップ実施, 本邦研修プログラム策定及び研修員選考, 倒産制度・実務調査, 本注釈書作成にかかる協議議事録(M/M)締結
②2005.2.22～3.5	出水順, 伊藤隆	フォローアップセミナー, 注釈書草案協議, 関係機関との協議
③2005.8.30～9.10	下村眞美 相澤恵一（当所国際協力部長）	フォローアップセミナー, 注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議
④2006.3.10～3.18	遠藤賢治, 伊藤知義 松嶋希会(2006.3.7～3.21)	注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議, 倒産実務調査
⑤2006.6.27～7.5	出水順	注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議
⑥2007.2.6～2.14	稲葉一生（当所国際協力部長） 伊藤隆(2007.2.6～2.17)	注釈書普及活動についての打合せ, プレスツアー ¹⁹ 参加, 倒産実務調査
⑦2007.6.26～6.30	池田辰夫, 稲葉一生 伊藤隆(2007.6.26～7.4)	注釈書発刊プレゼンテーション ²⁰ 参加, 注釈書配布, 倒産実務調査

6 本邦研修等（ウズベキスタン側関係者の日本への招へい）

国際協力部では、2002年度から、JICAによるウズベキスタンに対する法整備支援分野の本邦研修（国別特設研修）の実施に協力している。2002年度の第1回本邦研修では「中小企業に関する法制度」を、2003年度の第2回本邦研修では「土地制度及び担保制度」をテーマとして実施していたが、2004年度の第3回本邦研修においては「倒

¹⁸ 各派遣には、次の者が同行した（表の丸数字に対応）。①中川浩徳(当所主任国際協力専門官)、ゼクリア・ナタリア(通訳)、②小山田実(当所主任国際協力専門官)、岡林直子(通訳)、③伊藤隆、小岩憲一郎(当所国際協力専門官)、松嶋希会(JICA 技術協力専門家養成個人研修員)、岡林直子(通訳)、④伊藤隆、岡林直子(通訳)、⑤伊藤隆、尾世智浩(当所国際協力専門官)、岡林直子(通訳)、⑥島崎幸英(当所主任国際協力専門官)、⑦九鬼隆史(当所国際協力専門官)

¹⁹ 本誌第32号12ページ参照

²⁰ 本誌第32号12ページ参照

産制度」をテーマとして実施するとともに、同研修以降は、本邦研修の機会を本注釈書の草案を作成する一連の作業の一環として位置付けることとし、本邦研修のスキームを利用して、両国のワーキンググループが本注釈書の草案の協議を実施している。

したがって、本表には、2004年10月に実施した第3回本邦研修以降の本邦研修等を掲載している。

名称	実施期間 ²¹	ウ側参加人数	主なプログラム
第3回本邦研修 ²² (当所によるウ国倒産法専門家3名の招へいを併せて実施)	2004.10.1～10.29 (2004.10.11～10.22 当所によるウ国倒産法専門家招へい)	12名 (招へい専門家3名)	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問・見学、カントリーレポート発表会、注釈書草案の協議、PCM ワークショップ
当所によるウ国倒産法専門家招へい	2005.3.16～3.30	4名	注釈書草案の協議、倒産関係機関訪問・見学
第4回本邦研修 ²³	2005.5.23～6.3	6名	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問・見学、カントリーレポート発表会、注釈書草案の協議
第5回本邦研修	2005.11.14～11.25	6名	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問、注釈書草案の協議
第6回本邦研修	2006.5.22～5.29	3名	注釈書草案の協議
第7回本邦研修	2006.7.31～8.7	2名	注釈書草案の協議
第8回本邦研修	2006.9.4～9.12	2名	注釈書草案の協議
第9回本邦研修	2006.11.13～11.27	2名	注釈書草案の協議
ウズベキスタン倒産法注釈書活用促進に向けたワークショップ(当所によるウ国倒産法専門家3名の招へいを併せて実施)	2007.8.31～9.6 (2007.8.31～9.5 当所によるウ国倒産法専門家招へい)	2名 (招へい専門家3名)	公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題」 ²⁴ 参加、日本側WGとの意見交換、プロジェクト終了時評価

²¹ 本表に記載した実施期間は、掲載している本邦研修等のプログラム中、国際協力部がその内容に関与している期間を記載している。

²² 本誌第19号3ページ参照

²³ 本誌第24号1ページ参照

²⁴ 本誌第32号17ページ参照

7 現地における本注釈書の普及活動（地方セミナー²⁵等）の実績

名 称	実施時期	実施場所
プレスツアー(JICA annual press tour for journalists)	2007.2.9	タシュケント市
倒産法注釈書発刊プレゼンテーション	2007.6.29	タシュケント市
地方セミナー(対象：フェルガナ州，ナマンガン州，アンディジャン州)	2007.7.5	フェルガナ市
地方セミナー(対象:カラカルパキスタン自治共和国，ホレズム州)	2007.7.12	ウルゲンチ市
地方セミナー(対象:ジザク州，サマルカンド州，カシュカダリヤ州)	2007.7.19	サマルカンド市
地方セミナー(対象:ブハラ州，ナヴォイ州)	2007.7.20	ブハラ市
地方セミナー(対象:スルハందリヤ州)	2007.12.14	テルメズ市
地方セミナー(対象:シルダリヤ州，タシュケント州，タシュケント市)	2008.3.15	タシュケント市

8 成果物^{26,27}

- ① 注釈書ロシア語版（2007年3月発刊）
A5版青色ハードカバー，全608ページ，3,000部発刊
- ② 注釈書ウズベク語版（2007年9月発刊）
A5版緑色ハードカバー，全640ページ，4,000部発刊
- ③ 注釈書日本語版（2007年9月発刊）
A4版白色ハードカバー，全313ページ，400部発刊
- ④ 注釈書英語版（2008年3月発刊）
A4版白色ハードカバー，全427ページ，400部発刊

なお，これら成果物については，SEC及びタシュケント市弁護士会のウェブサイトにもロシア語版の電子データが掲載されている。また，ウズベキスタン日本人材開発センタ

²⁵ 地方セミナーについては，本誌第32号16ページ，本誌第33号118ページを参照

²⁶ 成果物の配布先や配布方法については，本誌第33号112ページ以下を参照

²⁷ 本プロジェクトでは，当初，本注釈書をどの言語で作成するかという問題については深く検討しておらず，日本側としては，ロシア語版及び日本語版を作成することで十分ではないかと想定していたが，本プロジェクトを進める過程で，ウズベク語版及び英語版も発刊することとした(この背景については，本誌第32号15ページ，第33号第115ページを参照)。しかし，ウズベク語版及び英語版の発刊については，当初は想定していなかったため，本プロジェクトの終盤になって，発刊予算や翻訳者の確保についての対応が必要となった。ウズベク語版及び英語版の発刊の必要性については，本プロジェクトの進行過程で判明したものではあるが，少なくともウズベク語版については，事前にウズベキスタンにおける現状とニーズを把握しておけば，当初から発刊することを前提に本プロジェクトを実施することも可能であったように思われる。本プロジェクトのように成果物として書籍を作成する場合，プロジェクト形成時に支援対象国の現状とニーズを調査した上で，成果物をどの言語で作成するかという問題を検討しておくことが有益であると考えられる。

一のウェブサイトにはロシア語版及びウズベク語版の電子データが掲載されており、英語版の電子データも掲載される予定である。

このほか、日本の法務省ウェブサイトにも、ロシア語版、ウズベク語版及び日本語版の電子データを掲載しており、英語版の電子データも掲載する予定である²⁸。

III 本プロジェクトの終了時評価について

1 本プロジェクトの終了時評価の実施

本プロジェクトにおいては、JICA と SEC との間で締結された2005年11月14日付けの合意議事録(R/D)において、JICA と SEC との合同による終了時評価を行うこととされていた。

本プロジェクトの終了時評価に際しては、その実施についての準備及び協議のため、2007年7月24日から同月27日までの間、日本から、終了時評価現地調査団が派遣された²⁹。

終了時評価現地調査団の派遣期間中、同調査団は、①SECの本プロジェクトの責任者及び担当者と、「注釈書の普及活動」の取組状況、あるいは、本プロジェクト終了後、ウズベキスタンにおける倒産実務の改善について SEC がどのような取組を考えているかという問題について意見交換を行うとともに、本プロジェクトの実施内容についてのアンケート調査やインタビューを実施して、本プロジェクトの終了時評価を実施するに当たっての判断材料の収集を行った。また、①以外にも、②各経済裁判所に対する、注釈書の備付状況・利用状況や注釈書の内容についての意見についてのアンケート調査(SECにアンケート実施手続の取りまとめを依頼)、③ウズベキスタン側 WG の主要メンバーに対するアンケート調査やインタビュー、④ウズベキスタン側 WG メンバー以外からの視点を加えるために、本注釈書の主要な使い手である管財人に対するアンケート調査やインタビューを実施するなどして、終了時評価のための準備を行った³⁰。

また、終了時評価現地調査団の派遣期間中、同調査団とウズベキスタン側で、本プロジェクトについての合同による終了時評価を、いつ、どのように行うかという問題についても協議を行った。

元々、本プロジェクトにおいては、本プロジェクトの終了に際し、これまでの本プロジェクトの活動内容の総括及び本プロジェクト終了後に SEC 等が取り組むべき課題についての検討を行うことを目的として、本プロジェクトのカウンターパートである SEC の責任者やウズベキスタン側 WG の責任者等を日本に招へいした上で、ワークショップを開催することを計画していた。

²⁸ URL は次のとおり。 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html#projectseika>

²⁹ 調査団の構成は、以下のとおり。佐藤直史(団長・総括:JICA 国際協力専門員, 弁護士), 渡辺亜矢子(評価分析:株式会社地域計画連合主任研究員), 岡林直子(通訳)。なお、当職もオブザーバとして同行した。

³⁰ 終了時評価のための準備として、日本側に対しても、JICA(終了時評価現地調査団)により、長期派遣専門家に対するアンケート調査及びインタビュー並びに注釈書作成支援作業部会委員に対するアンケート調査が実施された。

この計画に基づき、同調査団とウズベキスタン側との協議により、SECの本プロジェクトの責任者であるアフマノフ・ヌルマツト第一副長官及びウズベキスタン側WGの責任者であるアジモフ氏等を日本に招へいた上で、法務総合研究所及びJICAが協同して「ウズベキスタン倒産法注釈書活用促進に向けたワークショップ」（開催期間:2007年8月31日～9月6日）を実施することとし、同ワークショップの活動の一環として、本プロジェクトについての合同による終了時評価を実施することについて合意した。

また、本プロジェクトの終了時評価については、本プロジェクトにおける実際の活動結果と本プロジェクトのプロジェクト・デザイン・マトリックス(Project Design Matrix :PDM)を比較して実施するところ、本プロジェクトにおいて従前作成していたPDMにロジック上の問題点があったこと等により、終了時評価のための修正版PDM(PDMe)を作成することとし、当該修正版PDMの内容については、2007年7月27日に、終了時評価現地調査団とSECとの間で合意に至った。

本プロジェクトの終了時評価は、上記ワークショップ実施期間中の2007年9月3日に開催した公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注釈書作成支援を通じて—」（本誌第32号（2007年9月号）10ページ参照）における日本側及びウズベキスタン側の発表内容も反映した上で、JICA側の終了時評価チーム³¹とウズベキスタン側の招へい者とで、上記ワークショップ期間中、終了時評価の結果を取りまとめるための協議を重ねた結果、2007年9月5日に、評価内容につき合意に至った。

本プロジェクトの終了時評価の具体的結果については、後添の資料2の2007年9月5日付け協議議事録(M/M)にまとめられているので、同資料を参照されたい（本協議議事録の原文は英語及びロシア語であるが、本稿では当部において翻訳した日本語版を掲載している。）。ただし、同資料中の別添2の「達成グリッド」及び別添3の「評価グリッド」の掲載は、省略している。これらについては、後日、JICA社会開発部において取りまとめられる予定である本プロジェクトにかかる終了時評価報告書に掲載されるので、そちらを参照されたい³²。

2 本プロジェクトにおいて問題となった点

以下では、本プロジェクトに実際に携わった当職の経験を踏まえて、本プロジェクトの終了時評価の結果を補足する形で、本プロジェクトにおいて問題となった点について若干説明を加えることとしたい。

(1) 注釈書の内容のレベルについて

³¹ 同チームの構成は、以下のとおり。熊谷晃子(団長・総括:JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム長)、佐藤直史(法整備支援:JICA国際協力専門員、弁護士)、竹内麻衣子(計画評価:JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム職員)、岡林直子(通訳)。なお、終了時評価の結果を取りまとめるための協議には、日本側WGメンバー、当部部長の稲葉及び当職も参加した。

³² 終了時評価報告書は、JICA図書館で閲覧可能。なお、終了時評価報告書のうち評価調査結果要約表は、JICA INFO-Siteの「評価」「終了時評価報告書」ページ(<http://www.jica.go.jp/evaluation/end/index.html>)に掲載される。

本注釈書の作成過程において最も問題となったのは、注釈書の内容のレベルについての日本側 WG とウズベキスタン側 WG との見解の相違についてであった。

本プロジェクトにおいては、ウズベキスタン側 WG が作成した本注釈書の草案に対して日本側 WG がコメントを提出し、ウズベキスタン側 WG はそのコメントに基づき草案を改訂し、この作業を繰り返し行うという共同作業形態を採ることとしていた。

これは、ウズベキスタン側 WG にはウズベキスタン倒産法の立法担当者が参加しており、経済裁判所の裁判官等、ウズベキスタンにおける倒産実務を担っている者も参加しているのに対し、そもそも日本はウズベキスタン倒産法の立法作業に関与しておらず、同立法作業においては日本の倒産法制も参考にされておらず、日本側 WG メンバーもウズベキスタンの倒産実務について詳しい知見を有しているわけではないことから、ウズベキスタン側 WG の方が本注釈書の草案を作成するのに適していたこと、一方、日本側 WG は、日本の有する立法技術や法解釈技術をいかして、客観的立場から分かりやすい注釈書となるようにコメントをするという役割分担を図ったことによるものである³³。

当初、日本側 WG としては、ウズベキスタンにおける倒産法の専門家が本注釈書の草案を執筆する以上、本注釈書のレベルについては、少なくとも注釈書として求められる一般的な評価に耐え得るレベルには当然達するであろうと考えていた。つまり、単なる条文の文言の引き写しにすぎないような解説にとどまらずに、各条文の立法趣旨、各条文から派生する条文の解釈や各条文に関連する実務の取扱い等が記載されていること、各条文の文言からは読み取れないような解釈が記載されていないこと、注釈書に記載された解説どうしが矛盾していないこと等の要件は満たされるであろうと考えていた

しかし、ウズベキスタン側 WG の作成した本注釈書の草案を見ると、これらの要件が満たされておらず、法制的な問題を多くかかえていることが判明した。

この点について、日本側 WG としては、ウズベキスタン側 WG の作成する草案の構造に問題があるのではないかと考え、例えば、2005年8月30日～9月10日に実施した短期専門家派遣の際には、ウズベキスタン側 WG と「注釈書の構造改善」をテーマとした協議を実施することも試みた³⁵。

しかし、そのような試みにもかかわらず、本注釈書の草案の執筆が開始された2004年10月から1年以上経過した2006年に入ってもなお、本注釈書の草案の改訂は進まず、日本側 WG の中では、このままでは本注釈書の草案完成期限である2006年12月までに、注釈書として求められる一般的な評価に耐え得るレベルに達した草案を作成することはできないのではないかと懸念されるようになった。そして、このままの草案では問題があることを日本側 WG からウズベキスタン側 WG に再三指摘しても、ウズベキスタン側 WG の反応は、「これ以上草案の改訂の必要はない」という

³³ 本誌第 32 号 38 ページ、44 ページ参照

³⁴ もっとも、(3)において後述するように、本注釈書の草案作成作業の初期においては、日本側 WG の役割としては、法制技術的な知見を提供するというよりは、日本の倒産法制・倒産実務の知見を提供することが期待されていた。

³⁵ 本誌第 24 号を参照

ものであった。

日本側 WG のコメントが反映されなかった理由はいろいろ考えられるが、その一つとして、ウズベキスタン側 WG は、元々、日本側 WG のコメントは細かすぎるという認識を持っていたことが考えられ、日本側 WG のコメントに対しても、「そのようなことは実務では生じないので、注釈書に反映する必要がない」という対応が多く見られ、日本側 WG のコメントは、単に日本側の言い分にすぎないという認識が感じられた。

このように、ウズベキスタン側 WG は、本注釈書草案に不十分な点があるという指摘は単に日本側 WG の主観的な見解に過ぎないと考えている節があることから、日本側 WG としては、本注釈書の草案のレベルを客観的に評価する手段がないかどうか検討したことがあった。

一案として、ウズベキスタン側 WG メンバー以外のウズベキスタン倒産法の専門家、あるいはウズベキスタン倒産法の制定時にはロシア倒産法が参考とされていることから、ロシア倒産法の専門家に本注釈書の草案を見てもらい、その内容を評価してもらったかどうか、そして、その結果、本注釈書の草案が一定のレベルに達していないということであれば、ウズベキスタン側 WG に対し本注釈書の草案の改訂を求める客観的な材料となるし、一定のレベルに達しているということであれば、それがウズベキスタンを始めとするロシア・中央アジア諸国における現状である以上、ウズベキスタン側 WG に対してこれ以上の草案の改訂を求めることをやめるのも止むを得ないのではないかという提案もされた。

しかし、ウズベキスタンにおいては、倒産法が施行されたのが 1994 年であり、まだ倒産法の歴史も浅く、倒産法に詳しい研究者・実務家の数自体少ない状況であり、ウズベキスタン側 WG メンバー以外にそのような人材を求めることは困難であった。また、ロシア倒産法の専門家についても、具体的な候補者の当てもなく、探すことが現実的に困難であり、結局、このような方策の実施を行うことはできなかった³⁶。

結局、本プロジェクトにおいては、本注釈書の草案完成期限である 2006 年 12 月の半年ぐらい前からは、日本側 WG が極めて詳細なコメントを作成したり、あるいは草案の修正案を起案した上（長いものでは、A4 版 1 枚以上になるものもあった。）ウズベキスタン側 WG に提示して、ウズベキスタン側 WG がその修正案の内容に同意すれば、草案の内容を当該修正案に置き換える（もちろん、ウズベキスタン側 WG が当該修正案に加筆・修正を行うことも許容する。）という手法を用いることが多くなってきた。このような手法を用いた結果、注釈書のレベルは、従前と比較すれば、かなり改善はされた。しかし、このような手法は、そのコメントや修正案の取捨選択をウズベキスタン側 WG に委ねているとはいえ、第一次的な起案をウズベキスタン側 WG が行うものではなく、しかも、2006 年 12 月の本注釈書の草案完成期限を目前にしてこの手法を短期集中的に使用したので、このような手法を用いた草案の内容をウズベキスタン側 WG がどれ

³⁶ なお、本プロジェクトの PDM では、活動内容として「経済裁判所裁判官を中心とした編集会議にて、注釈書草案を検討・評価する。」(活動:1-8)ことが掲げられているが、当該検討は行われなかった。

だけ本当に理解しているのか、また、この草案の内容が本当にウズベキスタンにおける倒産実務に定着するののかという問題を残したことは否めず、ウズベキスタン側 WG に注釈書作成のノウハウが残されたのかも疑問が残り³⁷、何と云っても、ウズベキスタン側 WG が、本注釈書が完成したことで満足してしまい、本注釈書の草案のレベルに問題があったことを実感してくれていないのではないかという疑問が払拭できないところである。

また、2006年12月の本注釈書の草案完成期限を目前にして草案の改訂を短期集中的に行ったため、議論を尽くすことができない論点も残ることになり、完成した本注釈書の内容には、未だ不十分な点が残されてしまった(そのような点の一部については、提言書で取り上げた上で、今後の解決方法を提言している。)

このような注釈書のレベルをめぐる問題は、本プロジェクトの終了時評価の際にも問題となった。

本プロジェクトの PDM においては、「成果1」として、「実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される」と掲げられており、その指標も「倒産法注釈書の内容」とされている。しかし、このような指標の評価を具体的にどのような手段に基づいて行うかは、なかなか難しい問題である。

本プロジェクトの終了時評価の結果をまとめる協議過程においても、日本側からは、本注釈書のレベルには問題があるという意見が出された。しかし、ウズベキスタン側は、依然、「本注釈書のレベルについては、問題はない」という認識であり、「日本側は本注釈書のレベルに問題があるということであるが、誰がどのような根拠に基づいてそのようなことを言っているのか。証拠を示してほしい」というコメントが出され、納得が行かないようであった。

本プロジェクトにおいて、「成果」として「実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される」ことを掲げ、その指標を「倒産法注釈書の内容」と設定したことは、一見合理的、かつ、魅力的であるように思えるが、そのような質的な判断要素を評価基準として設定した場合、実際に具体的にその達成度を評価するにはかなりの困難が伴うことを念頭におく必要があり、また、プロジェクト関係者間の見解の相違により混乱を招く可能性があることを、今回実感したところである。

(2) 本注釈書の読み手(ターゲット)について

本プロジェクトの終了時評価においては、「注釈書の草案作成作業過程において、本プロジェクトに関わる担当者間で差異が生じていることが分かった。つまり、上位目

³⁷ 本プロジェクトにおいては、注釈書作成のノウハウを取りまとめた資料が作成されなかったことも問題点である。本プロジェクトの PDM においては「成果4」として「注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。」と掲げられており、その指標データ手段として「ノウハウを取りまとめた資料」が掲げられている。2007年9月3日に開催した公開セミナーにおいて、アマンオブ氏からは、「SECには注釈書作成のノウハウが蓄積された」旨の報告がされている(本誌第32号48ページ)、本プロジェクト中に「ノウハウを取りまとめた資料」は作成されず、具体的にどのようなノウハウが蓄積されたのかは判然としない。また、仮に SEC の本プロジェクトの現在の担当者やウズベキスタン側 WG メンバー個人レベルではノウハウが残されたとしても、資料として残されない以上、本プロジェクトの現在の関係者以外にノウハウが継承されないことが懸念される。

標(overall goal)を強く意識し、注釈書は、ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えているべきであると考える者もいれば、倒産法はウズベキスタンでは非常に新しい法律であることを考慮して、注釈書はプロジェクト期間内に遅滞なく発刊すべきであると認識し、可能な範囲での倒産法の適用の標準化の重要性に注意を払った者もいた。」と指摘されている（2007年9月5日付け協議議事録(M/M)「4. 評価5項目による評価結果、4-1 妥当性」を参照）。

ここで指摘されている差異が生じた理由の一つとして、本注釈書の読み手としてどのような者を想定しており、その読み手の要望に応えるには注釈書の内容をどのようにすべきか、という点について、本プロジェクトの関係者間に差異があったことが挙げられる。

「注釈書は、ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えていなければならない」と考える者は、日本側 WG メンバーが中心であった。この立場からは、倒産法の適用を標準化するためには、本プロジェクトの PDM においてはターゲットグループが「経済裁判所の裁判官」と設定されてはいるが、経済裁判所の裁判官だけを読み手として想定するのではなく、債権者と債務者又は債権者どうしの利害関係を調整する職責を担う管財人や、実際に倒産制度を利用する立場である企業や金融機関、それらの者から法律相談を受ける弁護士、倒産制度を理論面において深化させる存在である学者、あるいは将来倒産制度の担い手となる存在である学生等、その対象を幅広く捉える必要があると考えることになる。そのような観点からは、注釈書の内容としては、経済裁判所の裁判官のみに必要な情報を記載するのではなく、管財人等にとっても有益な情報も記載すべきということになるし、本注釈書の執筆陣（ウズベキスタン側 WG メンバー）の中に管財人等も含めるべきという発想につながるようになる。

日本側 WG メンバーがこのような発想を有するようになった理由については、本プロジェクトにおいて、「注釈書」という書籍の型式を選択したことが影響していると考えられる。例えば、本プロジェクトにおいて、「経済裁判所の裁判官を対象とする実務マニュアル」を作成するとしたならば、その読み手については、「経済裁判所の裁判官」に焦点を当てて、当該マニュアルの内容を考えていくという発想になったであろう。しかし、「注釈書」という書籍名を聞けば、管財人、企業や金融機関等、経済裁判所の裁判官以外にも読み手となると想定するであろうし、しかも、本プロジェクトにおけるプロジェクト目標が「倒産関連法を『効果的かつ統一的に運用するための注釈書』が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。」とされ、さらに、本注釈書がウズベキスタンにおいて初の倒産法に関する包括的な書籍ということであれば、本注釈書は広い層に活用されるべきであり、本注釈書についてはその読み手を経済裁判所の裁判官のみに限定した内容にすべきではないという発想に傾くであろう。

また、本注釈書の作成過程において、日本側 WG とウズベキスタン側 WG とで、本注釈書の読み手についてどのような者を想定しているかという議論を何回か行ったが、その際、ウズベキスタン側 WG も、「本注釈書の読み手は経済裁判所の裁判官に限られる

わけではなく、管財人、企業や金融機関等の層にも利用されるべきである」と発言していた(ただ、この点については、ウズベキスタン側 WG は、本注釈書の本来の読み手は、あくまでも経済裁判所の裁判官や非独占化委員会の職員であり、管財人、企業や金融機関等は本注釈書の副次的な読み手にすぎないと考えていたのではないかと思われる。)ことから、日本側としては「そうであるならば、注釈書の内容も、管財人、企業や金融機関等のニーズも意識した内容にすべき」と考えたことも、日本側 WG メンバーが上記のような発想を有するようになった理由の一つとして挙げられよう。

一方、「注釈書は遅延なくプロジェクト期間内に発刊すべきであると認識し、可能な範囲での倒産法の適用の標準化の重要性に注意を払った」のは、ウズベキスタン側 WG メンバーが中心であった。

ウズベキスタン側 WG メンバーの認識としては、とにかく、現在、倒産法についての包括的な文献が存在しないため倒産実務に混乱を来しているので、「倒産法の適用の標準化」よりも、実務の指針となるような書籍を早急に発刊することを重視すべきというものであったと思われる。

その観点からは、本注釈書の執筆陣としては、「即戦力」が求められることになるだろう。この点については、ウズベキスタン側 WG の責任者であるアジモフ氏自身、2007年7月の終了時評価現地調査団の派遣期間中に実施したインタビューにおいて、ウズベキスタンでは管財人制度は2003年改正の倒産法において本格的に導入されたばかりであることから、管財人はまだ本注釈書を執筆する「即戦力」とはなり得ず、倒産実務の経験の豊富な経済裁判所の裁判官や非独占化委員会の職員を中心にウズベキスタン側 WG を構成したと述べている。

しかし、倒産事件手続は、すべての過程に経済裁判所や非独占化委員会が関与するわけではなく、管財人が中心になって行う業務も多い。そのことにかんがみれば、管財人については、ウズベキスタン側 WG メンバーとして本注釈書の執筆を担当するということでなくとも、ウズベキスタン側 WG にオブザーバとして参加してもらうことや、管財人からウズベキスタン側 WG に対しコメントを提出してもらうという選択肢もあったと思われる。

また、本注釈書の読み手(ターゲット)をめぐるウズベキスタン側の認識は、本注釈書が発刊され、注釈書の普及活動を実施する際にも、顕在化した。

この点については、本誌第33号(2007年12月号)112ページ以下の松嶋元長期専門家の執筆記事に詳しく記載されているのでここでは詳細は割愛するが、同記事では、地方セミナーに参加した弁護士からは当該セミナーを評価する声があったにもかかわらず、経済裁判所は民間セクターに地方セミナーに参加してもらう必要性を感じていなかったこと等が報告されている。

本件をめぐるウズベキスタン側 WG の対応を見ていると、経済裁判所や非独占化委員会等の国家機関が管財人、企業や金融機関等の民間セクターからのニーズを吸い上げ、倒産制度全体の改善を目指そうという動きに至るには、まだまだ時間を要するように思

われる。

(3) 本プロジェクトにおける日本の役割

本プロジェクトにおいては、日本側はどのような知見を提供して本注釈書の作成を支援することができるのかということも問題となった。

本注釈書の草案作成作業の初期においては、本邦研修、あるいは短期専門家派遣実施の際に実施したフォローアップセミナーにおいて、日本の倒産法制・倒産実務の講義や倒産実務関係機関の訪問を実施していた。その目的は、日本の倒産法制・倒産実務を紹介することにより両国の倒産法制及びその運用の比較研究を実施し、これによりウズベキスタン側参加者が得た知見等を本注釈書の内容及び構成等に反映させ、もって注釈書の内容及び構成等の充実を図ることにあつた（PDM 上の「活動:1-3 「(ウズベキスタン現行倒産法制の問題分析のため) 日本その他の国の倒産法制及び実務について、情報収集・分析する。」に該当する。）。

しかし、本プロジェクトにおいては、結果として、この目的は実現されなかった。

もちろん、各本邦研修やフォローアップセミナーのプログラム構成については相当の検討が行われ、各講師は日本における倒産法制・実務分野の第一人者の方ばかりであり、質の高い講義を提供いただいた。また、各訪問先においても充実した資料を準備いただき、研修員からの質問にも丁寧に対応いただき、日本側から提供されたこれらの知見は極めて充実した内容であつたと言える。

本プロジェクトの目的が、ウズベキスタン側に日本の倒産法制・倒産実務についての知見を取得してもらうことであれば、これらの内容は非常に有益であつたと思われる。

また、本プロジェクトとの関係においても、ウズベキスタン側から見て、「なぜ日本側 WG はそのようなコメントを出すのか」という背景を知るのには有益であつたと思われる。

しかし、残念ながら、これらの知見が本注釈書の内容に直接的、具体的に反映されたとは言い難い。

その理由としては、やはりウズベキスタン倒産法の立法の際に日本の法制度が参考にされなかったことが挙げられよう。ウズベキスタン倒産法はロシア倒産法の影響を強く受けており、その内容も酷似していることから、本注釈書を作成するに際して参考とされるべきは、ロシア倒産法であつた。日本の倒産法制はウズベキスタンの倒産法制とその内容が異なりすぎており、両国の倒産実務の様相もかなり異なることから、日本の倒産法制・倒産実務についての知見を本注釈書の内容に有効的に反映することは困難であつたと思われるし、ウズベキスタン側 WG メンバー自身も、2007年7月の終了時評価現地調査団の派遣期間中に実施したインタビューにおいて、そのように回答していた。

もっとも、ウズベキスタン側 WG メンバーの中には、日本の倒産法制・実務に関心を持つ者もおり、本注釈書の草案中に日本の倒産法制との比較についての記載がされたこともあつた。しかし、その記載は僅かなフレーズに留まり、いわば「豆知識」のような形で日本の倒産法制が紹介されていたにすぎず、その記載が本注釈書におけるウズベキ

スタンの倒産法制の説明全体とどのようにつながるのかという有機的関連性が不明であった。仮に本注釈書に日本の倒産法制との比較法的観点を盛り込むのであれば、本注釈書の全体方針としてそのような方針を打ち出さないと意味がないと思われるが、ウズベキスタン側 WG 全体としてそのような方針を定めることは行われず、結局、日本の倒産法制・実務についての知見を本注釈書に反映するということは行われなかった。

むしろ、本プロジェクトにおいては、(1)で前述したように、2005年8月30日～9月10日に実施した短期専門家派遣の際にウズベキスタン側 WG と「注釈書の構造改善」をテーマとした協議を実施する取組等を継続して行っているにもかかわらず、本注釈書の草案の改訂はほとんど進まず、本注釈書の草案が未だ法制的な問題点を多く抱えていることが大きな問題となっており、日本側 WG にとっては、この問題にいかに対処するかが喫緊の課題となっていた。

このような背景の下、本プロジェクトの方針としては、2005年11月に実施した第5回本邦研修を最後に日本の倒産法制・倒産実務の講義や倒産実務関係機関の訪問は行わないこととする一方、今後は本注釈書の草案についての協議のみを実施して、草案の改訂作業に集中することとし、日本側 WG のコメント方針としては、日本の持つ立法技術や法解釈技術をいかしたコメントを行うことによって本注釈書の草案の抱える法制的な問題点を解決すべく、専ら法制技術面からのコメントをウズベキスタン側 WG に提出することとした。

もっとも、このような法制技術面からのコメントについては、前述のとおり、ウズベキスタン側 WG は、日本側のコメントは細かすぎる、あるいはウズベキスタンにおける実務に即していないという認識を有しており、その重要性はあまり理解されず、結果としては、ウズベキスタン側 WG のニーズとは合致しなかった。

ところで、法制技術面についてのコメントを出す場合、日本側 WG は自らが有する日本の倒産法制・実務の知見を活用するのではなく、法律専門家として有する法解釈技術を活用して、ウズベキスタン側 WG が作成した草案に対してコメントを行うこととなる。

日本は世界的に見ても精緻な立法技術や法解釈技術を有しているということができ、その技術を活用して、整合性に問題がある草案の記載について指摘したり、条文の解釈を展開して草案の内容を充実させることについては日本の優位性を発揮できると思われる³⁸が、それは、日本側が、支援の対象となる法令及びその関連法令を十分理解して、初めて実現できるものである。

本プロジェクトにおいて、日本側 WG は、支援の対象であるウズベキスタン倒産法は

³⁸ もっとも、本プロジェクトにおいては、日本側 WG は、ウズベキスタン側 WG の作成した草案に対して、「法制技術面からのコメント」を行う前提として、草案の記載の順番を入れ替えさせたり、重複している記載を削除させたり、明らかに誤記である事項を修正させたりするような単純なコメント作成作業に追われることも多く、特に法的専門知識がなくとも一般的な文書読解力・論理力があれば作成できるようなレベルのコメントを多数出さざるを得ない状況であり、日本側 WG が出したコメント全てが「日本が本来有する立法技術や法解釈技術を活用して、日本の優位性を十分発揮できた」ものであるとまでは言えないであろう。強いて言えば、日本側 WG が粘り強い対応を行ったことに「優位性」を見出すことができるかもしれないが、それは「優位性」というよりは「国民性」に起因というべきであろう。

もちろん、同国経済訴訟法、裁判等執行法、民法、担保法等の関連法令や、ロシア倒産法の条文や注釈書を読み込む作業を行ったが、このような手法を採る場合、翻訳に要する労力の問題³⁹も含め、日本側の労力は極めて大きくなり、そのような労力をかけて日本が支援を行う理由は何か、また、そこまで労力をかける必要がある活動について本当に日本の優位性を見出すことができるのかという問題にも直面することになる。

本プロジェクトにおいては、日本側 WG は試行錯誤しながらコメント方針を検討し、結局、法制技術面からのコメントを行うことで本プロジェクトを進めることとしたのであるが、振り返って考えてみると、もっと早期に、ウズベキスタン倒産法の沿革を調査し、ウズベキスタン倒産法とロシア倒産法の関係を認識し、ロシア倒産法の分析作業に着手すれば、もっと早期に、本プロジェクトにおいて日本はどのような知見を提供して本注釈書の作成を支援することができるのかという問題についての考え方、あるいは本プロジェクトの方針やコメント提出の方針を固めることができたかもしれない。

今後も、本プロジェクトのように、日本が立法支援に関与していない、あるいは立法において日本法が参考にされていない法令について、その運用を改善しようという法整備支援活動を実施しようとする場合があると思われるが、本プロジェクトの経験にかんがみ、その際には、日本はどのような知見を提供できるのかを慎重に検討し、また、少なくとも支援対象法令の沿革を研究しておく必要があると思われる。

(4) 注釈書作成作業と注釈書普及活動の関係

本注釈書作成作業と本注釈書普及活動の関係についても、少し触れておきたい。

本プロジェクトにおける本注釈書の普及活動の位置付けは、明確ではなかった。2004年7月に日本側とウズベキスタン側とで合意した、本注釈書を作成することを目的とする本プロジェクトを発足させることについての協議議事録(M/M)においては、本注釈書を作成することについてはその内容とされているが、本注釈書の配布先や普及活動については言及されていない。

その後、JICA と SEC との間で締結された2005年11月14日付け合意議事録(R/D)中の「マスタープラン」においては、本プロジェクトの活動として、「注釈書の効果的な活用プラン（施策）について検討する。」ことや「活用プラン（施策）を具現化するための取組を行う。」ということは一応掲げられてはいるが、それが本注釈書の普及活動を意味するものなのかという位置付けは明確ではないし、本プロジェクトの実施過程において、その目的や意義について十分な議論があったとも言い難い。

実は、日本側も、当初は、本注釈書の普及活動の重要性についてあまり認識していなかった。また、当初は、日本側としては、本注釈書が完成すれば、その普及活動は、当然、SEC が独力で行うであろうから、わざわざ本プロジェクトの内容に組み込む必要は

³⁹ ウズベキスタンにおいては、法令は国語であるウズベク語で公布されるほか、公用語であるロシア語版も作成されるところ、ウズベク語又はロシア語を解する日本の法律専門家の数が決して多くない現状にかんがみると、当該法令の内容を理解するには、日本語に翻訳する必要がある。また、ウズベキスタンの法令につき、国際機関、学術機関、法律事務所等が作成した英訳版が存在する場合もあるが、翻訳の精度に問題がある場合も多く、本プロジェクトのような精緻な作業が必要な場合には向かない場合もある。

ないという認識でもあったと思われる。そもそも、本注釈書の草案の作成を開始したころの日本における法整備支援活動をめぐる状況に照らすと、成果物の普及活動の重要性というものはあまり議論されていなかったと思われる。

日本側 WG は、本注釈書の作成過程を通じて、その普及活動の重要性を認識するに至ったのである。つまり、本注釈書の草案についてのウズベキスタン側 WG との協議を通じて、企業や金融機関等の民間セクターにも本注釈書の存在及び内容を知ってもらう必要があることが判明したことから、「いかに本注釈書の普及活動を行うべきか」という問題を意識するようになったのである。

また、実際に本プロジェクトにおいて普及活動を実施してからは、ウズベキスタン側が「成果物の配布」イコール「普及活動」という認識を持っていることも判明し、「成果物は単に配布するだけでは意味はなく、活用してもらわないといけない」という認識をウズベキスタン側に持たせる必要性も意識するようになったのである。

本プロジェクトの終了時評価の際には、ウズベキスタン側は、「本注釈書の普及活動については、当初は本プロジェクトでは定められていなかったにもかかわらず、我々は普及活動を実施したのであるから、その点は評価されるべきである」とコメントしていたが、そのコメントのニュアンスとしては、日本側が本注釈書の普及活動（本注釈書の配布先を細かく指定した上で配布すること、地方セミナーを開催すること、とりわけ地方セミナーに民間セクターを参加させること）を実施するように言ってきたので対応したという認識であることがうかがえ、普及活動の実施を自分たちの問題として捉えていないことがうかがえた。

前述のとおり、2008年1月18日に開催した「第9回法整備支援連絡会」は「法整備支援における成果と課題—成果物の普及を中心として—」をテーマとして開催されたが、このようなテーマが採り上げられるようになったことにかんがみると、最近の日本の法整備支援活動をめぐる状況としても、成果物の普及活動の重要性が認識されつつあるといえよう。

また、成果物の普及活動を実施することを意識するようになれば、成果物の作成プロセスや成果物の内容も、普及活動のターゲットを意識したものになり、成果物の作成作業と成果物の普及活動が有機的なつながりを有するようになる効果も生じるとと思われる。

今後、本プロジェクトのように何か成果物を作成するプロジェクトを形成する際には、当該成果物の普及活動を実施することを始めから念頭においてプロジェクトを形成することが効果的であると思われ、そのことによりカウンターパートとのトラブルも回避することができると思われる。

III 本注釈書の作成作業を通じて判明した法制的問題点

以下では、本注釈書の作成作業を通じて判明した法制的問題点、とりわけウズベキスタ

ン倒産法がロシア倒産法に依拠していることに由来する法制的問題点⁴⁰について紹介し、併せて、提言書の作成について紹介する。

1 法解釈に対する態度について

本プロジェクトにおいて当初ウズベキスタン側 WG メンバーが作成した本注釈書の草案を見ると、条文の解釈がほとんど記載されておらず、条文の文言の再掲にすぎないような草案や、解釈の結論は記載されているが、その結論に至る理由が不明な草案が散見された。

そこで日本側 WG では、解釈を展開することが必要と思われる点を探り上げて、条文の解釈を記載するようコメントを提出し続けた。

しかし、ウズベキスタン側 WG の反応は、実例のない事項については、「実例がないので解釈を記載できない」とか、「実務では発生しないので解釈を記載する必要はない」ということで議論が止まってしまい、また、その結論に至る理由が不明な場合、当該理由を補充・修正するように求めると、「我々には分かるのでこのままで問題ない」という回答で終わってしまい、解釈を展開して本注釈書に記載するということがなかなか行われなかった。

このようなやり取りを繰り返して本注釈書の草案の協議を進めるうちに、ウズベキスタン側 WG からは、本注釈書に条文の解釈を記載しない理由について、「法律の解釈は立法者や憲法裁判所が行うべきことであり、我々が勝手に注釈書に記載することはできない」という説明がされるようになり、本注釈書に条文の解釈が記載されない理由が明確になってきた。

この背景には、社会主義法の影響が残っている国においては、法律の解釈は国民の代表である議会（国会）の専権事項であり、研究者や実務家が法律を「解釈」することは許されないという考え方が浸透していることがあると思われる。

また、同じく本注釈書の草案の協議を進めるうちに、ウズベキスタン側 WG メンバーに見られる一般的傾向として、倒産実務において何か問題が生じた場合には、その問題が生じた時点で当事者が個別的に倒産関連法令の条文を適用して問題の解決を図れば十分であり、その問題の解決後、どのような問題が生じ、その問題をどのように解決したかという事例を蓄積し、分析し、類型化する作業を行うという発想が希薄であることが分かってきた。また、その解決に至る過程も蓄積されないので、その過程において行われた倒産関連法令の条文の適用が合理的なものかどうかの検証もされないことになる。

そして、このような傾向がウズベキスタン側 WG メンバーによる本注釈書の草案の執筆方針においても顕在化し、倒産実務で発生しないような事項についてあらかじめ条文の解釈を展開して本注釈書に記載する必要はないという発想につながっていると思われる。

⁴⁰ ロシア倒産法を参考にして制定されたウズベキスタン倒産法がウズベキスタンの経済の実情や経済システムに合致しているかどうか等といった経済的観点や制度的観点からの問題は、本稿では割愛する。本稿では、専ら、法制的観点から見た問題点を採り上げる。

更に言えば、本注釈書において条文の合理的な解釈を展開した上で、条文の解釈や運用の統一が確保される方向に導くことにより法的予測可能性を確保する、という視点も持ち合わせていなかったことを感じたところである。

2 立法能力についての問題点

ウズベキスタン倒産法の解釈に混乱を来している理由の一つに、立法担当者の能力の問題があると思われる。これはウズベキスタン側 WG メンバー中のウズベキスタン倒産法の立法担当者との本注釈書の草案についての協議を通じて実感したことであるが、ウズベキスタンにおいては、立法担当者に、自らが規定しようとしている事項を条文の構成要件として構成し、条文の形式に書き下ろす能力が欠けており、このことが条文の文言からは読み取ることのできない解釈が生じてしまう一因になっていると思われる。

その一例を挙げると、例えば、倒産法第 188 条は、「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定している。

しかし、これまでのウズベキスタン側 WG との協議においては、実務上は、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、簡易倒産手続の適用があるという説明を受けている。

確かに、第 188 条の目的は、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかないので、監視手続を省略したり、事件審理期間を一般倒産事件と比較して短期間にしたりして、事件手続を簡素化するところにあるが、この点の必要性については、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明であれば同じはずであろう。

本件については、立法担当者の意図としては「通常清算中の法人債務者」に限定するつもりはなかったと思われるが、条文に書き下ろす際に「通常清算中の法人債務者」と限定して規定されてしまっているのである。

もちろん、本件の根本的な解決のためには、立法的な解決が図られる必要があろう（本件については、提言書第 11 章の 3 を参照）。

次に、本プロジェクトを通じて判明したことは、ウズベキスタン倒産法の条文についての整合性（ウズベキスタン倒産法の条文と（下位法令を含む）他の法令の条文との整合性及びウズベキスタン倒産法の条文どうしの整合性）に問題があることが多く見られることである。

これら整合性に問題がある例については提言書でも指摘しており、ウズベキスタン倒産法の条文と他の法令の条文との整合性については、例えば倒産法と民法（提言書第 1 章の 1）、倒産法と裁判等執行法（提言書第 3 章・第 4 章の 6）、倒産法と担保法（提言書第 7 章の 4-1）、倒産法と内閣令（提言書第 6 章の 6）等について指摘している。

ウズベキスタン倒産法の条文どうしの整合性に問題がある例も、枚挙に暇がない。

その中でも、典型的な例としては、同一の概念についての規定が総則（1 章）と各倒

産手続、つまり、監視（４章）、裁判上の再生支援（５章）、外部管財（６章）又は清算手続（７章）に存在する場合、総則の規定と各倒産手続の規定との間に齟齬が見られることが挙げられる。

総則中には、債権者、債権者集会、債権登録簿や管財人等、ウズベキスタン倒産法全体に共通の主要な概念に関する規定が存在するが、これらの規定が各倒産手続中にも存在する場合がある。このような場合、総則の規定と各倒産手続の規定との間に齟齬が存在するときがあり、これがウズベキスタン倒産法の解釈に混乱を来す原因になるのである。

例えば、給与支払請求権について、総則の第３条によれば、給与支払請求権を有する債権者は、倒産法上の「債権者」に該当することになり、そうであれば、債務者につき倒産事件手続が開始されると、当該債権者は倒産法の定める債権届出手続によってしか弁済を受けることができないはずである。しかし、給与支払請求権については、各倒産手続中にも規定があるところ、この各倒産手続中に存在する給与支払請求権についての解釈が不明確であることも手伝い、ウズベキスタン側 WG は、給与支払請求権については、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を受けることができると解しており、本注釈書においても、そのように記載されている。

給与支払請求権につき倒産法の定める債権届出手続によらず弁済を受けることができるように制度設計したいのであれば、そもそも給与支払請求権を有する債権者を倒産法第３条の「債権者」から除外すれば解釈の混乱を防ぐことができるのに、なぜそのように規定しないのか疑問が生じるところである（本件については、提言書第１章の 4-1,4-2 参照）。

もう一つ例を挙げると、管財人の解任についての規定を挙げることができる。管財人の解任の要件については、総則（21 条）に規定が設けられていることに加え、再生支援管財人（80 条）、外部管財人（96 条）及び清算管財人（140 条）についての条文にも規定が設けられている（一時管財人については、第４章（監視）中に、個別の解任規定は設けられていない。）。しかし、詳細はここでは述べないが、それぞれの条文において、誰が経済裁判所に管財人の解任の申立てができるのか、また、管財人を解任するためには債権者又は債務者に損害が発生したことを要するのかという要件が異なっており、特に総則における要件と各倒産手続における要件が異なっている場合、解釈に混乱を来すことになる。このように各規定においてその要件に差異を設けている理由をウズベキスタン側 WG に確認しても明確な回答はなかった。本件については、そのような差異を設けている合理性が不明であり、なぜ各規定において平仄を揃えなかったのか、理解できないところである。更にややこしいことに、2006 年 1 月 27 日付け最高経済裁判所総会決議第 13 項等がこれらとは別個の解任事由を規定しているので、解釈の混乱に一層の拍車をかけている。

また、ウズベキスタン倒産法の条文に関しては、立法体系の構造が判然としない例（例えば、一般法と特別法の適用優先順位等の問題）も多く見受けられる。

典型的な例は、経済訴訟法と倒産法との関係であるが、これは提言書でも触れている

(提言書第3章・第4章の1)。

また、提言書では取り上げていないが、裁判外再生支援手続についての第33条の注釈には「倒産法は、国家支援によらない裁判外再生支援の最短・最長期間を規定していない。ただし、農業企業については、農業企業再生支援法第13条⁴¹により期間が限定されている。また、倒産法第161条⁴²は、農業企業に対する裁判外再生支援の期間延長ができることを定めている。」と記載されており、農業企業の裁判外再生支援についての特別法である農業企業再生支援法の特則を、一般法である倒産法が規定するという奇妙な構造を有している例も見受けられる。

さらに、準用規定についても問題が多い。ウズベキスタン倒産法中には、本来、準用規定を設けるべきなのに抜け落ちている例(この点は、債権届出手続や債務弁済手続等、各倒産手続(監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続)において規定されている事項について、多く見られる。)や、準用すべき規定を誤っている例(89条1項)も散見される。

3 解釈能力についての問題点

本注釈書の草案についての協議を通じて、ウズベキスタン側WGメンバーの解釈能力についても問題があるのではないかと感じたことが多い⁴³。

特に、ウズベキスタン側WGとの協議で印象的だったのは、ウズベキスタン倒産法においては、経済裁判所が倒産事件において出した決定のうち、経済訴訟法に規定されていない決定に対しては、倒産法の定める場合に限り、倒産法が定める手続によってのみ、不服を申し立てることができる(60条1項、2006年1月24日付け最高経済裁判所総会決議142号21項)が、この点について、ウズベキスタン側WGメンバーの中には、そのような解釈は経済訴訟法第1条⁴⁴及び憲法(具体的な条文は不明)に反するものであり、経済裁判所が倒産事件において出した決定については、すべて不服を申し立てることができるかと解すべきであると主張する者がいたことである⁴⁵。このケース以外でも、ウズベキスタン側WGメンバーには、各法令の目的規定や一般条項等を根拠に、具体的権利・義務について解釈する事例が比較的多く見られたし、また、例えば、ウズベキスタン側WGメンバーが「管財人はこのような権利を有する」と説明する場合に、当該権利が倒産法の明文では規定されていないので、日本側WGからその根拠を尋ねると、

⁴¹ 農業企業再生支援法第13条「農業企業の裁判外再生支援は、最長24か月間実施される。」

⁴² 倒産法第161条第2項「裁判外再生支援期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判外再生支援期間は、12か月間延長することができる。」

⁴³ 本注釈書の記載というよりは、最高経済裁判所総会決議の内容に由来するものであるが、提言書で紹介している第3章・第4章の4の事案も、ウズベキスタンにおける解釈能力についての問題点を如実に示しているものと言えよう。

⁴⁴ 経済訴訟法第1条「①利害関係者は、本法典の定めるところにより、誰でも経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利又は法により守られる利益の保護を求めることができる。②経済裁判所への訴えの権利を拒否することは、無効である。」

⁴⁵ ちなみに、ロシア倒産法においては、仲裁裁判所が倒産事件において出した決定については、すべて不服を申し立てることができるかとされている(61条3項)。

「裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。」(19条2項)という規定を根拠に挙げることもあった⁴⁶。

また、ウズベキスタン側 WG が作成した本注釈書の草案には、例えば、「〇〇の規定は、この問題の解決を試みている」、「〇〇は、一連の条件を判断して決定される」というような表現が散見された。しかし、これでは、「どのような問題がどのように解決されたのか」、「一連の条件とは何か」ということが不明である。

このように、ウズベキスタン側 WG が作成した本注釈書の草案には、説明内容の表現が抽象的なものが多く、具体的な条文の解釈が展開されていない例が多く見られたことも特徴であった。

そのほか、ウズベキスタン側 WG メンバーの解釈能力に問題があると思われる例も枚挙に暇がないが、ここでは、その中でも、かなり解決に時間がかかった例を紹介する。

本注釈書の草案についての協議において、倒産法の立法担当者であったウズベキスタン側 WG メンバーは、「外部管財手続において、外部管財計画に債務の支払計画を記載し、当該外部管財計画につき債権者集会の承認を得れば、外部管財人は、経済裁判所の決定がなくとも、債務を弁済できる」と説明していた。しかし、日本側 WG は、倒産法の条文を見ても、なぜそのような結論になるのか分からず、その根拠を何度も確認したのであるが、当該メンバーは、結論を述べるのみで、その根拠は判然としなかった。また、ウズベキスタン側 WG の他のメンバーに聞いても、「立法担当者がそういうのだから、そうなのだろう」という回答が返ってくるばかりであり、実務においても、このような運用がされているということであった。

結局、本件については、日本側 WG から、「①外部管財期間中は、倒産法第10条第1項による個別弁済禁止規定や、第93条のモラトリアムの規定が適用されるのであるから、法令が例外を定めている場合や、経済裁判所による特定順位債権者による支払開始決定(118条6項3号)による場合以外は、債務の弁済は認められないのではないか。②外部管財計画に債務の支払計画を記載し、外部管財計画につき債権者集会の承認を得れば、外部管財人は、経済裁判所の決定がなくとも、債務を弁済できるという説明は、裁判上の再生支援における債務弁済計画表の扱いと混同しているのではないか。裁判上の再生支援においては、債務弁済計画表に記載された内容に従い債務の弁済が行われるが、債務弁済計画表は債権者集会の承認を得た後、経済裁判所の承認を得る必要がある。しかし、外部管財計画については、経済裁判所の承認を得る必要はないとされている。」というコメントを提出し、その結果、第106条第2項の注釈には、「外部管財計画には、また、債権者に対する支払予定表を含むこともできる。ただし、外部管財期間中は、モラトリアムの効力が継続しているので、外部管財期間中において支払予定表に基づき債権の弁

⁴⁶ また、ウズベキスタン側 WG が管財人の義務の根拠につき説明する際に、「裁判所任命管財人は、倒産手続を実施するに当たり、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に活動しなければならない。」という第19条第5項を挙げる場合も多く見られた。同項が単なる訓示規定なのか具体的な管財人の注意義務を定めたものなのかは十分検証できなかったが、いずれにしても、具体的にどのような義務違反が同項の定める義務違反になるのかという事例の蓄積や分析は行われておらず、同項の注釈にも具体的な記載はない。

済を行うためには、モラトリアムの効力が及ばない債権（93条1項、5項、6項）を除き、弁済を行う債権につき、経済裁判所による特定順位債権者による支払開始決定（118条6項3号）を得る必要がある。」と記載された。

もともと、この結論につき、当該メンバーが納得しているかどうかは、検証していないところであり、この結論が実務に定着するかどうかも未知数である。

4 ロシア倒産法への依拠に由来する問題点⁴⁷

本プロジェクトに携わって強く感じたことは、ウズベキスタン倒産法がロシア倒産法に依拠していることが、上記1から3で前述したような法制的な種々の問題を引き起こしている一因なのではないかということであった。

ウズベキスタン倒産法はロシア倒産法の影響を強く受けており、両者の構造はほぼ同様で、各章が規定している内容も、明確な応答関係を示している（第1章が総則、第2章が裁判外再生支援、第3章が経済裁判所（ロシアでは仲裁裁判所）における倒産事件の審理、第4章が監視・・・というように、ほぼ同様である。）⁴⁸。

両者の構造がほぼ同様であることは、ウズベキスタンが旧ソ連邦に属していた経緯により、独立後もロシアの法制がウズベキスタンに強い影響力を及ぼしていること、また、旧ソ連崩壊後、市場経済体制への移行を図っているウズベキスタンが、先行して市場経済化促進のための法整備を行ったロシアを後追いする形で、ロシアの法制を参考にしていることに起因すると思われる。

このこと自体は、ある意味自然な流れであるともいえるが、今回、本プロジェクトを実施して感じたことは、ウズベキスタン倒産法がロシア倒産法を受容する過程に問題があり、種々の問題を引き起こしているのではないかということであった⁴⁹。

つまり、①ウズベキスタンにおいて独自に立法趣旨を検討したというよりは、ロシア倒産法の条文に依拠してウズベキスタン倒産法を制定・改正してきたが故に、立法趣旨を考察することがあまり行われていないこと、②ロシア倒産法をウズベキスタン倒産法に移植する際に、ウズベキスタンにおける立法能力・法解釈能力の低さに起因して、ロシア倒産法の移植が不完全な形で行われてしまい、条文として必要な事項が抜け落ちてしまったり、他の条文あるいは他の法令との整合性が確保できない状況が生じていること、③両者の構造がほぼ同様であるが故に、ロシア倒産法の条文とウズベキスタン倒産法の条文との関係を十分分析しないままロシア倒産法の解釈を安易に流用してしまっており、ウズベキスタン倒産法の解釈に問題を生じさせていること等である。

以下、上記の3つの問題点について、説明を補足する。

⁴⁷ この点について詳細に論ずるものとして、松嶋希会「ウズベキスタン倒産法注釈書支援」香川孝三・金子由芳編「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」（ミネルヴァ書房）134ページ以下を参照

⁴⁸ ウズベキスタン倒産法及びロシア倒産法の概要については、本誌「特集2 ロシア・中央アジアにおける倒産法制」を参照

⁴⁹ もともと、ロシア倒産法自体にも法制的観点からの問題点が多く見られるところであり、その問題点がそのままウズベキスタン倒産法における法制的問題点になって表れている例も見受けられるところである。

(1) 立法趣旨を検討しないこと

本プロジェクトにおいて、ウズベキスタン側 WG と本注釈書の草案について協議していると、ウズベキスタン側 WG から立法趣旨の説明がない場合が多かった⁵⁰。

その理由については、1で前述したように、旧社会主義国においては、法律の解釈は国民の代表である議会（国会）の専権事項であり、研究者や実務家が法律を解釈することは許されないという考え方が浸透しており、その関係で、立法趣旨については立法者ではない研究者や実務家が知る必要はないという考え方が浸透していることもあるのであろうが、そもそもウズベキスタン倒産法を制定・改正する際に、先行して制定・改正されているロシア倒産法に依拠することが可能であったが故に、立法趣旨をあまり検討しないで、法令の制定・改正を行ってきたからではないかと考えられる。

また、ウズベキスタン側 WG メンバーの話によると、ウズベキスタンにおいては、大統領の意向等、政治的な理由により、早急な立法を強いられる場合も多いということであり、そのような場合は、立法趣旨を検討して条文作成作業を行う余裕もないことから、とりあえず、先行して立法が行われているロシアの法制を参考にして立法作業をしている現状もあると思われる。

以上の内容については、本プロジェクト中に十分な検証を実施したわけではなく、当職が体得した経験に基づいた推測の域を出ないが、(3)で後述するロシア倒産法注釈書の引き写し問題は、このようなことを強く推察させる事実である。

(2) 不完全な移植

ウズベキスタン倒産法の条文のほとんどは、ロシア倒産法の中に当該条文に対応する条文が存在するのであるが、ウズベキスタン倒産法の条文を読んでもみると、ロシア倒産法と全く同じ構成要件のまま移植されているわけではなく、微妙に異なっている場合がある。しかし、その微妙に異なっている点について、法制的に必要な事項が抜け落ちてしまったり、他の条文あるいは他の法令との整合性が確保できていない状況が生じている例が散見される。

ウズベキスタン倒産法が多くの法制的な問題を有していることは上記2で前述しているところであるが、その理由として、立法担当者がロシア倒産法の条文や体系を十分に検討しないまま移植をしていることが推察される。

その例としては、まず、文言のミスと思われるもの（提言書第7章の2等）や、法制上必要と思われる文言や条文が抜け落ちているもの等がある。

法制上必要と思われる文言が抜け落ちている一例として、第121条第2項が挙げられる。同項は「債権者に対する支払いは、本法の定める手続に従い、実施される。」と規定

⁵⁰ ただし、本注釈書に条文の立法趣旨が記載された例も幾つかある（5条2項、93条6項、133条3項等）。しかし、その中には、日本側 WG がロシア倒産法の条文や注釈書を参考にしたコメントに基づいて記載されたものが多い。ただし、133条3項については、本プロジェクト実施中の2005年12月20日付けの改正により新設された条文であり、ロシア倒産法には存在しない条文であるところ、日本側 WG がウズベキスタン側 WG に対して立法趣旨を記載するようコメントを行ったという経緯はあるものの、近時に新設された条文であるという事情もあり、ウズベキスタン側 WG が独力で立法趣旨を記載した貴重な例である。

しているが、「本法の定める手続」とは具体的に何を指すのか不明である。これに対応するロシア倒産法第121条第2項は「債権者に対する支払いは、本連邦法第134条から第138条までの定める手続及び本条の特則に従い、実施される。」と規定しているが、なぜロシア倒産法のような規定にしなかったのか、理解に苦しむところである。この類型の例はウズベキスタン倒産法中に比較的多く見られ、とりわけ第5章に目立つ。

また、法制上必要と思われる条文が抜け落ちている一例として、共益費支払債権についての規定が挙げられる。共益的支払債権は、債務者について倒産事件が開始されたときでも、債権者が債務者に対し、倒産事件手続が定める方法によらずに、個別に弁済を求めることができるという重要な法律上の効果を有するものである。この共益費支払債権について、ロシア倒産法中には、定義規定や法律上の効果を定める規定が設けられているが(5条)、ウズベキスタン倒産法においては、その文言自体は同法中に存在するものの(81条1項4号、125条1項6号)、肝心の定義規定や法律上の効果を定める規定が設けられていないという法制的な問題点を抱えている⁵¹。

このような、ロシア倒産法からの移植の過程における文言のミスや必要と思われる事項が抜け落ちているような問題点がある条文につき、本注釈書では、対応関係にあるロシア倒産法の条文の文言や解釈を参考にして、解釈を記載することにより、不備を補うことを試みている。

しかし、その際に問題となったことは、1で前述したとおり、ウズベキスタン側WGは自らは条文の解釈を行わず、本注釈書に条文の解釈を記載しようとしないうえ、条文の解釈は専ら日本側WGのコメントに基づき行われたことである。そして、そのような問題点がある条文については、かなり強引な解釈を行っているものもあることから、本注釈書の読者が当該解釈に納得するのか、あるいは本当に実務に根づく解釈となり得るのかという問題もある。そのような問題点については、根本的には、立法的解決、あるいは最高経済裁判所総会決議による解決が図られる必要があると思われ、そのための提言を提言書でも採り上げているところである。

また、ロシア倒産法を基にしているウズベキスタン倒産法中の規定にロシア倒産法にはない規定を組み込むことにより、条文の整合性に支障を来している例が見られる。

これも、その原因をたどって行けば、そもそも立法担当者がロシア倒産法の条文や体系を十分に検討しないまま、ロシア倒産法には存在しない独自の条文を接木していることに行き着くであろう。

例えば、ウズベキスタン倒産法には清算計画についての規定があるが(129条)、これはロシア倒産法には存在しない規定である。

ロシア倒産法においては、清算手続において、管財人は、債務者財産の売却についての方法、期間及び条件につき債権者集会(又は債権者委員会)の承認を受けなければな

⁵¹ 共益的支払債権については、2006年1月27日付けウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第142号第19項に定義規定が設けられた。これは、本注釈書の草案についての協議の成果と評価することができる。この点について、本誌第32号46ページ参照

らない(139条1項)。これと同様の規定がウズベキスタン倒産法にも存在し、債務者の財産の売却方法及び日程(予定表)は、債権者集会(又は債権者委員会)の承認を受けなければならない(135条2項)。しかし、ウズベキスタン倒産法の場合、当該事項については清算計画に含まれることを要し(129条1項)、当該清算計画は、債権者集会において、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の承認を受ける必要がある(129条2項)。このように、なぜ同一の事項につき二度も債権者集会の承認を受ける必要があるのか、まず、その合理性が問題となるが⁵²、更に問題なのは、当該事項が含まれた清算計画につき債権者集会の承認が得られない場合(清算手続の承認は、通常の債権者集会の決議成立要件より加重されている。)の清算計画と135条2項による債権者集会の承認との関係が不明なことである(詳細については、提言書第7章の3-2を参照)⁵³。

そのほか、この種の事例については枚挙に暇がないが、更なる具体例については、提言書を参照されたい。

(3) 解釈の安易な流用

ウズベキスタンにおける解釈能力の問題は上記3で前述したが、その一因として、ウズベキスタン倒産法を制定・改正する際に、先行して制定・改正されているロシア倒産法に依拠することが可能であり、自ら立法事実に基づいて、試行錯誤して条文を一から練り上げて作成する作業を行う必要がなかったが故に、条文の解釈を展開する必要性を認識する機会が失われたことが影響していることが挙げられるのではないと思われる。

また、ウズベキスタン側WGが作成した草案を見ると、明らかに不自然な記載が多かったことも問題であった。つまり、どう見ても条文の文言から読み取ることのできない解釈、条文の文言には登場しない文言が突如登場する解釈、あるいは明らかに他の条文の説明と思われる解釈等が記載されている草案が散見された。

その理由としては、ウズベキスタン倒産法の条文の解釈を記載する際に、対応するロシア倒産法の解釈を十分検討しないまま流用してしまうということが挙げられる。つまり、ウズベキスタン倒産法とロシア倒産法は、全般的な構造はほぼ同様であるが、個々の条文レベルで見ると、構成要件が微妙に異なっている場合がある⁵⁴。この場合、両者の違いを十分認識せずに、対応するロシア倒産法の解釈を、十分検討しないまま流用し

⁵² ちなみに、なぜこのように同一の事項につき二度も債権者集会の承認を受けることとしたのかウズベキスタン側WGメンバーに質問したことがあるが、明確な回答は得られなかった。当然、本注釈書にも、その理由は記載されていない。

⁵³ 本件につきウズベキスタン側WGメンバーと協議をしていた際のエピソードであるが、当職がウズベキスタン倒産法とロシア倒産法の比較について論じていると、ウズベキスタン倒産法の立法担当者であるWGメンバーから、「ウズベキスタン倒産法は、ロシア倒産法のコピーでもクローンでもない。日本側は事あるごとにロシアの法制度を引き合いに出すが、我々にとっては、率直に言って、良い気持ちはしない。日本側も、自分の国の法律が欧米諸国の法律を真似していると言われたら、良い気持ちはしないのではないか。」と苦言を呈されたことがある。日本がドイツ、フランス、アメリカ等の欧米諸国の法制度を採り入れてきたことは全く隠す必要はないし、恥じるような事実でもなく、自らが影響を受けている国の法制度との比較検討を行うことはむしろ当然だと思っていた当職は、この反応に驚くとともに、ウズベキスタンのロシアに対する複雑な感情を看取することができた。

⁵⁴ その理由については、(2)で前述したように、ロシア倒産法を移植する際の文言上のミスや立法能力・法解釈能力(立法審査能力)の欠如によるのかもしれないし、あるいは意図的にロシア倒産法とは構成要件を変えているのかもしれないが、いずれにしてもウズベキスタン倒産法の各条文の立法趣旨が判然としないことが多いので、十分な検証はできていない。

てしまうケースが見られるのである。

前述のとおり、ウズベキスタンにおいては、本注釈書が初めての倒産法に関する包括的な書籍となることになる。そのため、現時点では、ウズベキスタン倒産法の解釈、運用、研究等については、ロシア倒産法の文献が使用されている。そして、ロシア倒産法には幾つかの種類の注釈書が存在し、当然、その「文献」の中にはロシア倒産法の注釈書も含まれる。

このようなことから、ウズベキスタン側 WG メンバーも、本注釈書の草案の作成の際には、ロシア倒産法の注釈書を参考にしている。

ウズベキスタン倒産法の条文の解釈を検討する際にロシア倒産法の注釈書を参考にすること自体は、ある意味自然なことであり、また、必要なことでもあり、このこと自体が問題ということではない。本注釈書でも、ウズベキスタン倒産法の条文の整合性に問題があったり、必要な条文や文言が抜け落ちていたり、条文の文言の意味が不明確な点については、対応するロシア倒産法の条文に関する解釈を参考にした解釈を記載して、当該条文の不備を補っている。問題なのは、ウズベキスタン側 WG メンバーが本注釈書の草案を作成する際に、ロシア倒産法の注釈書をそのまま引き写していたことである。

つまり、ウズベキスタン側 WG メンバーの作成した草案の中には、ウズベキスタン倒産法には存在しない条文数や文言が記載されているものがあり⁵⁵、なぜそのような記載が存在するのか調査を進めた結果、対応するロシア倒産法の条文にかかる注釈書の記載をただ漫然と引き写していることによることが判明したのである。

このロシア倒産法注釈書の引き写しについては、もちろん、引用を明示する等の対応をしない場合に著作権に関する問題が発生するという問題もあるが、より本質的な問題として、ロシア倒産法の解釈を安易に流用できる環境があるが故に、ロシア倒産法に依拠してしまい、ウズベキスタン独自の条文の解釈力を低下させている現状があることを物語っていると言える。

5 法制的観点から見た注釈書作成の意義 一条文に基づいた実務運用のために一

本プロジェクトの終了時評価においては、「本プロジェクト関係者の間でプロジェクト目標の理解について差異が見られたが、本プロジェクトの初期段階又は中間段階で理解の齟齬が解消されていたならば、本注釈書の草案作成や改訂についての予期せぬ困難は避けられたであろう。または、最高経済裁判所総会決議に関してガイドラインを作成し、協議するなど、他の取組/成果が選択できたであろう」という指摘がされている（2007年9月5日付け協議議事録(M/M)「6. 本プロジェクトから学んだ教訓」を参照）。

また、2007年9月3日開催の公開セミナーにおいては、ウズベキスタン側及び日

⁵⁵ 一つ例を挙げると、ウズベキスタン側 WG が作成した草案に「倒産法第 227 条、第 230 条」という記載があった。しかし、ウズベキスタン倒産法は第 192 条までしかない（ロシア倒産法には、第 227 条や第 230 条が存在する。）。なぜ、このような不可思議な記載がされているのか原因を調査していたところ、ロシア倒産法の注釈書に全く同じ表現が存在することを発見し、ロシア倒産法の注釈書をそのまま引き写していることが原因であることが判明した。

本側から、ウズベキスタンにおける倒産実務改善のために、倒産事件について経済裁判所の裁判官が出す決定等の書式例を提示する「書式集」の発刊の必要性も指摘されているところである⁵⁶。

本プロジェクトにおいて「注釈書」の作成を選択したことについては、法整備支援プロジェクトとしての評価という視点から見れば、上記のように、「注釈書」の作成・発刊が最良の選択であったかどうかという問題は生じ得よう。しかし、法整備支援プロジェクトとしての評価は別として、ウズベキスタンにおける法制的環境を考慮した場合、本プロジェクトにおいて「注釈書」を作成・発刊したことについては、一定の意義があったものと思う。

本プロジェクトを実施して感じたことは、ウズベキスタンにおける倒産実務においては、倒産法の条文の存在があまり意識されることなく実務が運用されていることである。

例えば、本プロジェクト実施中に当職がインタビューを行った管財人は、現在のウズベキスタン倒産法の問題点について尋ねたところ、「倒産法の条文が、現在の実務の運用に合致していないことである。」と回答し、当職はこの答えに驚いたことがある⁵⁷。もちろん、条文の文言と実務の運用が合致しない場合が生じることはあり得ることであり、そのような場合にこそ条文の解釈が展開され、解釈で立ち行かなくなった場合に立法的措置が採られることになるのであるが、その場合の発想としては、あくまでも条文の文言を基点に置いて、どのような範囲で実務の運用が許容されるかと考えるのが、日本においては通常の出発点であろう。しかし、ウズベキスタンにおいては、そもそも、条文の文言と実務の運用が合致しないことをあまり問題としていることもうかがえず、しかも両者が合致しない場合、実務の運用の方が重視される傾向にある。

このような法制的環境の下、仮に、本プロジェクトにおいて経済裁判所の裁判官向けの倒産実務に関するマニュアル、あるいは倒産法の教科書を作成しようとした場合、ウズベキスタン側WGが作成する草案の内容については、注釈書のように条文ごとに解説を記載するという型式にとられる必要がない故に、各々の条文の存在を意識することなく（おそらく、草案の各説明に参照条文の条項数を付すような作業はしないであろう。）、また、解説と条文の文言や他の関連法令との整合性が確保できているかということも意識されずに、実際に行われている実務の運用をただ漫然と記載して行くことが予想される。

その場合、これまで本プロジェクトにおいてウズベキスタン側WGが作成した本注釈書の草案の内容から想定すると、条文に基づかない実務の運用が記載されることが予想される。

本プロジェクトにおいては、日本側WGが法制技術面からのコメントを出すことによりウズベキスタン側WGが作成した草案を修正させることができたが、それは「注釈書」

⁵⁶ 本誌第32号48ページ、62ページ参照

⁵⁷ もっとも、このような発想が生まれる素地としては、これまでウズベキスタン倒産法に関する包括的な書籍がなかったこと、また、ウズベキスタンの場合、管財人は、通常、法律専門家ではないこと等もあると思われる。

という書籍の型式に対して法制技術面からのコメントが馴染むからであり、実務の運用の記載が中心である草案の場合は、そもそもウズベキスタンにおける倒産実務に精通していない日本側 WG が説得的なコメントを作成すること自体困難であり、それ故に当該草案を修正させることも困難であろう。

場合によっては、日本側 WG としては、ウズベキスタン側 WG が作成した草案をただ追認するだけで終わってしまい、結局、日本が支援したのは、書籍の発刊費用のみということになってしまうかもしれない。

本プロジェクトを通じて、SEC やウズベキスタン側 WG がどこまで日本側 WG の意図、つまり、条文の文言に基づかない実務の運用は法的予測可能性を失わせるものであるということを理解したかは不明であるが、「注釈書」は、条文に基づいた運用の重要性を認識させるには最も適した書籍の型式であり、その意味で、一定の意味を見出すことができよう。

逆に、注釈書の場合、実務で用いるための執務資料、あるいは倒産法を体系的に学ぶための教科書として使用するのには、使い勝手が悪い面もあろう。しかし、これらの書籍の作成も、まずは条文の文言を正しく理解することから出発すべきものであり、ウズベキスタンにおける法制的環境にかんがみれば、順番としては、まず本注釈書を作成・発刊し⁵⁸、次に、本注釈書の内容を参考にして、実務マニュアル、教科書、書式集、Q&A 集等の作成・発刊というステップに進むのが相当であったと思う。

6 提言書の作成 —残された問題点の解決に向けて—

(1) 作成の目的

日本側 WG としては、本プロジェクトの目的について、ウズベキスタンにおける倒産処理実務の統一を図るための文献、あるいは倒産処理実務の改善に役立てるための文献を作成することであると考える、これまで作業を進めてきた。

本プロジェクトにおいては、日本側 WG とウズベキスタン側 WG との協議において種々の問題点を取り上げ、それらの問題点についての協議結果を本注釈書に記載することにより、上記の目的を達成するための作業を行ってきた。

しかし、それらの問題点の中には、以下のようなものも数多く存在する。

- ① 問題点についての協議結果が本注釈書に記載されなかったもの
- ② 問題点についての協議結果が本注釈書に記載されたが、その結論につき更に検討する必要があるもの
- ③ 問題点自体は本注釈書に記載されたが、その問題点を根本的に解決するためには、本注釈書に条文の解釈を記載するだけでは足りず、本注釈書に記載した事項を更に分かりやすい形で周知する対応、あるいは、倒産法改正や最高経済裁判所

⁵⁸ ただし、注釈書は、一般的に、教科書等の他の法律書籍より、作成・編集に時間がかかるという問題がある。どのような法律書籍を作成するかについては、作成にかかる時間、執筆者（執筆陣）、想定される読み手（内部資料とするのか、公刊物とするのかも含めて）、法制的環境等の要素を総合的に勘案して判断すべきである。

総会決議による対応が必要なもの

このような問題点については、本注釈書の作成・発刊によっては、その解決が図られていない。

そこで、本プロジェクトの終了を控え、本注釈書の作成・発刊によっては解決が図られなかった問題点について当該問題点の解決方法を提言する目的で、日本側から、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」名で、2007年9月に、ウズベキスタン側WGに対し、提言書を提出したものである。

上記の目的にかんがみると、この提言書の内容は、今回作成・発刊した本注釈書の内容を補充するものと位置付けることができよう。

なお、提言書の具体的内容は、後添の資料3を参照されたい。

(2) 提言書のスタンス

提言書で採り上げた問題点及びその解決方法は、ウズベキスタン側に対し、新たな制度導入を提言するものではなく、あくまでもこれまでのウズベキスタン倒産法の枠組を前提にしたものである。

ところで、II2(3)で前述したとおり、本プロジェクトの初期段階においては、当初、日本の倒産法制・実務を紹介することにより両国の倒産法制及びその運用の比較研究を実施することとし、これによりウズベキスタン側者が得た知見等を本注釈書の内容及び構成等に反映させて、もって本注釈書の内容及び構成等の充実を図ろうと考えていた。その関係で、ウズベキスタン側WGとの本注釈書の草案についての協議の初期段階においては、日本側WGからは、日本の倒産制度・実務についての知見に基づき、ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の改善につながるのではないかとと思われるような、制度レベルからのコメントも行っていた。

具体的には、下記のようなものが挙げられる。

- ① ウズベキスタン倒産法の再建型倒産手続（裁判上の再生支援手続、外部管財手続）においては、債権登録簿に記載された債権を全額弁済しないと（債権の減免に同意しない債権者の債権を債権者集会の決議によって減免することはできない。）これらの手続は終結せず、債権登録簿に記載された債権を全額弁済できない場合は清算手続に移行することになる。

しかし、現実的に考えて、債権減免を認めないで再建型倒産手続を実施することには困難が伴うと思われる。

日本の民事再生法や会社更生法のように、一定数の債権者等の同意及び裁判所の認可を得ることにより、債権の減免に同意しない債権者の債権も減免できるような制度を導入することは考えられないか。

- ② 裁判上の再生支援及び外部管財の実施期間が最長24か月（裁判上の再生支援の後に外部管財に移行した場合は、最長36か月）では、日本における倒産実務の経験に照らしても、あまりに短すぎる。実施期間の伸長を検討すべきではないか。
- ③ ウズベキスタン倒産法では、債権者が経済裁判所に対して管財人の候補者を推

薦することが原則であるが、公平性が確保できないことや、候補者を探すことが困難である場合もあることから、経済裁判所が管財人候補者を選任し、任命する制度を導入することは考えられないか。

- ④ 担保権者は、債務者の倒産手続が開始しても、倒産手続外で担保権を実行することを認め、換価代金から優先的に弁済を受けることができるようにすべきではないか。

しかし、同じく II 2(3)で前述したとおり、ウズベキスタン側 WG と協議を続ける過程で、ウズベキスタン倒産法に日本の倒産制度・実務を反映させることは困難であることが判明し、ウズベキスタン側 WG メンバーからもこの点について積極的な意見は聞かれなかったこと、また、現在のウズベキスタンの状況にかんがみると、ウズベキスタン倒産法の中にロシア倒産法が採用している制度から離れた独自の制度を組み込むことは困難と思われるところ、ロシア倒産法も上記①から④までのような制度は採用していないことから、このような内容を提言したとしてもその実現可能性は低いことが判明したため、これらについては提言書の内容とはしないこととした。

IV 本プロジェクトが残したものと今後の取組

仮に本プロジェクトが「ウズベキスタン倒産法に対する立法支援プロジェクト」であったとすれば、作成した法案が国会で可決され、法律として成立することが目的の一つとなろう。この場合、作成した法案が国会で可決されるためには、法案審査や国会での質疑に耐え得る内容でなければならず、また、成立した法案は、直接、国民の権利・義務に影響することとなる。

これに対し、本プロジェクトは、倒産法の注釈書を作成することが目的の一つであるが、この場合、注釈書に不完全や記載や誤った記載があっても、内容の質はともかくとして、物理的には「注釈書」として発刊することができるわけである。また、注釈書に不完全や記載や誤った記載があっても、そのことをもって直接、国民の権利、義務に影響があるわけではない（もちろん、当該注釈書の内容に従って、誤った解釈、運用がされることにより、国民の権利、義務に影響を与えることはあり得る。）。

このようなことから、本プロジェクトのような内容の場合、外部からのプレッシャーが少ないだけに、その成果は、プロジェクト関係者の意思、意欲に左右されるところが大きい。

本プロジェクトについての SEC やウズベキスタン側 WG の対応や関心については、全般的にみると、必ずしも積極的ではなかったというのが個人的な感想である。

本注釈書の作成活動についても普及活動についても、正直なところ、日本側が主体的に行っていた場面が多く見受けられた。

前述のとおり、元々、ウズベキスタン側 WG は、本プロジェクトの相当初期の段階で、本注釈書の草案はもう完成しているという認識であったので、ウズベキスタン側 WG が日本側 WG のコメントを自ら積極的に求めてくるということにはなかったし、本注釈書草案の

協議の際も、ウズベキスタン側 WG から日本側 WG に対して協議の議題を提案してくることもなく、むしろ、「日本側 WG は一体いつまでコメントを出し続けるのか」という苦言を呈されることもあった。

両国の WG にこのような温度差があったことについては、本プロジェクトの終了時評価で指摘されているような本プロジェクトの上位目標の理解をめぐる問題のほかにも、倒産制度・実務が経済的・社会的に重要な役割を担っている日本と、現時点ではそうとまでは言えないウズベキスタンとの違いに由来するのかもしれない。また、ウズベキスタンの経済裁判所の所掌事項の中で、倒産事件の占める位置付けは大きくないことや、更に倒産事件の件数のほとんどが、ルーチンワーク的な事件処理で足りる簡易倒産手続であり、それ以外の手続を扱う機会が少ないという事情もあると思われる。

このように、本プロジェクトにおける本注釈書の草案についての協議は、必ずしも活発に行われたとは言い難いが、ウズベキスタン側 WG メンバーでも、30代前半以下ぐらいの若い世代に属するメンバーは、日本側 WG との協議に比較的関心を示しており、協議の際にも条文の文言に即して説明しようという姿勢が見られ、柔軟な発想を有していることが見受けられた。彼らは、まだ若手である故、ウズベキスタン側 WG 内では発言力がないが、今後、世代交代が進み、彼らがウズベキスタンにおける倒産制度・実務を担う中核的な存在になる時代が来れば、ウズベキスタン倒産法をめぐる法制的環境が改善される可能性はあると思われる。

また、2007年7月に実施した本プロジェクトの終了時評価現地調査団の派遣中、同調査団は、タシュケントの若手の管財人にインタビューを行った。彼はもちろんウズベキスタン側 WG メンバーではないが、本プロジェクトについて興味を示しており、本注釈書の内容にも非常に関心を示していた。同派遣団は、彼に対して、「この注釈書を読んだことにより、条文の解釈が不明確な点が判明したことや、倒産実務を行うに際して役に立ったことはあったか。」という質問をしたところ、彼からは、「個人的に参考になった部分と言うと、経済訴訟法と倒産法との相互関連についての説明は有益であった。普段の業務において、経済訴訟法については従来あまり気にしていなかったが、この注釈書を読むと、「経済訴訟法〇〇条参照」と記載してある。今までは経済訴訟法にはあまり目を向けなかったが、視野が広がった。」という回答が返ってきた。

実は、本注釈書の作成に際し工夫した点の一つとして、倒産法と経済訴訟法の関係を分かりやすく解説したということがあるのだが、この狙いを彼に理解してもらえたようで非常に嬉しく感じるとともに、彼のように、ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の改善に向けた積極的な意欲を有する倒産法の専門家が増えることを願うばかりであった。

幸い、本プロジェクトの成果物である「注釈書」は、本プロジェクト終了後も物理的に残る。現在のウズベキスタン側 WG メンバーの中核層がウズベキスタンにおける倒産法制の立案や倒産実務において主要な地位を占めている間は本プロジェクトの成果はなかなか現れないかもしれないが、本プロジェクトの成果物である注釈書（あるいは提言書）がウズベキスタンの若い倒産法専門家等に読まれ、将来、ウズベキスタンにおける倒産制度・

実務の改善につながることを期待したい。

本稿の冒頭で紹介したとおり、本プロジェクトは、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては始めて実施されたものである。それゆえ、本プロジェクトは、これまで蓄積されていた情報やノウハウが乏しかった中、手探り状態で進めてきた部分が多かった。そのような状況の下、本プロジェクトにより、ほんの入り口程度かもしれないが、ウズベキスタンにおける法制的環境を明らかにできたことには、一定の意義を見出すことができよう。

本プロジェクトの内容を一言で言えば、結果として、ウズベキスタンにおける倒産法制・実務を正面から採り上げ、それらに由来する固有の問題について検討したプロジェクトというよりは、「倒産法を材料にした立法能力・法解釈能力改善プロジェクト」であったといえることができるであろう。

以上のように、本プロジェクトの実施により、ウズベキスタンにおける立法能力・法解釈能力（立法審査能力）の現状については様々な問題があることが判明したが、このような問題は、ウズベキスタンと同じく旧ソ連邦に属し、旧ソ連邦崩壊後に独立を果たし、市場経済化への移行を図っている他の中央アジア諸国にも共通しているものと思われる。

現在、中央アジア諸国は、天然鉱物資源の供給国としてとみに脚光を浴びており、我が国の経済的な関心も高まっている。

しかし、中央アジア諸国は、ロシア同様、法的予測可能性のリスクが大きい地域と言われており、このことは、中央アジア諸国に日本企業の進出があまり進んでいない一因でもあり、中央アジア諸国自身の市場経済化移行の妨げにもなっている。

このような法制的問題点を改善する一つの方策として、中央アジア諸国の法制度や実務をテーマとして採り上げた上で、中央アジア諸国の法律専門家どうしが一堂に会し、比較法的研究やディスカッション等を通じて中央アジア諸国における法制的問題点を分析し、当該問題点を改善するための方策につき検討することが有効と考えられる。

そこで、JICAにおいては、本プロジェクトの経験をいかし、2008年度(平成20年度)から2010年度(平成22年度)までの予定で、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの中央アジア4か国を対象に、当該4か国の企業法制や倒産法制等をテーマとして、地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」コースを実施することとしており、当部も当該コースの実施に協力することとしている。

また、本プロジェクトの実施結果及び当該コースの実施開始に関連して、今後、当部では、ロシア・中央アジア諸国の会社法、倒産法や担保法等の和訳版を法務省ウェブサイトの国際協力部業務紹介ページ(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>)に順次掲載することを計画しており、当該和訳版を当該地域別研修の実施に役立てるとともに、学術研究や企業実務等において、参考資料として活用していただきたいと考えている。

引き続き、関係各位におかれては、当部の中央アジア地域に対する法整備支援活動につき御理解、御支援をいただくことができれば幸いである。

V おわりに

本プロジェクトは、ベトナムやカンボジア等に対する法整備支援活動と比べれば、その規模は小さく、歴史や知名度も及ぶべくもない。しかし、全 192 条にわたるウズベキスタン倒産法の条文を、資料もノウハウも乏しい中、一条ずつ、何度も細かく見ていくための作業量は、それらと比較しても決して少ないものではないと思われ、事実、大変な気力と労力を要する作業であった。本プロジェクト実施中には様々な問題も生じたが、最終的には、本プロジェクトの成果物として倒産法注釈書を発刊することができ、大きなトラブルもなく本プロジェクトを無事終了することができたのは、まさしく関係各位の御協力と御尽力の賜物である。

当職は、本プロジェクトにつき、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の委員の一人として関与するとともに、本プロジェクトの進行管理や本邦研修等の企画、あるいは関係各位との連絡調整等の事務手続面についても関与したが、本プロジェクトを振り返ってみると、本プロジェクトの実施に際しては、関係各位から実に多大な御支援をいただいていたことを改めて実感している。「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の委員各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、頻繁に開催され、しかもなかなか進まない本注釈書の草案の協議に対して根気強く対応いただき、豊富な経験と大局的視点に裏打ちされたコメントを作成いただき、示唆に富むところが多かった。また、本プロジェクトの開始当初は、本注釈書の草案の翻訳（日本語・ロシア語）の質に問題があり、協議に支障を来すことがあったが、この状況は、優秀な研修監理員の方に通訳・翻訳を継続的に依頼することが可能になったことで大幅に改善され、本注釈書の草案の協議やその準備作業を円滑に進めることができた。本プロジェクトにおいて研修監理員を務めていただいたメルギチョーワ・ナターシャ氏、木村恭子氏、岡林直子氏の御労苦に対して、敬意を表したい。それとともに、法整備支援活動の対象となるような国の言語に精通した法律専門家の数が少ない日本の現状にかんがみると、法整備支援活動を展開するに際しては通訳の方の支援をいただく必要があるところ、特殊な法令用語や構造の複雑な文章が多い法律分野の通訳・翻訳は特殊であって、単発で通訳・翻訳業務の依頼があってもなかなか対応が難しいという話も伺っているところであり、通訳の方に継続的に法整備支援活動に関与いただくシステムの構築の必要性を感じた⁵⁹。

本注釈書の内容にはまだ問題点も残されているとはいえ、本注釈書を発刊できたのは、やはり SEC の本プロジェクトの担当者やウズベキスタン側 WG メンバーの方の御協力があったことによるものである。ウズベキスタン側の本プロジェクトへの対応については個人差が大きかったが、日本側からの質問や要望に誠実に対応いただいた SEC の本プロジェクトの担当者やウズベキスタン側 WG メンバーの方の存在は、非常に心強いものであった。本稿では、ウズベキスタン側に対して厳しい指摘を行っている部分もあるが、その指摘は指摘として、まずはウズベキスタン側の関係各位とも、本注釈書を発刊できたことの喜び

⁵⁹ 本誌第 31 号 171 ページ参照

を分かち合いたい。

JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム、JICA 大阪センター、財団法人国際民商事法センターの関係者の皆様には、本プロジェクトの運営や、本注釈書の草案の協議を支援する体制を整えていただくに当たり、多大な御尽力をいただいた。特に、JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム及び JICA 大阪センターの本プロジェクトの直接の担当者の方とは、長期派遣専門家も含めて、常に情報交換を怠らず、緊密なコミュニケーションを図ることに留意したが、そのことにより、日々発生する問題や新たな検討事項についても適正、かつ、迅速に対応することが可能であったことはもちろん、権限や責任の所在についてのトラブルや感情的な行き違いも防ぐことができたことは、本プロジェクトを無事終了することのできた主要な理由として挙げられよう。また、財団法人国際民商事法センターの研究者として本プロジェクトに関与いただいた大阪外国語大学大学院言語社会研究科（現大阪大学大学院言語文化研究科）の鈴木佐和樹氏、鮎川和美氏には、ロシア語を解しない当職をサポートいただき、本邦研修の実施をはじめとする本プロジェクトの円滑な運営に貢献いただいた。

本注釈書の普及活動が現地において展開されるようになると、本プロジェクトの活動の中心は現地に移ったが、本注釈書の普及活動の実施は、ウズベキスタン側関係者との直接の接点となる JICA ウズベキスタン事務所の皆様をはじめとする現地の関係者の皆様の御協力をいただくことにより、始めて可能であった。特に、JICA ウズベキスタン事務所プログラムオフィサーであるナショナルスタッフのシャリポフ・シャリフゾダ氏には、本注釈書のウズベク語版や英語版を作成する際の翻訳チェックや地方セミナー開催に際しての SEC 側担当者との連絡調整役を務めていただき、ナショナルスタッフならではの強みを発揮していただいたように思うとともに、同氏の活躍振りを見ると、JICA 在外事務所においても、更なるナショナルスタッフの活用が検討されてもよいと感じた。

そして、何と言っても、手探り状態で進めていた本プロジェクトの強力な推進力となっていたのは、かのシルクロードの地で本プロジェクトの最前線に立ってウズベキスタン側と交渉を続け、常に斬新な発想に基づき日々発生する課題を克服し、新たな道を切り開いていった松嶋元長期専門家の熱意と努力であった。松嶋元長期専門家の本プロジェクトへの参加は、その残した多大な功績が評価されるべきことはもちろんであるが、当部と民間の法律専門家との連携・協力についての新たなスタイルと可能性を提示したものと評価でき、また、法整備支援活動に興味を有している若い人材にとっての明るい道標となるであろう。

本プロジェクトの終了に当たり、本プロジェクトの実施に御協力、御尽力いただいた関係者の皆様に対し、改めて、心より感謝申し上げたい。

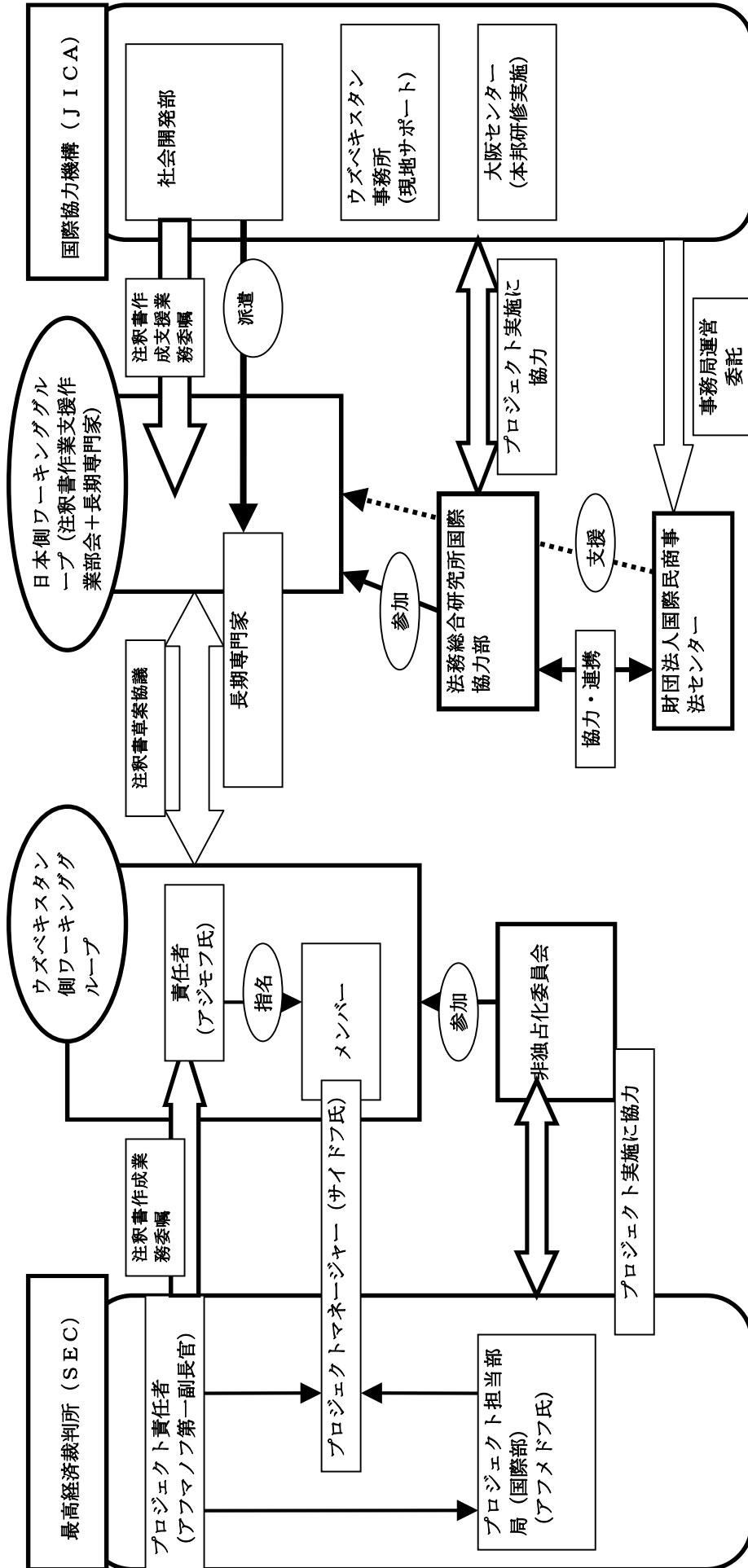


2008年3月に本注釈書英語版が無事発刊され、本プロジェクトにおいて発刊を計画していた成果物は全て発刊された。本プロジェクトの実施期間は終了したが、引き続き、SEC が中心となり、本注釈書の存在の周知と活用の促進を図るための「普及活動」を継続していくことが望まれる。

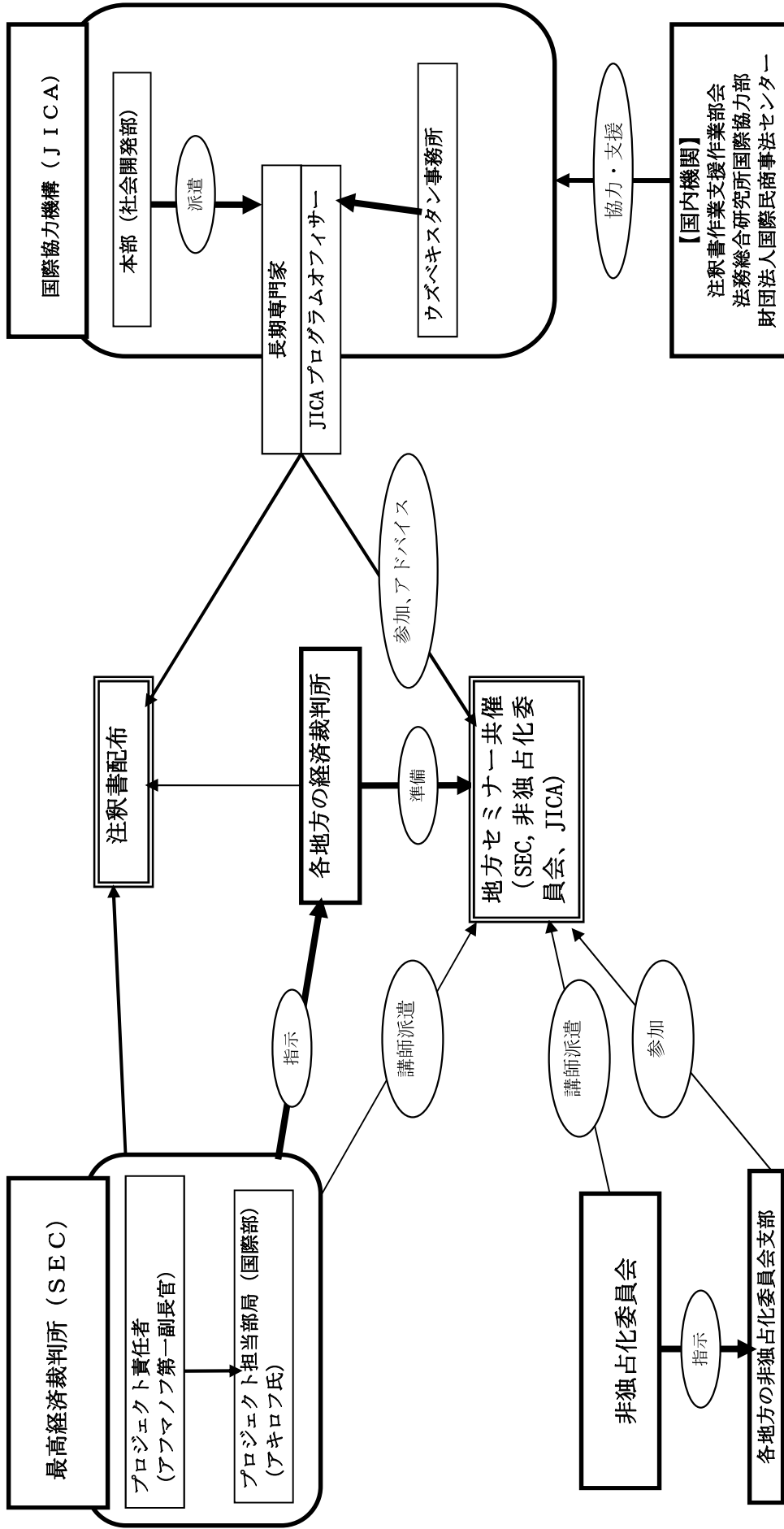
左上：ロシア語版，右上：ウズベク語版

左下：日本語版，右下：英語版

ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト実施体制図（注釈書作成活動時）



ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト実施体制図（注釈書普及活動時）



資料 2

JICA 終了時評価チーム及びウズベキスタン共和国政府関係機関の 倒産法注釈書プロジェクトに関する討議議事録(M/M)

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）終了時評価現地調査団は、倒産法注釈書プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の成果を確認するため、2007年7月24日から27日までウズベキスタン共和国を訪問し、2005年11月14日に署名された合意議事録（R/D）において言及している合同評価に関してウズベキスタン共和国の関係機関と一連の協議を行った。

上記の調査及び協議の結果に基づき、JICA 社会開発部の熊谷晃子氏を長とする JICA 終了時評価チーム（以下「チーム」という。）は、2007年8月31日から9月5日まで大阪で開かれたワークショップの期間において、最高経済裁判所第一副長官アフモノフ・ヌルマツト氏を長とするウズベキスタン共和国関係機関と合同調査実施のため協議を行った。

両者とも本プロジェクトの成果を評価し、その結果の持続可能な発展に関する事項について意見を交換した。

調査及び協議の結果、両者とも両国の政府に対し、本協議録に添付している文書において言及している事項について報告することに同意した。

2007年9月5日 大阪

独立行政法人国際協力機構
社会開発部ガバナンスチーム
チーム長 熊谷 晃子
(署名)

ウズベキスタン共和国
最高経済裁判所第一副長官
アフモノフ・ヌルマツト
(署名)

添付書類（評価概要報告）

1. 評価の目的及び方法

1-1 終了時評価の目的

本プロジェクトは、2005年11月14日に署名された合意議事録（R/D）に基づいて実施された。終了時評価の目的は、以下のとおりである。

- (1) 合意議事録（R/D）及び他の関係資料に基づいて計画された本プロジェクトの活動の進行及び成果について検討する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性）の観点から本プロジェクトの成果及び結果を評価する。
- (3) 評価結果及び提言事項をまとめる。

1-2 評価方法

1-2-1 評価方法

評価は、「2004年2月改訂版 JICA プロジェクト評価ガイドライン」に基づいて行われた。JICA ガイドラインは、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会(DAC)が発行した「1991年開発援助評価原則」に則っており、以下の3部で構成されている。

- (1) 本プロジェクトの実際の結果をプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）で要約されているプロジェクト・デザインと比較しながら、プロジェクトの実績を検証
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性）の観点から本プロジェクトの価値を評価
- (3) 他のプロジェクトの計画及び実施に向けた、本プロジェクトから得られた教訓及び将来の協力のための提言

評価調査を実施するため、どのようなデータ又は情報が必要か明らかにするための評価グリッドを事前に作成した。このグリッドには、①本プロジェクトの報告及び記録の検証結果、②日本人専門家、日本側作業部会（日本側 WG）、ウズベキスタン側カウンターパート（本プロジェクトの作業部会のメンバー）及び他の関連機関職員へのインタビュー及びアンケート調査の検証並びに③本プロジェクトの活動を直接観察して判明した事項が記載された。

1-2-2 評価基準

両者は、全ての活動及び成果を見直し、添付1「2007年7月27日付け改訂プロジェクト・デザイン・マトリックス」に従い、次の5つの評価基準に基づいて本プロジェクトを評価した。

(1) 妥当性

対象国のニーズが的確に認識されたか否か、並びにプロジェクト・デザインが国別計画及び/又はマスタープランと一致していたか否かを評価する。

(2) 有効性

初期段階又は中間段階で設定された目標（又は改訂目標）と比較して結果を評価し、

結果の特質（要因及び条件）を評価する。

(3) 効率性

プロジェクトの方法、手続、期間及び費用を、生産性の観点から評価する。

(4) インパクト

プロジェクトによる正負の影響、影響の程度及び受益者に対する影響を評価する。

(5) 自立発展性

協力終了後のプロジェクトの自律性及び持続性を、運用、管理、経済、財政及び技術の観点から評価する。

2. 目的の達成度

本プロジェクトのプロジェクト目標は、「倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。」と設定された。

注釈書は、本プロジェクトの成果物として、2007年3月に、最初にロシア語で発刊された。注釈書は、ウズベキスタン全土の経済裁判所の全裁判官に配布され、また、各裁判所の図書室にも数部ずつ配置されている。

この注釈書は、倒産法に関する最初の資料であり、全裁判官が業務上で参照できる文献を入手したと言える。倒産法を、全国において、より効果的、かつ統一的に運用するためには、注釈書には改訂が必要な部分が幾らか残っているが、プロジェクト目標はほぼ達成されたとみることができる。

3. 成果の達成度

本プロジェクトの達成の分析は、添付2「達成グリッド」に示されている。以下は、分析の概要である。

3-1 成果1：実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。

注釈書は、最初にロシア語で2007年3月に発行されたばかりであり、非常に新しいため、その有用性について知るには、裁判官が日常の実務で使用するようになるまで、もう少ししばらく待たなければならない。

しかし、最高経済裁判所（以下「SEC」という。）の裁判官へのインタビューから、注釈書は、主要な使用者である裁判官の間では良い評判を得ていることが分かる。裁判官へのアンケート結果も、注釈書は、幾つか微細な誤りはあるものの、倒産法の適用の標準化に大幅に寄与していることを示している。

注釈書は、最高経済裁判所総会決議など関連規則も含んでいるため、倒産事件手続の担当者は、必要な情報を参照することができる。

3-2 成果2：倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。

注釈書は、ロシア語で3,000部発刊され、経済裁判所の全裁判官に配布され、全経済裁判所の各部署及び図書館にも注釈書が配置されている。さらに、注釈書は、関係省庁

及び機関の職員，大学並びに民間セクターにも配布され，これからも配布されるであろう。また，注釈書の電子データは，SEC，非独占化国家委員会及びタシュケント市弁護士会のウェブサイトに掲載されている。ウズベキスタンではインターネット普及は遅れているが，電子データは，注釈書の配布を促進するであろう。

3-3 成果3：経済裁判所裁判官等が注釈書を活用するための道筋が立っている。

PDMにおける「活用プラン」は，公式には文書化されていないが，SEC，非独占化国家委員会など，ウズベキスタン側作業部会（ウズベキスタン側WG）を構成する各機関が，注釈書の活用について，それぞれ方策を有している。その方策は，普及セミナー及び注釈書を使用した倒産法の講義/研修で実証される。

3-4 成果4：注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。

法の解釈に関して，ウズベキスタンWGは，更なる知識及び情報を習得し，それは，注釈書の草案作成作業において現れている。ウズベキスタン側WGは，流れ図の活用や各章の説明などに関するノウハウも認識するようになり，これは読者が法的文書を理解するために大きく役立つであろう。このノウハウを各組織でどのように共有するかが将来の課題である。

4. 評価5項目に基づいた評価結果

評価5項目に基づく本プロジェクトの分析が，添付3「評価グリッド」に示されている。以下は，分析の概要である。

4-1 妥当性

ウズベキスタンは，1991年の独立以来，市場経済に適応するためにその体制を移行し，円滑で安全な経済取引を促進するため，その法制度を改善する必要性を認識してきた。こうした事情から，企業の自由な競争を保証するために，倒産法が制定され，改正された。この注釈書には，倒産法をより理解しやすいものとし，倒産法の利用者が適切な倒産手続を選択することを促進することが期待されている。これらのことから，本プロジェクトは，ウズベキスタンにおける政策と一致していると言える。

日本のODA政策として，ウズベキスタンに対する対象分野の一つは，「経済発展に資する制度的向上に対する支援」と定められている。本プロジェクトでは，注釈書の作成及び普及を通して，倒産制度の制度的発展を支援し，その活用を促進することを目的としている。したがって，本プロジェクトは，日本の政策とも一致している。

注釈書の草案作成作業過程において，本プロジェクトに関わる担当者間で差異が生じていることが分かった。つまり，上位目標を強く意識し，注釈書は，ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えているべきであると考えられる者もいれば，倒産法は，ウズベキスタンでは非常に新しい法律であることを考慮して，注釈書はプロジェクト期間内に遅延なく発刊すべきであると認識し，可能な範囲での倒産法

の適用の標準化の重要性に注意を払った者もいた。両者が方法に関して共通の見解に達するためには、より多くの議論が必要であることが判明した。

ターゲットグループの選択に関しては、いくらか見直しの余地がある。経済裁判所裁判官が直接の受益者であり、本プロジェクトのターゲットグループでなければならないことは明らかであるが、倒産関連法の実務的な適用の改善ということを考慮すると、管財人からの視点が必要である。

4-2 有効性

本プロジェクトについては、プロジェクト期間内にほとんどの活動を完了し、プロジェクト目標を達成できる可能性は高く、ウズベキスタンの経済裁判所裁判官の間で、注釈書の存在及び有用性が認識されつつあることが判明した。注釈書は、全経済裁判所に備え付けられるとともに、大学や民間セクターにも配布された。本プロジェクトでは、裁判官に注釈書を与えるのではなく貸し出すという方法を採用したことにより、人事異動があった場合でも常時注釈書が全ての経済裁判所に備え付けられているということを可能にし、そのことはプロジェクト目標の達成を促進するものである。

4-3 効率性

両者からの投入は、量、質並びに供給及び導入の時期については、概して適切に行われた。例外は長期専門家の派遣時期であり、これは本プロジェクトの開始時には計画されていなかったが、本プロジェクトの途中で日本側がその大きな必要性を認識したものである。派遣の時期が遅かったことにより、長期専門家は、情報を収集し、注釈書の草案作成作業及び改訂作業において当該情報を十分反映するに際しては、多くの困難と直面した。

しかし、本プロジェクトは、長期専門家等、主に日本側からの投入を増やすことにより、注釈書発刊の計画に追いつくことができた。長期専門家は、ウズベキスタン側 WG と日本側 WG 間の理解の進展を促進させた。

成果の達成を阻害する要因としては、ウズベキスタン WG に管財人が含まれていなかったことなど幾つかの理由により、日本側にとって、倒産事件の処理における問題を明確に把握することが容易ではなかったことが挙げられる。

4-4 インパクト

マイナスの影響や潜在的なマイナスの影響は見当たらない。プラスの影響としては、共益費支払債権など、ウズベキスタン側 WG 及び日本側 WG の間で議論された幾つかの事項が最高経済裁判所の総会決議の条項に反映されたことである。

地方での普及セミナーにおいて、セミナーに参加した倒産手続の担当者は、日常業務で直面する問題について質問する機会を得た。

本プロジェクトで作成された注釈書は、各章についての概要を説明すること、構造説明のために流れ図を使用すること、結論を書く場合はその理由に言及すること、各規定の要

件とその効果との相互関係を明らかにすることなど、その記述方式について、ウズベキスタンの法曹界にとって様々な新しいやり方を含んでいる。

上位目標を達成するためには、注釈書の作成及び発刊だけでは困難であることが判明した。ウズベキスタンにおいて倒産法の適用を標準化するためには、倒産法そのものも含め、法令の更なる改正が必要である。

4-5 自立発展性

概して、倒産法注釈書の必要性は、SECを含めウズベキスタンの関係者の間で強く認識されており、このことは、本プロジェクトの終了後も注釈書の活用の促進を継続的に支援するという方針を指向するものである。この点に関して、SECは、予算を確保して、必要な場合には注釈書の再発刊など普及活動を継続する努力をする強い意志を表明した。技術面に関して、各章の冒頭に章解説を置くことや、倒産手続を視覚的に明確にするために流れ図を使用することなど、移転された技術の適用性は十分であり、将来の継続的な改訂作業や、他の法令の注釈書作成において活用されることが期待されている。

5. 提言

5-1 注釈書の改訂

注釈書を見直し、改訂することが必要である。ウズベキスタン側WG及び日本側WGは、注釈書を可能な限り良いものにするために最大限の努力をしたが、注釈書には、改訂し、更に改善すべき部分が残っている。注釈書には、ウズベキスタン全土において倒産法の適用を統一するためには、まだ十分でない箇所がある。注釈書は、質の面において、管財人等他の利害関係者の視点を入れて、改善する必要がある。というのも、彼らもまた、倒産法制度の運用において重要な役割を担っているからである。さらに、倒産法の理論及び実務に関して研究が進んでおり、注釈書の内容の一部が、近い将来、時代遅れのものとなるであろう。SECは将来の改訂の準備のために、本プロジェクトの期間中に注釈書作成のノウハウを蓄積した。SECは、必要性に応じて注釈書を改訂する必要がある。

5-2 普及

SECは、注釈書を普及させ、また、継続的に改善する必要がある。裁判官が注釈書を活用するようになるためには、それを物理的に「配布」するだけでは十分でなく、知識の「普及」が不可欠であることが判明した。注釈書は、ほとんどの裁判官にとってなじみがなく、倒産事件の問題を解決するために、それをどう活用すればいいのかわからなかった。

セミナーのような普及活動により、注釈書の価値や有用性に関する認識を深めることができる。本プロジェクトの終了後も、SECには、他の関係機関と協力し、司法省における研修など、裁判官への講義/研修の機会において注釈書を普及させることが期待されている。

活動については、関係機関のタシュケントにある本部と同様に、地方の支部にも普及させることが重要である。

注釈書の発刊部数は、予算上の理由から限られており、民間セクターの全ての人々/組織が注釈書を入手することは不可能である。ウズベキスタンの人々は、参照できる倒産法の参考資料がなかったため、倒産手続を利用することを躊躇してきた。人々が注釈書を閲覧することができるよう、どこで注釈書を閲覧できるか情報を与えることが重要である。

さらに、地方で開催されたセミナーにおいて頻繁に尋ねられた質問と回答を含んだ Q&A 集があれば、人々/組織が倒産手続について理解するために役立つであろう。SEC は、注釈書の普及の進捗を引き続きモニタリングすべきである。

5-3 関係機関との協力

SEC は、倒産法の適用の統一化のために、倒産制度の運用に関する他の重要な機関と協力する必要がある。非独占化国家委員会、管財人及び管財人協会、並びに倒産制度の潜在的ユーザーである民間セクターは、倒産法に関心を抱いているであろう。上記のとおり、注釈書は、これらの組織の知識や経験を利用することにより、見直し、改訂する必要がある。

注釈書は、これらの機関にも配布し、普及しなければならない。加えて、民間セクターが注釈書の再発刊を必要としていると報告されているが、これらの機関に対して注釈書の活用を促進するための活動については、システムが何も確立されていない。

管財人に対する普及の仕組みについては、現在のところ、非独占化国家委員会により、新たに管財人になった者に対する講義が行われているだけで、既に起業している管財人は対象としておらず、当該講義も定期的には実施されていない。SEC は、本プロジェクト終了後に自ら率先して注釈書の活用を促進する方策を明らかにしており、その方策は、他の機関と共有することが期待されている。

6. プロジェクトから学んだ教訓

手法の妥当性は、プロジェクトの開始時やプロジェクト期間中に注意深く検討し、必要であれば、プロジェクトの各段階で再検討する必要がある。本プロジェクトのプロジェクト目標は、「倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う」ことであったが、本プロジェクト関係者の間で、上記 4-1 で言及している認識の差異が見られた。本プロジェクトの初期段階又は中間段階で理解の齟齬が解消されていたならば、本注釈書の草案作成や改訂についての予期せぬ困難は避けられたであろう。または、最高経済裁判所の総会決議に関してガイドラインを作成し、協議するなど、他の取組手法/成果が選択できたであろう。プロジェクト期間中、関係担当者は、プロジェクト目標をより効果的に達成するために、差異を埋める努力をするべきであった。プロジェクトの成功及び効果的な実施のために、プロジェクトの初期時点で手法を注意深く検討し、また、プロジェクトの途中で再検討することが不可欠である。

7. 結論

期待されていた成果のほとんどは達成された。倒産法注釈書は発刊され、各経済裁判所の全裁判官及び関係する大学に配布され、注釈書草案作成に関するノウハウは、ウズベキスタン側 WG のメンバーに蓄積された。したがって、本プロジェクトは成功裏に実施されたとみることができる。

一方で、倒産法制度の効果的かつ統一的な実施のためには、管財人や民間セクターのような他の関係者/機関にも広く配布する必要がある。なぜなら、それらの関係者/機関は、倒産制度の重要な担い手であるからである。さらに、注釈書自体をそれらの関係者/機関の視点を入れて改善する必要がある。SEC は、関係者/機関と積極的に協力し合うことにより、注釈書の配布及び改訂のために継続的に努力することが期待されている。

- 添付 1 「2007 年 7 月 27 日付け改訂プロジェクト・デザイン・マトリックス」
- 添付 2 「達成グリッド」
- 添付 3 「評価グリッド」

評価用 PDM(PDMe)

プロジェクト名: ウズベキスタン国倒産法注釈書プロジェクト
 プロジェクト期間: 2005年8月から2007年9月まで
 ターゲットグループ: 経済裁判所の裁判官

[添付1]

スーパーゴール: 倒産法制度が効果的に運用される。	指標	指標データ手段	外部条件
<p>上位目標: ウズベキスタン全土で、倒産事件を扱う経済裁判所裁判官の倒産法に関する解釈が統一される。</p>	<p>1. 倒産事件の処理状況</p>	<p>1. 倒産事件関連の報告書</p>	<p>倒産事件の件数、事件の内容、裁判所での処理に影響を及ぼすような経済、政治、社会、司法システムの変化が生じない。</p>
<p>プロジェクト目標: 倒産関連法を効果的、かつ、統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。</p>	<p>1. 倒産事件処理の内容 2. 倒産法の解釈に関する経済裁判所裁判官の理解度</p>	<p>1-1. 倒産事件の判決・決定及び事件記録 1-2. 倒産事件関係者へのアンケート調査 2. 経済裁判所裁判官へのアンケート調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■倒産手続のシステムが、大幅に変更されない ■裁判所任命管財人が現在程度に機能する（これ以上悪くならない。） ■管財人が注釈書を活用する。 ■民間セクター（管財人、弁護士、銀行、企業、大学等）に倒産制度の存在及び内容が周知されている。 ■倒産制度に関する社会の意識が現在よりも低く、否定的にならない。
<p>プロジェクト目標: 倒産関連法を効果的、かつ、統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。</p>	<p>1. 経済裁判所裁判官が倒産法注釈書の存在及び活用意義を認識している。 2. 倒産法注釈書への、経済裁判所裁判官の物理的アクセスが確保されている。</p>	<p>1-1. 経済裁判所裁判官に対するアンケート調査 1-2. 経済裁判所裁判官に対するインタビュー調査（事例調査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■SECにおいて不断に注釈書が改訂されること等により、倒産法の解釈に関する検討が継続して行われる。

		2. インタビュー又はアンケート調査	
<p>成果: 1. 実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。</p>	<p>1-1. 倒産法制注釈書の内容 1-2. 倒産法制注釈書の作成プロセス</p>	<p>1-1-1. 執筆者等関係者の自己評価 1-1-2. 利用者(経済裁判所裁判官)の評価 1-2. 注釈書協議体制の記録, インタビュー</p>	
<p>2. 倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。</p>	<p>2. 倒産法注釈書の配布先及び配布部数</p>	<p>2. 倒産法注釈書の配布記録</p>	
<p>3. 経済裁判所裁判官等が注釈書を活用するための道筋が立っている。</p>	<p>3-1. 倒産法注釈書の活用プラン(施策)の内容 3-2. 倒産法注釈書の活用プラン(施策)の存在及び内容が、経済裁判所裁判官等に周知されていること</p>	<p>3-1. 倒産法注釈書活用プラン(施策)作成者の自己評価 3-2. セミナー等の記録(予定含む)</p>	
<p>4. 注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。</p>	<p>4-1. ノウハウを取りまとめた資料が使える状況にあること 4-2. 倒産法注釈書の作成ノウハウの蓄積状況</p>	<p>4-1. ノウハウを取りまとめた資料 4-2. WG インタビュー</p>	

<p>活動:</p> <p>1-1 注釈書作成のためのワーキンググループを設立する</p> <p>1-2 注釈書作成計画を立てて、(ワーキンググループ内で) 条文を振り分ける。</p> <p>1-3 (ウズベキスタン現行倒産法制の問題分析のため)、日本その他の国の倒産法制及び実務について、情報収集・分析する。</p> <p>1-4 1-3の結果について、ワークショップを実施する。</p> <p>1-5 上記情報収集、ワークショップの結果を参照して、注釈書のドラフトを作成する。</p> <p>1-6 ワーキンググループにて注釈書のドラフトを検討する</p> <p>1-7 日本側との協議、コメントをもとに、注釈書のドラフトを再検討する。</p> <p>1-8 経済裁判所裁判官を中心とした編集会議にて、注釈書ドラフトを検討・評価する。</p> <p>1-9 評価結果を注釈書ドラフトに反映させる。</p> <p>1-10 注釈書を編集・出版する。</p>	<p>投入:</p> <p><日本側></p> <p>[短期専門家] 1) 注釈書作成指導 2名×1-2週間×2回/年</p> <p>[本邦研修] 6名×0.5ヶ月×2回/年</p> <p>[現地活動費] コンメンタール編集・印刷費 [機材供与] コンメンタール作成のための関連資機材 [現地活動費] 専門家活動経費</p>	<p><ウズベキスタン側></p> <p>[プロジェクト体制] 2) プロジェクト責任者：最高経済裁判所副長官</p> <p>3) プロジェクトマネージャー： 4) ワーキンググループ構成員：最高経済裁判所</p> <p>[施設] 1) セミナー開催のため の会場及び関連資機材 [事務管理費用] 1) セミナー開催費用</p>	<p>・C/P が頻繁に移動しない。</p>
<p>2 倒産法注釈書を経済裁判所裁判官等に配布する。</p> <p>3-1 注釈書の効果的な活用プラン (施策) について検討する。</p> <p>3-2 検討した活用プラン (施策) を取りまとめる。</p> <p>3-3 検討した活用プラン (施策) をセミナー等にて発表する。</p> <p>3-4 活用プラン (施策) を具現化するための取組を行う。</p>			
<p>4-1 今後倒産法の改正があった場合に備えて、今回の倒産法注釈書作成作業の手法や問題点等を分析する。</p> <p>4-2 倒産法注釈書作成作業のノウハウを取りまとめたレポートを作成する。</p>			<p>前提条件: 注釈書の編集・出版まで倒産関連法の内容が大幅に改正されない。</p>

「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」に おける協議実施結果に基づく提言書

2007年9月
ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会

提言書作成の目的

「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)の目的は、ウズベキスタンにおける倒産処理実務の統一を図るための文献、あるいは倒産処理実務の改善に役立つための文献を作成することである。

本プロジェクトにおいては、日本側とウズベキスタン側の協議において種々の問題点を取り上げ、それらの問題点についての協議結果を注釈書に記載することにより、上記の目的を達成するための作業を行ってきた。

しかし、それらの問題点の中には、以下のようなものも数多く存在する。

- － 問題点についての協議結果が注釈書に記載されなかったもの
- － 問題点についての協議結果が注釈書に記載されたが、その結論につき更に検討する必要があるもの
- － 問題点自体は注釈書に記載されたが、その問題点を根本的に解決するためには、注釈書に解釈を記載するだけでは足りず、注釈書に記載した事項を更に分かりやすい形で周知する対応、あるいは、倒産法改正や総会決議による対応が必要なもの

このような問題点については、今回の注釈書の作成・発刊によっては、その解決が図られていない。

この提言書は、本プロジェクトの日本側作業部会である「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」からウズベキスタン側作業部会に対し、このような問題点のうち主要なものを選択した上で、その問題点の解決方法を提言するものである。

この提言書で採り上げた問題点及びその解決方法は、ウズベキスタン側に対し、新たな制度導入を提言するものではなく、あくまでもこれまでのウズベキスタン共和国倒産法の枠組を前提にしたものである。つまり、現在のウズベキスタン共和国倒産法の枠組の中で、実務の運用を改善することにより問題点の解決を図ることが可能なものを中心として採り上げている。提言の中には、倒産法の改正を提案しているものもあるが、倒産法を抜本的に改正する必要はなく、十分実現可能な内容であると思われる。

このようなことから、この提言書の内容は、今回作成・発刊した注釈書の内容を補充するものと位置付けることができよう。

この提言書で採り上げた問題点は、日本側とウズベキスタン側の協議において取り上げられた問題点の一部に過ぎず、全てを網羅することはできなかったが、今後、ウズベキスタンにおいてこの提言書に記載した事項が実現され、本プロジェクトの目的の達成に向けた取組が行われることを期待している。

第1章関係

1 倒産法が適用される主体について

【提言】

倒産法第2条第2項と民法第57条第1項を改正し、両者の条文の内容を同一にして、倒産法が適用される主体を明確にすべきである。

【説明】

倒産法が適用される主体について、倒産法第2条第2項は、「本法は、公的資金により運営されている組織には適用されない。」と規定している。

また、2006年1月27日付け総会決議第142号（以下「2006年総会決議」という。）第1項は、「倒産法は全ての法人（ただし国家予算により活動するものを除く。）及び個人事業者に適用される。」と規定している。

一方、民法第57条第1項は、倒産法が適用される主体について、以下のとおり規定している。

- ① 国有企業を除く営利団体である法人
- ② 消費生活協同組合（民法第73条）
- ③ 社会基金（民法第75条）

そうすると、例えば、「社会団体」（民法第74条）や「法人の結合体（協会及び連合会）」（民法第77条）に倒産法の適用があるのかどうかについて、倒産法第2条第2項及び2006年総会決議第1項によれば適用があることになるが、民法第57条第1項によれば適用がないことになり、倒産法が適用される主体が不明確になっている。

この点について、倒産法第1条及び第2条第2項の注釈は、倒産法が適用されない主体を、「運用管理権に基づく国営単一企業、国家予算によって運営される施設、政党及び宗教団体」と記載した上で、「運用管理権に基づく国営単一企業」と「国家予算によって運営される施設」は「公的資金により運営されている組織」に該当し、「政党」と「宗教団体」は「社会団体」に該当するので、倒産法の適用はないとしている。

しかし、このような結論を、現在の倒産法第2条第2項や民法第57条第1項の条文の文言に基づき導くことは困難である。

将来、倒産法第2条第2項及び民法第57条第1項を改正して、両者の規定の内容を同一にした上で、倒産法が適用される主体を明確にすべきである。

この点について、ロシア倒産法第1条第2項が、「本連邦法の効力は、全ての法人に及ぶ。ただし、国有企業、施設、政党及び宗教団体は除く。」という規定を置いて、倒産法が適用される主体を明確に規定しているが、このような規定を設けるべきである。

2 共益費支払債権の定義について

【提言】

2006年総会決議第19項が規定する共益的支払債権の定義について、共益的支払債権の種類が2種類あることが明確に分かるような記載に改めるべきである。また、将来は、総会決議ではなく、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定めるべきである。

なお、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定める場合、第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項の「倒産事件開始後に発生した債権」という文言は、「共益的支払債権」と修正すべきである。

【説明】

共益的支払債権の定義については、2006年総会決議第19項が規定しているが、これまでのウズベキスタン側WGとの協議において、2006年総会決議第19項が規定している共益的

支払債権は1種類なのか2種類なのかについて、ウズベキスタン側WG内でも意見が分かれていた。

倒産法の専門家でさえも疑義が生じるような定義の記載には問題があると思われるので、共益的支払債権には2種類あることが明確に分かるような記載に改めるべきである。

また、共益的支払債権は倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができるので、どのような債権が共益的支払債権に該当するかどうかは倒産処理実務において非常に重要である。

したがって、共益的支払債権の定義については、将来的には、ロシア倒産法第5条第1項と同じく、倒産法の条文で明確に規定すべきである。

なお、現在の2006年総会決議第19項は、「金銭債務及び義務的支払のうち経済裁判所の倒産認定申立受理後に発生したもの、及び、履行期が該当する倒産手続の開始後に到来したものは、共益的債務とされる。」と規定しているが、「共益的債務」に該当することにより発生する法律上の効果が規定されていない。

この点についても、将来的には、例えば、ロシア倒産法第5条第2項のように、倒産法の条文で明確に規定すべきである。また、共益的支払債権は倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができることも、倒産法の条文で規定すべきである。

「ロシア倒産法第5条第2項

共益的債権は、債権登録簿に含まれない。共益的債権者は、各倒産手続の遂行に際し、倒産事件の参加者とはみなされない。」

なお、現在の倒産法の第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項では、「倒産事件開始後に発生した債権」という文言が使われているが、これは「共益的支払債権」のことを指すと思われる。

しかし、「倒産事件開始後に発生した債権」という文言だけでは、「共益的支払債権」のうち、「履行期が該当する倒産手続の開始後に到来した債権」が含まれないことになる。

したがって、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定める場合には、併せて、第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項の「倒産事件開始後に発生した債権」という文言を、「共益的支払債権」と修正すべきである。

とりわけ、第134条第1項は、清算手続以外の倒産手続においても適用される場面が多いので（第83条第4項、第110条第18項、第149条第1項など。また、第121条第2項も、第134条第1項の適用があることを前提としている。）、修正する必要性が大きい。

3 精神的損害賠償請求権について

【提言】

倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様に、倒産法上の「債権者」に該当しないことを、倒産法第3条の条文に規定して明らかにすべきである。

【説明】

倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様に、倒産法上の「債権者」に該当しないことについては、注釈書で明らかにされている（第3条の「債権者」の注釈を参照）。

なお、倒産法においては、倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様の性質を有するので、第3条のほか、第37条第2項第3号、第93条第5項、第134条第1項、第175条第2項・第3項、第180条第1項第3号、第183条第1項及び第184条第2項についても改正すべきである。

4-1 給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権について(1)

【提言】

注釈書では、給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができる」と記載されているが、現在の倒産法の条文に照らすと、この見解には疑問があるので、再度検討すべきである。

【説明】

注釈書では、給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができる」と記載されている(第3条の「債権者」の注釈を参照)。

しかし、この記載については、以下の①から④のように、疑問がある。給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるという解釈については、再度検討すべきである。

① これらの債権を有する債権者は、倒産法上の「債権者」とされている(第3条の「債権者」の定義において、「債権者」から除外されていない)。

倒産法上、「債権者」とされているのであれば、倒産法の定める債権届出手続に従い弁済を請求しなければならないのではないかと。

② 第63条第1項第1号は、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。」と規定している。

この規定は、給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務及び養育費支払債務については、これらの債務に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合に限り、例外的に執行文書の執行が停止されず、債務者に対し個別に弁済を請求でき、それ以外の場合は、倒産法の定める債権届出手続によらないと弁済を請求することができないことを規定しているのではないかと。

つまり、これらの債権は、経済裁判所による債務者の倒産申立受理までに法的効力を発した司法判断があれば、例外的に、監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続において、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求できるが、清算手続においては、これらの債権については執行文書による執行は中止されるが(第125条第1項第6号)、その代わりに他の債権に優先して第一優先順位で弁済を受けることができると解すべきなのではないかと。

③ 例えば、外部管財においては、債権者は、第133条、第134条及び第138条の定める手続に従い、弁済を受ける(第121条第2項の注釈参照)。

そうすると、外部管財においては、金銭交付を定める支払文書(執行文書)を有する給与支払請求権や銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する養育費支払請求権は、第134条第2項に基づき、第一優先順位で弁済を受けることになるのではないかと。

④ 第100条第4項の規定は、給与支払請求権は倒産法の定める債権届出手続債権に従い弁済を請求することができることを前提にしているのではないかと。

4-2 給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権について(2)

【提言】

給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権については、監

視手続，裁判上の再生支援及び外部管財手続においては，倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるとするれば，これらの債権が倒産法上の「債権者」に該当しないことを，倒産法第3条の「債権者」の部分を変更して明らかにすべきである。

【説明】

4-1で上述したとおり，給与支払請求権，著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権については，執行文書の有無にかかわらず，監視手続，裁判上の再生支援及び外部管財手続において，倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるとするという解釈を，現在の倒産法の条文から導き出すことは，極めて困難である。

これらの債権は，あくまでも倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができるとするのであれば，倒産法第3条の「債権者」の部分を変更して，生命・身体に対する損害賠償請求権や精神的損害賠償請求権と同じように，これらの債権を有する債権者は倒産法上の債権者ではないことを明確にすべきである。

なお，もしこのようにするのであれば，第63条第1項第1号の規定は改正すべきである（「第3章，第4章関係」の「7 監視期間中における給与債権等の弁済について」を参照）。

さらに，注釈書において，裁判上の再生支援や外部管財におけるこれらの債権の弁済順位については第134条（第2項）の規定によると説明している箇所が幾つかある（第83条第4項注釈，第121条第2項注釈等）が，この注釈によれば，これらの債権は第一優先順位で弁済を受けるということになるので，この部分について，注釈書を改訂する必要がある。

5 債務者の倒産事件開始後の担保権者の権利行使手段について

【提言】

債務者の倒産事件開始後の担保権者の権利行使手段について，倒産法に規定を置くか，総会決議で規定し，明確にすべきである。

【説明】

担保権者は，債務者の財政状況が悪化した場合（債務者の倒産事件開始はその究極の例である。）に自分の債権を有利に回収するために，担保権を設定している。したがって，担保権者にとって，債務者の倒産事件開始により，自らが債務者に対して有する債権についてどのような手段によって弁済を受けることができるかということは，最大の関心事と言ってもよい。

担保権者の権利行使手段が明確になっていないことは，担保権者の期待可能性や予測可能性を損なうことになり，融資の促進を阻害する要因にもなるので，担保権者の権利行使手段を明確にすることは，極めて重要である。

しかし，倒産法には，債務者の倒産事件が開始した場合，担保権者はどのような手段によって債権の弁済を受けることができるのかについて明確に規定している条文はない（担保権者がいかなる弁済優先順位で弁済を受けることができるかについては，倒産法に条文がある。もっとも，この点に関する現在の倒産法の条文に問題があることについては，第5章・第6章関係及び第7章関係の提言を参照のこと。）。

第3条の「債権者」の部分の注釈には，「倒産事件における担保権者は個別弁済を求めることができず，個別に担保物の換価を行えない。」と記載されており，第133条第2項の注釈には，「倒産事件が開始されると，担保権者本人による担保物への執行ができなくなり，そのため，倒産事件においては担保法第27条，第28条の規定が適用されないことに留意しなければならない。担保物の換価は裁判所任命管財人のみが本法に規定される手続により行う。」と記載されている。

このように，債務者の倒産事件開始後，担保権者は，債務者に対し個別に弁済を請求することができず，倒産法の定める債権届出手続によらないと弁済を受けることができないこと，また，担保物の売却を担保権者が行うことは認められず，管財人のみが倒産法に規定される

手続により行うことについては、注釈に記載するだけでなく、倒産法に規定を置くか、総会決議で規定し、明確にすべきである。

6 経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることのできない債権について

【提言】

属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることができないのであれば、倒産法第1章にその旨の規定を設けるべきである。また、「属人的性質を有する債権」とは具体的にどのような債権のことを指すのか、総会決議で規定するか、注釈書を改訂して、明らかにすべきである。

【説明】

債務者が個人事業者の場合、債務者の倒産認定を申し立てる権利は、生命又は身体に対する損害賠償請求権、養育費債権及び属人性を有するその他の債権以外の債権を有する債権者が有する（第175条第2項）。

これに対して、債務者が法人の場合、倒産法には、第175条第2項のような規定は設けられていない。

しかし、注釈書では、属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定の申立てをすることができないと記載されている（第6条第1項の注釈、第39条第1項の注釈参照）。

そうであれば、属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定の申立てをすることができないこと、つまり、属人的性質を有する債権は、債務者の倒産兆候の存否の決定においては考慮されないことは、債務者が法人の場合でも、個人事業者の場合でも共通であるので、倒産法第1章にその旨の規定を設けるべきである。

また、併せて、「属人的性質を有する債権」とは、具体的にはどのような債権を指すのかを明らかにすべきである。例えば、第175条第2項では、属人的性質を有する債権として、生命・身体に対する損害賠償請求権と養育費債権（個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する養育費債権）が例示されているが（第175条第2項の注釈では、精神的損害賠償請求権も例示されている。）、給与支払請求権や著作権に基づく報酬債権も「属人的性質を有する債権」に該当するのかなどについても、総会決議で規定するか、注釈書を改訂して、明らかにすべきである。

なお、この点について、ロシア倒産法第4条第2項は、債務者の倒産兆候の存否の決定において考慮されない債権について規定し、その債権の具体例についても例示しているので、このような規定を参考にすべきであろう。

ロシア倒産法第4条第2項

債務者の倒産兆候の存否の確定のために、以下の事項が考慮される。

- ・ 金銭債務の額（引き渡された商品、提供された労務及び行われた役務についての債務、債務者が履行しなければならない利息を含む借入金、不当利得返還債務、及び、財産に対する損害賠償債務を含む。ただし、個人に対する生命・身体についての損害賠償債務、労働契約に基づき働く者の退職金・給与支払債務、著作権に基づく報酬債務、及び、債務者の発起人（社員）に対する持分返還債務は除く。）
- ・ ロシア連邦の法令の定める違約金（遅延利息）及びその他経済制裁に含まれない義務的支払債務の額

違約罰（違約金、遅延利息）、支払までの利息、債務不履行に基づく損害賠償債務、並びに、その他財産上の及び（又は）経済制裁の不履行又は不適切な履行（義務的支払債務の不履行を含む。）は、債務者の倒産兆候の存否の決定においては考慮されない。

7 補充責任について

【提言】

第9条に基づく補充責任の要件や行使方法につき、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、広く周知すべきである。

【説明】

第9条の補充責任の履行の請求については、実務においてはあまり行われていないが、今後は積極的に行うべきであるという意見があると聞いている。

第9条の補充責任の履行の請求があまり行われていない理由の一つとして、どのような要件を満たせば補充責任の履行の請求ができるのか、また、具体的にはどのような手続により補充責任の履行の請求をするのかが明確ではないことが考えられる。

第9条の補充責任の請求については、第128条第2項第5号と異なり、管財人が補充責任の履行を求めるのではなく、債権者が自分で請求を行う必要がある。そのため、第9条の補充責任の規定については、税務署職員や管財人等、普段から倒産事件に関与する可能性の高い専門家だけではなく、一般の者にも、その要件や行使方法等についての情報を知らせる必要がある。

とりわけ、第9条の補充責任と第128条第2項第5号の補充責任とは混同しやすいので、専門家でない一般の者に対しては、両者の違いを説明して、両者は別のものであることを伝える必要がある。

その際には、以下の点について留意すべきである。

① 第9条に基づく補充責任の履行を請求できる時期について

第9条の注釈には、第9条に基づく補充責任の履行の請求については、債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならないので、清算手続が終了した後にのみ可能であると記載されている。

しかし、第9条の補充責任と民法第329条の補充責任の性質が同じものであれば、まず債権者が債務者に請求をして、その後、債務者が債務を弁済することを拒否し、または債権者が提起した請求に対して相当期間内に債務者が債権者に回答をなさなかった場合は、債権者は、債務者の清算手続の終了を待たずに補充責任の履行を請求できるのではないか。

また、請求額についても、債務者の清算手続の終了を待たずとも、債権者に対する債務者の負債の総額と、当該債権者が第9条に基づく補充責任の履行を求めるまでに一部弁済された金額との差額に基づき算定することが可能なのではないか。

② 企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任の追及について

現在のウズベキスタンにおける倒産実務においては、2006年総会決議第43項の趣旨にかんがみ、企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任を追及すべきということであるが、その根拠を第9条に求める考え方があると聞いている。

しかし、第9条は、企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任を追及するための規定ではない。このことは、第9条の注釈に、「債務者の代表者及び清算委員会の成員(清算人)の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにある。」と記載されているとおりである。

債務者を倒産に至らせる原因を生じさせた者に対する補充責任については、第128条第2項第5号により追及すべきである。このことは、第128条第2項の注釈に、「債務者が倒産に至ったことと関連して、債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払に関して、法規に従い補充責任を負う第三者に対し、請求を提起すること(例えば、民法第48条、第67条に従って)」と記載されているとおりである。

ただし、民法第48条や第67条は、当該規定に基づいて補充責任を負う者として、債

務者の設立者(参加者)債務者を規定しており、債務者の役職者を規定していないので、債務者の役職者に対しては、第128条第2項第5号に基づく補充責任の履行の請求はできないことを指摘しておく。

③ 第128条第2項第5号に基づく補充責任について

第9条に基づく補充責任に関連して、第128条第2項第5号に基づく補充責任の問題点についても、整理しておく必要がある。

第128条第2項第5号の補充責任の追及については、清算管財人の権限とされているが、同項の注釈では、「債権額と清算財団との差額を確定することは、清算手続が終了して初めて可能である。」と記載されている。

しかし、第144条第3項によれば、清算管財人の権限は債務者の清算が法人の統一国家登録簿に記載された時点で終了するので、實際上、第128条第2項第5項の補充責任を清算管財人が追及するのは困難なのではないか、という問題が生じる。また、第128条第2項第5号の補充責任の追及により回収された金銭は、清算用財団に組み入れられるが、清算手続が終了してしまったら、回収された金銭を清算用財団に組み入れることができなくなってしまう。

今後、第128条第2項第5号に基づく補充責任の追及を積極的に行おうとするのであれば、当該規定に基づく補充責任の追及中に清算手続が終了した場合、誰が清算管財人に引き続いて補充責任の追及をし、回収した金銭をどのように債権者に弁済するのか、という具体的な問題について整理する必要がある。

④ 第97条第3項に基づく補充責任について

第97条第3項にも補充責任の追及の規定が置かれているが、外部管財の場合は、債権登録簿に記載されている債権者全員に全額弁済しないと外部管財手続を終結できないので、理論上、外部管財において補充責任の追及をすることはあり得ないことを指摘しておく。

8 倒産認定申立受理の効果について

【提言】

第10条第1項後段の規定は、「債権者は、『法令が定める場合を除き、』経済裁判所が債務者についての倒産認定の申立てを受理した時点から、債権の弁済を受けるために、債権者に対し個別に債権の弁済を請求する権限を有しない」とすべきである。

【説明】

例えば、共益的支払債権や給与支払請求権等は、債務者の倒産認定申立てが受理され、監視手続が開始したとしても個別に債権の弁済を受けることができるし、モラトリアムの適用がないので、外部管財手続においても個別に債権の弁済を受けることができる。

第10条第1項については、「法令が定める場合を除き」という文言を加え、すべての債権について適用されるわけではないことを明確にすべきである。

なお、この第10条第1項後段の規定は、倒産認定申立受理の効果について定めているので、債権者集会について定める第10条に置くよりは、第45条に置く方がよいことを指摘しておく。

9 債権者集会決議に対する不服申立て可能期間等について

【提言】

経済裁判所に対する債権者集会決議についての不服申立てが可能な期間につき、倒産法を改正するか、総会決議で規定し、明確にすべきである。また、当該不服申立てを受理した経済裁判所による審理期間についても、総会決議等で明確にすべきである。

【説明】

債権者集会決議に対する不服申立て可能期間については、第13条第5項の注釈に、「しかし、倒産事件の参加者が債権者集会の決議に対し経済裁判所に無効認定を申し立てることができない期間について、本倒産法では規定されていない点を指摘しておかなければならない。」と記載されているとおりである。

倒産法第13条5項に基づく不服申立ては、債権額の多少を問わず、倒産事件の参加者に認められる権利である。この規定は、多額の債権額を有する債権者による違法な決議に対する是正機能を果たすものであり、倒産法における極めて重要な規定である。

しかし、一方で、倒産事件手続は各債権者集会の決議内容を前提として進んでいくので、いつまでも債権者集会決議に対する不服申立てが可能であるとすると、倒産手続の法的安定性が損なわれることになる。

また、債権者集会決議に対して不服申立てを行う者にとっても、不服申立てが認められない要件が明確になっていなければ、経済裁判所の裁量によって不服申立てが認められるかどうか判断されることにつながり、不安定な地位に置かれることになる。

したがって、経済裁判所に対する債権者集会決議についての不服申立てが可能期間につき、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明確にすべきである。

なお、これまでのウズベキスタン側WGメンバーとの協議においては、債権者集会決議に対する不服申立て可能期間については、倒産法の条文に規定がない事項であるので、総会決議で規定することはできないという回答がされた。

しかし、例えば、清算手続の延長可能期間について、倒産法第124条第2項は具体的な延長可能期間を規定していないが、2006年総会決議第30号では、清算手続の延長期間については1年まで可能である旨、具体的に定めている。

この例にかんがみれば、本件について総会決議で規定することも可能と考えられる。

ちなみに、債権者集会決議に対する不服申立て可能期間について、ロシア倒産法第15条第4項では、以下のような規定が置かれているので、参考にされたい。

なお、不服申立てを受理した経済裁判所による審理期間についても、総会決議等で明確にすべきであろう。

「ロシア倒産法第15条第4項

4. 債権者集会の決議が、倒産事件の参加者、倒産事件仲裁訴訟の参加者若しくは第三者の権利・法的利益を侵害する場合又は本連邦法の定める権限範囲に違反して決議された場合、当該決議は、倒産事件の参加者、倒産事件仲裁訴訟の参加者又は第三者の申立てにより、倒産事件を審理する仲裁裁判所が無効と認定することができる。

債権者集会開催につき然るべき方法にて通知を受けた者は、決議日から20日の間、決議無効認定を申し立てることができる。

債権者集会開催につき然るべき方法にて通知を受けなかった者は、当該決議を知った日又は知ることができたであろう日から20日の間、決議無効認定を申し立てることができる。」

10 管財人の解任事由について

【提言】

2006年総会決議第13項の「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」とは具体的にはどのような違反を指すのか、総会決議で明確にするか、注釈書を改訂するか、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するか等により、要件を明確にすべきである。

【説明】

第21条第1項の注釈によれば、事件参加者は、管財人が倒産法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行したために、債務者又は債権者に損害が生じた場合は、同項の規定に基づき、経済裁判所に対し当該管財人の解任の申立てができるとしている。

一方、第 21 条第 1 項の注釈によれば、2006 年総会決議第 13 項は、事件参加者は、管財人に「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」がある場合は、経済裁判所に対し当該管財人の解任の申立てができるとしている。

両者を比較すると、2006 年総会決議第 13 項の場合は、

- ① 債務者又は債権者に損害が生じたことが管財人の解任申立ての要件とされていない。
- ② 倒産法の定める義務違反に限られず、倒産法以外の法令違反でも、管財人の解任申立てができる。

というように、第 21 条第 1 項と比較して要件が緩和されている一方で、「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件が必要とされている。

債務者又は債権者に損害が生じていない場合でも、債権者集会の決議に基づいて経済裁判所に対し管財人の解任申立てができるが（第 80 条第 3 項、第 96 条第 1 項第 1 号、第 140 条第 1 項第 1 号等）、この場合、債権者集会の決議については、全債権者の議決権の過半数の賛成が必要であり（第 13 条第 3 項第 4 号）、通常の債権者集会の決議要件より重くなっている。

ということは、2006 年総会決議第 30 号の「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件は、「全債権者の議決権の過半数の賛成」と同等の要件と扱われていることになり、それだけ重大な要件ということになる。

しかし、「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件は、抽象的で漠然としている。このような重大な要件については、具体例を挙げて、要件を明確にすべきである。

11 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所による裁判所任命管財人の解任申立て及び候補者の推薦について

【提言】

- ① 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所が、経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の解任の申立てをすることができるのであれば、第 26 条第 5 号を改正し、その旨規定すべきである。
- ② 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができるのであれば、現在の第 26 条第 6 号の注釈を改訂すべきである。

【説明】

- ① 第 26 条第 5 号によれば、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、上位機関に裁判所任命管財人の解任を解任する必要があることを申し立てることができることと規定されている。

一方、本条の注釈では、地方事務所が直接経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てができることと記載されている。さらに、第 140 条の注釈では、地方事務所は、第 26 条の規定に従い、上位機関の同意に基づき経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てを行うと記載されている。

このように、第 26 条第 5 号の文言にかかわらず、実務上は、地方事務所が直接経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てができることと解されている。

しかし、このような解釈を第 26 条第 5 項の文言から導くことは困難であるので、第 26 条第 5 号を改正すべきである。

- ② 現在の第 126 条は、倒産事件を管轄する国家機関は、定款資本に国家の持分が含まれている企業の倒産認定に際しては、清算管財人の候補者を推薦することができると規定している。

また、現在の第 26 条第 6 号は、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を経済裁判所の審理に送る権利を有すると規定している。

さらに、第 26 条第 6 号の注釈にも、「定款資本に国家の持分がある企業の簡易倒産手続・清算手続の実施時に、裁判所任命管財人の候補者を経済裁判所の審理に立てる権利を持つ；債権者集会と共に、地方事務所にも、定款資本に国家の持分がある企業の清算管財人候補者を立てる権利がある。国家機関のこの権利は本法第 126 条でも規定されている。」と記載されている。

しかし、第 126 条及び第 188 条第 3 項の注釈には、倒産事件を管轄する国家機関は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができると記載されている。

倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所も同様に、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができるのか。

そうであれば、上記の第 26 条第 6 号の注釈中、「定款資本に国家の持分がある企業」という言葉を削除した上で、「本条の条文では、「定款資本に国家の持分が含まれている企業」という点が特に言及されているが、地方事務所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができる（第 126 条、第 188 条第 3 項の注釈参照）。」という記述を加えて、注釈書を改訂すべきである。

第 3 章，第 4 章関係

1 倒産法と経済訴訟法の関係について

【提言】

個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対し、周知すべきである。

【説明】

個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについては、経済裁判所の実務では、倒産事件より経済訴訟事件の件数の方が多きこともあり、その区別があまり認識されていないと思われ、実務上も混乱が見られる。

例えば、倒産事件においては、債権者側と債務者による和議の締結は、債権者集会が債権者を代表して和議を締結する決議を採択することとされ（第 145 条第 2 項）、債権者集会の決議の採択なしに、個々の債権者と債務者が和議を締結することはできない。しかし、実務では、債権者集会の決議の採択なしに、個々の債権者と債務者が和議を締結している例がある。

これは、倒産法の規定による和議と経済訴訟法の規定による和議とを混同していることによるものである。

また、倒産事件において当該紛争の審理に参加した者は、経済裁判所が倒産法の規定に基づいて出した決定に対しては、控訴審に不服を申し立てることはできるが、破棄審に不服を申し立てることはできない（第 60 条第 3 項注釈参照）。しかし、実務においては、このような場合でも、破棄審に不服が申し立てられ、しかもその申立てが最高経済裁判所により受理されている。

これも、倒産法の規定による不服申立てと経済訴訟法による不服申立てとを混同していることによるものである。

この注釈書では、経済訴訟法と倒産法の関係について、第 35 条第 2 項や第 50 条の注釈をはじめとする各箇所でも触れている。

しかし、条文ごとに解説を書くという注釈書の性質上、この注釈書では、個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、まとめて言及している部分がない。そこで、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、まとめて記載した資料があれば、倒産事件の実務処理において、極めて有益と思われる。

その手段としては、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、注釈書の記述を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが考えられる。

2 債務者の経済的破綻を証明する書面について

【提言】

第42条第1項の「債務者の経済的破綻を証明する必要書面を添付する。」の規定については、「債務者が本法第5条第2項の要件を満たしていることを証明する必要書面を添付する。」と修正すべきである。

【説明】

「経済的破綻」とは、「債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができず、かつ(又は)、義務的支払債務を履行することができないと経済裁判所により認定された状態」である(3条の「倒産(経済的破綻)」の規定を参照)。

このように、「経済的破綻」とは、経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出すことにより初めて生じる状態であって、第42条第1項のように、経済裁判所が債務者の倒産認定申立受理決定(第45条第5項)すら出していない段階では、生じることはあり得ない。

したがって、将来、第42条第1項を提言のとおり修正すべきである。

3 倒産認定申立受理決定の記載事項について

【提言】

倒産認定申立受理決定の記載事項について、各裁判官が出す決定ごとにばらつきがあるので、倒産認定申立受理決定の記載事項について整理する作業を行った上で、記載事項を統一する手段を講じるべきである。

【説明】

倒産認定申立受理決定の記載事項については、倒産認定申立受理決定と同時に出す決定が複数あることなどから、複雑な状態になっている。

そのようなことに加えて、これまで倒産認定申立受理決定のひな形が作成されていないこともあって、倒産認定申立受理決定の記載事項については決定ごとにばらつきがあるのが現状であり、必要な事項が記載されていなかったり、誤った事項が記載されている例も見受けられる。

この注釈書では、倒産事件申立受理決定の記載事項については、幾つかの条の注釈で触れている。しかし、条文ごとに解説を書くという注釈書の性質上、倒産認定申立受理決定の記載事項についてまとめて言及している部分がない。

そこで、倒産認定申立受理決定の記載事項について、例えば下記のような整理作業を行い、その結果をこの注釈書作成に携わったWGメンバーがとりまとめて、経済裁判所全体で共有することが有益であると思われる。

- ① 倒産認定申立受理決定に基づき経済裁判所が行う事項を記載する。
 - － 倒産事件開始決定(第45条第4項)
 - － 倒産事件の審理の準備決定(第48条, 2006年総会決議第9項, 経済訴訟法第123条)
 - － 事件参加者に決定書を送付したこと(経済訴訟法第124条第1項)。

- － 債務者の所在地住所を管轄する国税当局若しくはその全権機関又は裁判所執行官に対し決定を送付したこと（第45条第4項）
 - － 債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合、倒産事件を管轄する国家機関に対し倒産事件の開始を通知したこと（第61条第1項）
 - － 第1回法廷の開廷日（第71条第1項）

なお、倒産事件開始決定を出した日から第1回法廷の開廷日までは、最短でも45日程度かかることに留意すべきである（一時管財人が監視開始の公告を公報紙の発刊者に送付するまで3日、債権者の債権届出期間が30日、債権者集会開催から第1回法廷まで10日）。
- ② 倒産認定申立受理決定に基づき債務者が行う事項を記載する。
- － 法人債務者は、代表部及び支店の所在地を管轄する者（機関）に対し、倒産事件開始決定の写しを送付すること（第45条第4項）
 - － 債務者は、債権者等による申立てを受理する旨の経済裁判所の決定を受領した日から5日以内に、経済裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立てに対する意見書を送付する権限、及び、申立書に記載されていない全債権者に対し、債務者についての倒産事件の開始を通知する権限を有すること（第47条第1項）。
- ③ 原則として倒産認定申立受理決定の日から監視が行われる（第62条）ことから、倒産認定申立受理決定中に監視開始決定を記載する（第62条、第45条第3項）。
- ④ 経済裁判所が監視開始決定を出したに基づき債務者が行う事項を記載する。
- － 債務者の代表者は、債務者の被雇用者、発起人（社員）又は債務者の財産所有者に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならないこと（第68条第3項）
- なお、監視開始の効果として、債務者による一定の行為が禁止されたり、制限されるが（第63条、第64条等）、これらの事項についても倒産認定申立受理決定に記載する必要性の高いものについては、記載することを検討すべきであろう（後述8「監視手続中における債権の弁済等について」参照）。
- ⑤ 経済裁判所が監視開始決定を出す際には一時管財人を任命するので（第45条第3項参照）、以下のことを記載する。
- － 一時管財人任命決定（第45条第3項）
 - － 一時管財人に対する報酬額とその支払方法（第65条第2項）
 - － 一時管財人は、任命日から3日以内に、債務者についての監視開始に関する情報を、公報紙において公告するために送付すること（第68条第1項）
 - － 一時管財人は、監視開始の公告から10日以内に、判明している全債権者（給与支払請求権を有する債権者を除く。）に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知すること（第68条第2項）
 - － 第一回債権者集会の日時（第71条第1項）
 - － 一時管財人は、経済裁判所の法廷日の5日前までに、経済裁判所に対し、自己の活動に関する報告及び債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復についての可能性についての意見、及び、第10条の定める書類を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならないこと（第67条第3項）
- この他にも一時管財人のすべきことは多数あるが、どの事項を倒産認定申立受理決定に記載するかについては、その記載の必要性にかんがみて検討すべきであろう。
- ⑥ 以上は、倒産認定申立受理決定に書くべきと思われる事項であるが、逆に倒産認定申立受理決定の記載事項として書くべきではない事項もある。
- 例えば、原告が経済裁判所の法廷に出頭せず、かつ、原告不参加での事件審理について

の申請を行わなかった場合には経済裁判所は審理をしない決定を出すという経済訴訟法第 88 条第 6 項の規定は倒産法には適用されない（第 50 条第 1 項注釈参照）が、このような事項を倒産認定申立受理決定に記載しないように注意することも必要である。

このように、倒産認定申立受理決定に書くべきではない事項についても整理する必要がある。

なお、本件のような経済裁判所が出す司法判断については、最終的にはWGメンバー等が主要な司法判断についてのひな形を作成し、決定集の形で冊子にまとめることが、実務処理の統一のためには極めて有効な方策であると思われる。

4 倒産不認定決定について

【提言】

2006 年総会決議第 23 項中、「倒産兆候が確認できない場合。つまり、債務者に対する債権の総額が倒産法の定める金額に満たない場合」という部分は、「倒産兆候が確認できない場合。つまり、債務者が債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を弁済期から 3 か月以内に弁済していないことが認められない場合」と修正すべきである。

【説明】

倒産法上、「倒産兆候」とは、第 4 条の定める要件、すなわち「債務者が債権者に対する金銭債権及び（又は）義務的支払債務を、弁済期から 3 か月以内に弁済していない」状態のことを指すはずである。

したがって、2006 年総会決議第 23 項については、提言のとおり修正すべきである。

なお、第 54 条第 1 項の注釈では、「倒産兆候が事件審理の際に認められなかった場合。つまり、不履行期間が本法第 4 条の定める期間に満たない場合及び債務者に対する債権の総額が本法の定める額に満たない場合（2006 年 1 月 27 日付最高経済裁判所総会決議第 142 号第 23 項）」と記載されている。

しかし、「倒産兆候」と第 5 条第 2 項が規定する「債務者に対する債権の総額」とは、別の要件のはずであり、この記載は正しくないので、「債務者に対する債権の総額が本法の定める額に満たない場合」という部分については、注釈書を改訂して削除すべきである。

5 監視開始決定に対する不服申立てについて

【提言】

債務者の監視開始決定に対する不服申立てについて、倒産法を改正するか、総会決議で規定することにより、認めるべきである。

【説明】

債務者に対して監視が開始されると、債務者による一定の行為が禁止されたり、制限され（第 63 条、第 64 条等）、債務者は不利益を被ることになる。したがって、経済裁判所による理由のない監視開始決定に対しては、倒産事件の参加者による不服申立てを認める必要がある。

しかし、現在の倒産法には監視開始決定に対する不服申立てを認める規定がないので、不服申立てをすることはできない（第 60 条の注釈末尾にある一覧を参照）。

また、経済裁判所による監視開始決定の効力を争う方法としては、経済裁判所による債務者の倒産認定受理決定に対して不服申立てをする方法も考えられるが、現在の倒産法においては債務者の倒産認定申立受理に対する不服申立ては認められず（第 45 条第 2 項の注釈、第 60 条の注釈末尾にある一覧を参照）、債務者は倒産認定申立てに対する意見書を提出することができるだけである（第 47 条）。

したがって、債務者の監視開始決定に対する不服申立てについて、倒産法を改正するか、

総会決議で規定することにより、認めるべきである。

なお、ロシア倒産法においては、明文で監視開始決定に対する不服申立てが認められている（第48条第3項）ので、参考にされたい。

6 執行文書の執行停止の効力発生時点について

【提言】

倒産法上、執行文書の執行停止の効力は、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定の時点から生じるのか、監視開始決定の時点から生じるのかが明確ではないので、明確にすべきである。

執行文書の執行停止の効力は監視開始決定の時点から生じるのであれば、第63条第1項第1号後段の規定は削除し、裁判等執行法第34条第2項についても、監視開始が執行手続の停止事由となる旨、改正すべきである。

【説明】

第63条第1項第1号前段は、監視開始の効果として、執行文書の執行が停止されると規定している。

一方、同じ第63条第1項第1号後段は、債務者の倒産認定の申立てを受理する経済裁判所の決定は、執行文書の執行の停止事由となるとしている。

また、裁判等執行法第34条第2項も、経済裁判所による債務者の倒産事件の手続の開始を、執行手続の停止事由としている。

そうすると、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定と監視開始決定とが同時に出されない場合があり得るが、その場合、執行文書の執行停止の効力は、債務者の倒産認定申立受理決定の時点から生じるのか、監視開始決定の時点から生じるのかが問題になる。

この点については、第63条第1項の注釈では言及されていない。

一つの考え方として、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定と監視開始決定とが同時に出されない場合、監視開始決定が出されると、監視の効果は債務者の倒産認定申立受理決定の時点に遡って生じることになる、という解釈があり得る。しかし、第62条の注釈には、そのような解釈は採らないと記載されている。

もし執行文書の執行停止の効力は監視開始決定の時点から生じるのであれば、これと矛盾する第63条第1項第1号後段の規定は削除する必要があり、また、裁判等執行法第34条第2項についても、監視開始が執行手続の停止事由となる旨、改正する必要がある。

7 監視期間中における給与債権等の弁済について

【提言】

注釈書では、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権及び養育費支払債権は順位外債務であり、執行文書の有無にかかわらず、監視期間中に弁済することができると記載されている。

そのような見解を採るのであれば、倒産法第61条第1項第1号の規定を「財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断に基づく執行文書の執行は、停止されない。」と改正するとともに、第63条第1項第1号の注釈を修正すべきである。

【説明】

第63条第1項第1号は、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。」と規定している。

この規定の文言によれば、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発していない場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止される」と解釈されることは、当然考えられるところである。

ところが、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権、養育費支払債権、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権について、第3条（債権者）の注釈には、これらの債権は順位外債権であり、執行文書の有無にかかわらず、監視期間中に弁済することができることと記載されている。

このような見解を採るのであれば、これらの債権については、これらの債権に関する司法判断がいつ法的効力を発生したかどうにかかわらず、監視が開始しても、これらの債権に関する司法判断に基づく執行文書の執行は停止されないことになる。

そうであれば、第63条第1項第1号の規定は誤解を招くので、文言を提言のように改正すべきである。

また、第63条第1項第1号の注釈には、「経済裁判所による倒産認定申立ての受理より前に該当する司法判断が発効している場合、以下の債権はその執行文書を執行する権利を持つ。」として、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権、養育費支払債権、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権が挙げられている。しかし、この記載からは、「経済裁判所による倒産認定申立ての受理より後に該当する司法判断が発行している場合、以下の債権はその執行文書を執行する権利を有しない。」と解釈されることは当然考えられるので、改訂すべきである。

8 監視手続中における債権の弁済等について

【提言】

監視手続中には、倒産法の定める債権届出手続に基づかずに弁済を請求することができる債権以外の債権については、全債権者に対し一括して弁済する場合を除き、弁済することは認められない。このことを、経済裁判所の監視開始決定に記載すべきである。

また、このことを、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や管財人等、倒産事件処理に関係する者に対し、周知すべきである。

また、このこと以外にも、監視開始の効果として規定されている第63条第1項の事項を、経済裁判所の監視開始決定に記載すべきである。

【説明】

監視期間中に、倒産法の定める債権届出手続に基づかずに弁済を請求することができる債権（第134条第1項に記載されている債権、2006年総会決議第19項が規定する共益的支払債権、第63条第1項第1号に記載されている債権、非金銭的債権）以外の債権の弁済をすることができるかどうかについては、第63条第2項の注釈に記載しているとおり、全債権者に対し一括して弁済する場合を除き、各債権者に対して個別に弁済をすることは認められない。

このことは、当然、実務において、債務者自身に遵守してもらう必要がある。しかし、倒産法の専門家でない債務者が、このことを知っているとは限らない。また、実務では、一時管財人が、債務者に対し、債権者から弁済請求があったとしても個別に弁済をしないように指導している例もあるようであるが、全ての一時管財人がそのような指導を債務者に行うという保証はない。

そこで、債務者に対し、債権者から弁済請求があったとしても個別に弁済をしないことを遵守させる方法としては、経済裁判所の監視開始決定に、以上のことを、監視開始の効果として記載することが有効であるといえる。

また、このことは、倒産法の専門家である裁判官や管財人等は当然知っておくべき事項で

ある。しかし、これまでのウズベキスタン側との協議においては、債務者の同意があれば監視手続中に債権者に対して個別に弁済してもよい、あるいは、第134条の規定する弁済優先順位を守れば監視手続中に債権者に対して個別に弁済してもよい、という意見が出されたこともあり、専門家の間でも、これまで考え方が統一されていない。

そこで、この問題について、専門家の間で考え方を統一するために、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、注釈書の記述を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが考えられる。

なお、監視期間中に全債権者に対して一括して債権を弁済した場合は、経済裁判所は、第56条第1項に基づく倒産事件終結決定ではなく、第54条第1項に基づく債務者の倒産を認定しない決定を出すことについても触れるべきである（第54条第1項、第56条第1項注釈参照）。

また、経済裁判所の監視開始決定には、債権者に対する個別の弁済禁止のほか、監視開始の効果として第63条第1項に規定されている事項、例えば、法人債務者の発起人（社員）の持分払戻請求権の弁済禁止等についても記載すべきである。

9 一時管財人候補者の推薦手続について

【提言】

倒産認定受理申立書に一時管財人の候補者を記載させる実務の運用について周知する施策を講じるとともに、申立人が倒産認定申立てを行う前にどのような一時管財人候補者がいるかについての情報を容易に知ることができるようなシステムを構築すべきである。

【説明】

現在の実務においては、倒産認定申立受理・倒産事件開始の時期と監視開始・一時管財人任命の時期が一致しない場合があるが、その原因の一つは、申立人から一時管財人が推薦されないため、あるいは、申立人から一時管財人が推薦されても一時管財人の資格のない者が推薦されているため、経済裁判所が倒産認定申立受理・倒産事件開始決定を出すのと同時に一時管財人を任命することができないことである。

これが望ましくない状態であることは、第48条第2項の注釈にも記載されているとおりである。

しかし、一時管財人候補者を申立書に記載することは、申立人が倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関の場合は容易であると思われるが、それ以外の場合は困難が伴うのが現状であると思われる。また、仮に倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関以外の申立人が一時管財人候補者を推薦したとしても、当該候補者が申立人の利害関係人であるため一時管財人として任命することができず、結局、再度推薦手続を行うことになるので、かえって一時管財人の任命に時間を要するという事例も見られる。

実務では、債権者が倒産認定申立前に非独占化委員会に相談し、非独占化委員会が一時管財人の候補者を紹介する場合もあるようであるが、一般の債権者はこのようなことを知らないと思われる。また、現在、管財人協会において、一般の債権者からの照会に応じて管財人候補者を紹介するシステムを設けることを検討していると聞いているが、その実現にはしばらく時間を要すると思われる。

このような問題点を改善するに当たっては、倒産認定受理申立書に一時管財人の候補者を記載させる実務の運用について周知する施策を講じるとともに、申立人が倒産認定申立てを行う前にどのような一時管財人候補者がいるかについての情報を容易に知ることができるようなシステムの構築を行うべきであるが、その前提として、経済裁判所や非独占化委員会が裁判所任命管財人の存在や役割を広く一般に知らしめるような広報施策を講じることが必要と思われる。

10 倒産認定申立書に記載された債権の審理手続について

【提言】

倒産認定申立書に記載された債権の審理手続について、改善策を検討すべきである。

【説明】

倒産認定申立書に記載された債権に対し債務者が異議を有する場合、債務者は第70条の手続により異議を申し立てることはできず、また、倒産認定申立受理決定や監視開始決定に対して異議を申し立てることもできない（第60条注釈末尾の一覧を参照）。この場合、債務者には、第47条に基づき意見書を提出することしか認められない。

しかし、意見書については、第70条の手続による異議申立てのように異議申立てから1か月以内に審理されるのではなく、倒産事件の審理の際に併せて審理されるにすぎない。

倒産認定申立書に記載された債権につき債務者が異議を申し立てられないのであれば、たとえ当該債権が実際には根拠がないものであっても、いったん経済裁判所に受理されれば倒産事件が開始され、倒産事件の審理の日まで監視手続が行われることになり、債務者は不利益を受けることになる。また、第70条の手続による異議申立ての場合は、債務者による異議申立てが第一回債権者集会開催前に認められれば、当該債権は債権登録簿に記載されないが、倒産認定申立書に記載された債権については、倒産事件の審理まで審理がされないため、たとえ当該債権が実際には根拠のないものであっても、債権者は第一回債権者集会に参加できるという問題が生じる。

このような問題に対する実務上の対策が必要であると考え、下記のような対策が考えられよう。

- ① 総会決議により、倒産認定申立受理決定に対する不服申立てを認める。
- ② 経済裁判所が債務者から提出された意見書を審理した結果、倒産認定申立書に記載された債権につき根拠がないことが判明した時点で、他に届出債権がなければ経済訴訟法第86条第1号により審理を打ち切る決定を出す、という運用を行う。
- ③ 倒産認定申立受理決定には、倒産認定申立書に記載された債権に対し不服のある債務者は意見書を提出する権利があることを必ず記載する。

なお、ロシア倒産法では、債権者が債務者の倒産認定を申し立てた場合は、裁判所が申立人の債権を審理し、当該債権に根拠があることが認められる場合に監視が開始される。つまり、債務者は、債権者による倒産認定の申立書を受領する旨の決定を受領した後、当該申立てに対する意見書を提出することができ、当該意見書には申立人の債権に根拠がないことの証拠を記載することができる（ロシア倒産法第47条）。そして、裁判所は、申立人の債権の根拠を審理した結果、当該債権に根拠があると認めた場合に監視開始決定を出し、さらに債務者はこの決定に対して異議申立てができる（ロシア倒産法第48条参照）。

このようにロシア倒産法では、倒産認定申立書に記載された債権の審理手続を設けているので、このような仕組みも参考にすべきであろう。

11 経済裁判所決定に対する不服申立てについて

【提言】

現在の実務では、経済裁判所が出した決定に対する不服申立てについての解釈・運用が適切に行われていない例が散見されるので、改善策を検討すべきである。

【説明】

倒産事件において経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての解釈・運用については、倒産法の規定のほか、経済訴訟法や総会決議の規定も見なくてはならないので、かなり複雑になっている。そのため、現在の実務では、経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての

解釈・運用が適切に行われていない例が散見される。とりわけ、倒産法第 60 条に基づく不服申立ては破棄審に対して行うことは認められないところ（第 60 条第 3 項注釈参照）、破棄審に対して不服申立てがされ、しかもその不服申立てが最高経済裁判所により受理されている例も見られる。

また、倒産法に基づく不服申立てと経済訴訟法に基づく不服申立てとでは、不服申立てが可能な期間や、破棄審への不服申立ての可否等について違いがあるが、現在の経済裁判所が出した決定には、当該決定に対して不服申立てができることは記載されていても、倒産法に基づく不服申立てをすることができるのか、経済訴訟法に基づく不服申立てをすることができるのまでは記載されていない例が多い。そのため、倒産事件の参加者にとっては、倒産法に基づく不服申立てをすることができるのか、経済訴訟法に基づく不服申立てをすることができるのかが分かりにくくなっており、このことが、経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての解釈・運用が適切に行われていない理由の一つであると思われる。

このような問題に対する実務上の対策が必要であると考え、下記のような対策が考えられよう。

- ① 裁判官に対し、不服申立てをすることができる決定とできない決定との区別、また、不服申立てをすることが認められる場合、倒産法に基づき不服申立てができるのか、それとも経済訴訟法に基づき不服申立てができるのかを、周知する。その手段としては、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、第 60 条の注釈末尾にある一覧を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが有益であると考え。
- ② 裁判官が倒産事件における決定を出す場合には、決定書に「この決定に対しては不服申立てができる。」と記載するだけでなく、例えば「この決定に対しては、倒産法第 60 条の規定に基づき、この決定の発令から 10 日以内に控訴審に不服申立てができる。」というような、より具体的な記載をすべきである。
- ③ ②の前提として、裁判官による実務の取扱いを統一するために、倒産事件において裁判官が出す決定例を集めた決定集の作成が効果的であると考え。

第 5 章、第 6 章関係

1 裁判上の再生支援の開始の効果について

【提言】

裁判上の再生支援の開始の効果として、第 63 条に規定されている事項を規定すべきである。

【説明】

第 63 条は、監視以後の手續において債権者に対して倒産法の定める手續により弁済が行われるようにするため、債権者間の平等を害するような行為を制限するとともに、原則として、債権者は債務者に対して個別に弁済を請求できない旨を規定している。

ところで、監視は裁判上の再生支援の開始によって終了する（第 75 条第 5 項）から、監視開始の効果として第 63 条に規定されている事項の効力も、裁判上の再生支援の開始によって終了する。

しかし、裁判上の再生支援は債権者間の平等を確保しつつ債務の弁済を実施する手續であることから、第 63 条に規定されている事項は、裁判上の再生支援においても、引き続き維持されるべきものと考えられる。

ところが、現在の倒産法には、裁判上の再生支援の効果として、第 63 条に規定されているような事項は規定されていない。

注釈書には、第 63 条に掲げられている事項は裁判上の再生支援においても引き続き維持されると解するべきであるという記載はされているが（第 75 条第 5 項及び第 79 条第 2 項の注釈参照）、現在の倒産法の条文からこのような解釈を導くのは困難であるので、裁判上の再生支援の開始の効果について規定する第 79 条第 2 項に、第 63 条に掲げられている事項を追加すべきである。

なお、ロシア倒産法において財政支援開始の効果を規定する第 81 条第 1 項には、ロシア倒産法における監視開始の効果（第 63 条第 1 項）と同一の内容が含まれているので、参考にすべきであろう。

2 裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について

【提言】

裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

【説明】

現在の倒産法には、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続が規定されていない。

この点について、これまでのウズベキスタン側との協議においては、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続は第 70 条の定める手続に従い審理する（ただし、債権届出期間の制限はない。）という説明を受け、第 84 条第 2 項の注釈にもその旨記載している。

しかし、現在の倒産法の条文の解釈によってこのような結果を導き出すのは非常に困難であり、何かしらの明文の根拠がないと、その理由の説明が難しいと思われる。

この点については、倒産法を改正して、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続を規定すべきである。

例えば、ロシア倒産法第 81 条第 5 項は、財政再建中に届出がされた債権について「債権は、仲裁裁判所が、本連邦法第 71 条の定める手続に従い審理する。」と規定しているが、このような規定を設けるべきであろう。

仮に、倒産法をすぐに改正することが難しい場合は、当面の措置として、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について総会決議で規定して、明らかにすべきである。

3 裁判上の再生支援における債務弁済方法について

【提言】

現在の倒産法の条文では、裁判上の再生支援における債務弁済方法について不明確な点が多いので、倒産法を改正するか、総会決議で規定するなどして、明らかにすべきである。

【説明】

① 第 83 条第 4 項の注釈には、以下のとおり記載されている。

一 本法においては、債務弁済計画表において、どの弁済優先順位の債権をいつ弁済すべきかについて、明文で細かく定めた規定はない。

本項は、「債務弁済計画表は、本連邦法第 134 条の定める順位による、按分弁済を定めなければならない。」と規定するロシア倒産法第 84 条第 4 項と異なり、裁判上の再生支援手続中に発生した債権（これは共益費支払請求権であり、第 134 条第 1 項により順位外で弁済を受ける。）についてのみ言及しているが、ロシア倒産法第 84 条第 4 項と同様、裁判上の再生支援において債務弁済計画表に従って弁済される債権すべてについても適用があると解すべきである。

したがって、各債権の弁済優先順位については、第 133 条及び第 134 条第 1 項から第 7 項までの規定によること、各優先順位の請求権は、それに優先する順位の請

求権が全額弁済された後、弁済を受けること（第 134 条第 8 項）、弁済のための資金が同順位の請求権すべてを全額弁済するには不十分である場合、当該請求権は、支払われるべき額に応じて按分弁済されること（第 134 条第 11 項）などを遵守する必要がある。

上記の注釈の記載のとおり、現在の第 83 条第 4 項は、裁判上の再生支援手続中に発生した債権についてのみ言及して、裁判上の再生支援手続前に発生した債権については言及していないので、例えば、「債務弁済計画表による弁済は、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める手続に従い実施される。」というように、裁判上の再生支援手続前に発生した債権の弁済方法についても明らかになるような規定に改正すべきである。

- ② 裁判上の再生支援における債務弁済方法については、①のほかにも、倒産法の条文からは不明確な事項がある。

例えば、債務弁済計画表に従い、第一優先順位の債権の弁済がすべて終了し、第二優先順位の債権の弁済を行っているところに、新たに第一優先順位の債権の届出があった場合、当該第一優先順位の債権は、いつ弁済されるのか。

このような点についても、明らかにすべきである。

なお、ロシア倒産法第 142 項第 5 項（これは清算手続中の規定であるが）は以下のとおり規定しているが、参考にすべきであろう。

ロシア倒産法第 142 条第 5 項

全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む）、しかし、定められた期間に届出のあった第一順位債権の弁済終了後に届け出られた第一順位の債権は、次順位の債権が弁済される前に弁済されなければならない。当該第一順位債権が全額弁済されるまで、次順位の債権の弁済は停止する。

当該債権が、第一順位債権の弁済が終了する前に届け出られた場合、当該債権は、定められた期間内に届出のあった第一順位債権の弁済終了後に資産があれば、その終了後に弁済されなければならない。

全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む）に届け出られた第二順位債権は、本項第 1 文及び第 2 文の定める類似の手続に従い、弁済されなければならない。

4 「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」について

【提言】

「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのか、第 86 条第 5 項、第 87 条第 4 項及び第 88 条第 1 項の注釈の記載や注釈書に掲載した裁判上の再生支援のフローチャートを使用して、周知すべきである。

【説明】

第 88 条第 1 項には「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」が規定されているが、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのかについては規定されていない。

裁判上の再生支援の期間満了前の中止の事由が発生した場合、第 86 条第 5 項では、経済裁判所は、債権者集会の申立てに基づき、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出すことができることは規定されているが、裁判上の再生支援を中止する決定を出すことができることは規定されていない。

同様に、第 87 条第 4 項には、裁判上の再生支援の期間満了に伴い債務者の代表者が提出した実施経過報告書を経済裁判所が承認しない場合、経済裁判所は外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出すことができることは規定されているが、

裁判上の再生支援を中止する決定を出すことができることは規定されていない。

このように、現在の倒産法の条文では「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのかが明確になっていないため、実務の取り扱いが裁判官によって異なってしまうことが考えられ、実務に支障を来たすことが予想される。

そこで、この注釈書では、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるかについて、第 86 条第 5 項、第 87 条第 4 項及び第 88 条第 1 項の注釈に記載したほか、裁判上の再生支援のフローチャートにも記載をしたところである。この点について、他の裁判官等にも周知すべきである。

なお、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」という名称では、経済裁判所がこの決定を出した時点で裁判上の再生支援が終了することになってしまう。

この根本的な対策としては、決定の名称変更を行うことが最善と考えられるので、今回の倒産法改正の際に、この決定の名称を、例えば「保証人・担保設定者の義務履行開始決定」のように、倒産法を改正して、適切な名称に変更すべきである。

5 外部管財計画の否決と外部管財人の解任について

【提言】

債権者集会が外部管財計画を否決した場合、外部管財人の解任の決議をせず、当該外部管財人に新たな外部管財計画を作成、提出させ、次回の債権者集会で新たな外部管財計画を審理することを、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、認めるべきである。

【説明】

倒産法第 107 条第 4 項によれば、外部管財計画を審理する債権者集会が当該外部管財計画を否決する場合は、①外部管財計画を否決し、経済裁判所に対し、倒産認定・清算手続開始を申し立てる、②外部管財計画を否決し、経済裁判所に対し、外部管財人の解任及び新外部管財人候補者の承認を申し立てる、という方法のみが規定されており、③外部管財計画を否決するが、外部管財人の解任の決議をせず、当該外部管財人に新たな外部管財計画を作成、提出させた上で、新しい外部管財計画を審理するという方法については規定されていない。

確かに、外部管財計画を否決する理由が外部管財人の資質に基づく場合（例えば、外部管財人が違法な外部管財計画を作成した場合）には、当該外部管財人を解任して、新たな外部管財人を選任した上で、当該管財人が新たな外部管財計画を作成させる必要があると思われる。

しかし、外部管財計画を否決する理由が外部管財人の資質に基づくものではなく、より効果的な内容の外部管財計画が考えられるというものであれば、新しい外部管財人を解任して当該管財人に新たな外部管財計画を作成させるよりも、否決された外部管財計画を作成した外部管財人を解任せずに、当該管財人に引き続き新たな外部管財計画を作成させた方が、ずっと効率的である。

実際問題としても、上記②の決議をした場合は、その決議において新しい外部管財計画を審理するために招集する次の債権者集会の開催日を決めなければならないが、次回集会開催日は、上記決議から 1 か月以内でなければならないとされている（第 107 条第 4 項第 3 号）が、この期限に間に合うように新たな外部管財人を選任し、外部管財計画を作成させるのは、かなりの困難が伴い、現実的ではない。

このようなことから、債権者集会が外部管財計画を否決した場合、③のような方法を認めることには合理性がある。また、このようなことを倒産法の解釈として認めたからといって、他の倒産法の規定と抵触するという事もない。

したがって、③のような方法について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、認めるべきである。

なお、③のような方法は、ロシア倒産法では、同法第 107 条第 3 項により、明文で認めら

れているので、参考にされたい。

ロシア倒産法第107条第3項

3. 債権者集会は、以下の決議のうち一つを採択する権限を有する。

- ・ 外部管財計画を承認する。
- ・ 外部管財計画を否決する。当該決定は、新しい外部管財計画を審理するための次回の債権者集会の招集日を定めなければならない。この際、債権者集会の招集日を、当該決定を出した日から2か月を超える日に指定することはできない。
- ・ 外部管財計画を否決し、外部管財人を罷免し、同時に承認されるべき外部管財人の属する管財人自治組織を承認し、外部管財人候補者の条件を決める。

6 公共申込による企業（営業）売却の要件について

【提言】

第110条第15項の規定と2003年4月18日付内閣令第188号付録第1号第20項の規定が矛盾していないかどうかにつき検討し、矛盾するのであれば、内閣令を修正すべきである。

【説明】

第110条第15項の注釈には、「公共申込による企業（営業）売却の条件は、企業（営業）が初回競売と、それに続く二回の競売で売却されなかったことである。」と記載されている。

一方、2003年4月18日付内閣令第188号付録第1号第20項によれば、管財人は、企業（営業）の売却につき、初回競売により企業（営業）が売却されなかった場合、債権者集会（委員会）の同意を得て、再競売を実施せず公共申込による直接契約により売却できると規定されている。

この内閣令の規定と倒産法第110条第15項の規定は矛盾しないのか。

矛盾するのであれば、内閣令を修正すべきである。

7 企業（営業）売却の対価により債務を全額弁済した場合の倒産事件終結に至るまでの手続について

【提言】

債務者の企業（営業）売却の対価により債務を全額弁済した場合の倒産事件終結に至るまでの手続を明らかにすべきである。

【説明】

第110条第16項によれば、債務者の企業（営業）売却の対価により債権者の債権を全額弁済した場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、倒産事件を終結すると規定している。

しかし、債務者の倒産事件終結に至るまでの具体的手続は、倒産法の条文からは不明である。

この点については、債務者の資産の置換についての規定である第115条第15項は、「外部管財人は、債権者への支払を完了した後、本法第142条の要件に従い、報告書を作成し、同第144条の定める手続に従い、債務者企業の倒産手続を終了する。」と規定しているが、債務者の企業（営業）の売却により倒産事件が終結する場合も、第115条第15項と同様の処理をするのではないか。

この規定と同じように処理するのであれば、その旨総会決議等により明確にすべきである。

8 債務を全額弁済した場合の外部管財人の報告書の承認手続について

【提言】

外部管財手続において債務者が債務を全額弁済した場合の外部管財人の報告書の承認手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明確にすべきである。

【説明】

倒産法第 116 条から第 118 条までの規定は、外部管財人の報告書は必ず債権者集会で審理されることを前提にしており、外部管財人の報告書が直接経済裁判所に提出されることを想定していない。

この点について、第 118 条第 1 項の注釈は、「なお、第 113 条に基づく債務者の発起人（社員）又は債務者の財産所有者による債務者の債務の履行、又は企業（営業）売却の売得金（第 110 条第 18 項）により、債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された場合、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができることを指摘しておかなければならない。なぜなら全債権者が既に債権の満足を受けており、債権者集会が外部管財人の報告書を審理する必要性がないからである。」と記載している。

このような解釈には合理性があると思われるが、法令上の根拠を明確にするために、倒産法を改正するか、総会決議で規定すべきである。

なお、第 118 条第 1 項の注釈には記載されていないが、第 120 条による特定順位債権者に対する支払決定に基づく支払により、債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された場合も、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができると解されるので、このことについても、倒産法を改正するか、総会決議で規定すべきである。

なお、ロシア倒産法においては、外部管財において債務者の債務が全額された場合は、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、仲裁裁判所に対し報告書を提出し、仲裁裁判所の承諾を求めることができる旨が明文で規定されている（第 116 条、第 117 条第 2 項）ので、参考にされたい。

ロシア倒産法第 116 条

1. 単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）又は第三者による債務者の債務の弁済が完了した場合、外部管財人は、10 日以内に、債権登録簿に含まれる全債権者に対し、債権の弁済を通知しなければならない。
2. 外部管財人の報告書は、14 日以内に、債権者集会による外部管財人の報告書の審理をせずに、仲裁裁判所に送付される。
3. 外部管財人の報告書の承認は、本連邦法第 119 条第 1 項、第 3 項乃至第 7 項の定める手続及び条件により、仲裁裁判所が行う。

ロシア倒産法第 117 条第 2 項

外部管財手続中、本連邦法に従って債権登録簿記載の全債権が弁済された場合、外部管財人は、債権登録簿記載の全債権を弁済した日から 1 か月以内に、この旨を債権登録簿に記載されていた者に通知し、仲裁裁判所の承認のため、外部管財人の報告書を提出しなければならない。

9 担保物を売却しない場合の担保権者の弁済優先順位について

【提言】

裁判上の再生支援及び外部管財において、担保物を売却しない場合、担保債権者がいかなる優先順位に従い債権の弁済を受けることができるかについて、倒産法を改正して明確な規定を設けるべきである。

【説明】

注釈書によれば、裁判上の再生支援及び外部管財における債権者への弁済順位については、第 133 条及び第 134 条の規定による（第 83 条第 4 項の注釈、第 121 条第 2 項の注釈参照）。

ところで、清算手続においては、担保物を売却した上で、債権者に対する弁済に充てることになるが、裁判上の再生支援や外部管財においては、担保物を売却せず、担保物を引き続き債務者の事業に使用した上で収益を上げ、その収益を債権者に対する弁済に充てる方法も、

当然あり得る。

このような場合に、担保債権者がいかなる優先順位に従い債権の弁済を受けることができるかについて、注釈書によれば、「第 133 条第 1 項は適用されず、当該被担保債権は、第 134 条の定める優先順位、つまり第三優先順位で弁済を受ける。」と記載されている（第 83 条第 4 項の注釈、第 121 条第 2 項の注釈参照）。

しかし、第 134 条第 4 項の注釈によれば、第 134 条第 4 項の「被担保債権」とは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」を指すのであり、本来の「被担保債権」とは、意味が異なるものである（この点については、現在の第 134 条第 4 項の「被担保債権」という文言を、倒産法を改正して修正すべきことを付言する。第 7 章で後述）。

また、そもそも、担保物を売却せず、担保物を引き続き債務者の事業に使用した上で収益を上げ、その収益を債権者に対する弁済に充てる方法は、清算手続では採り得ないものであるので、このような方法を採用した場合の担保債権者の弁済優先順位について、清算手続の第 134 条を適用するのに無理があるのであり、別途規定を設けるべきである。

したがって、裁判上の再生支援及び外部管財において担保物を売却しない場合の担保債権者の弁済順位が第三優先順位であるならば、倒産法を改正して、第 5 章及び第 6 章中に、「担保物（担保目的物）を売却しない場合、被担保債権の債権者は、当該被担保債権につき、第三優先順位で弁済を受ける」というような規定を設けるべきである。

第 7 章関係

1 清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続について

【提言】

清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

【説明】

現在の倒産法には、清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続については、以下の 2 つの規定があるのみで、具体的な債権届出手続や届出債権に対する異議の審理手続については規定されていない。

- ① 第 127 条第 2 項に、債務者の倒産認定・清算手続開始の公告の記載事項として、「債権者による債権届出期間。当該期間は、公告日から 2 か月間以上でなければいけない。」と規定されている。
- ② 第 128 条第 4 項第 6 号に、清算管財人の義務として、「債権登録簿を作成し、それらの債権を審理する。」と規定されている。

第 128 条第 4 項の注釈には、「倒産法は、清算管財人が届けられた債権を審理する期間を定めていない。債権は、類推適用により、倒産法第 99 条の定める期間及び手続に従い、審理されなければならないと考えられる。この際、清算管財人が届出債権を認めなかった場合、債権者は、裁判所に対し、紛争を提起することができ、その審理は、本法第 59 条、第 100 条に従って行われる。」と記載されている。

しかし、現在の倒産法の条文の解釈によってこのような結果を導き出すのは非常に困難であり、何かしらの明文の根拠がないと、その理由の説明が難しいと思われる。

この点については、倒産法を改正して、清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続を規定すべきである。

例えば、ロシア倒産法第 142 条第 1 項は、破産手続中に届出がされた債権について以下の

ような規定を置いているが、次回の倒産法改正の際には、このような規定を設けるべきであろう。

仮に、倒産法をすぐに改正することが難しい場合は、当面の措置として、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について総会決議で規定して、明らかにすべきである。

ロシア倒産法第142条第1項

破産管財人又は本連邦法第125条及び第113条により債務者債務を履行する権利を有する者は、債権登録簿に従い債権者への支払を行う。

債権額の確定は、本連邦法第100条の定める手続に従い行われる。

債権登録簿は、債務者の倒産認定・破産手続開始が公告された日から2か月経過したら、閉鎖される。

2 清算手続開始の効果について

【提言】

第125条第1項第5号の「債務者の財産に対する強制執行に関する制限は、取り消される。」という規定は、修正すべきである。

【説明】

第125条第1項第5号の注釈には、「債務者の財産に対する強制執行に関する全ての制限は解かれる。ただし、これは、任意の者が債務者の財産に対して強制執行をかけられるという意味ではなく、それまでなされていた全ての財産の保全措置が効力を失うということである。なぜなら、債務の弁済は、裁判所任命管財人により財産の換価によって行われるからである。」と記載されている。

そうであれば、第125条第1項第5号の規定は、上記注釈の趣旨に従い、修正すべきである。

なお、この第125条第1項第5号と同様の規定であるロシア倒産法第126条第1項は、「債務者財産に対する差押え及び債務者財産の処分に対するその他の制限は、解除される。債務者の倒産認定・破産手続開始の決定が、債務者の財産に対する差押えの解除事由になる。債務者財産に対する新たな差押え及びその他の制限は許されない。」と規定している。参考にすべきであろう。

3-1 清算計画—清算計画の作成者について

【提言】

第129条第1項に、清算計画は清算管財人が作成するという規定を追加すべきである。

【説明】

現在の第129条第1項は清算計画が含むべき事項について規定しているが、清算計画は誰が作成するのかということについては規定していない（注釈では、清算管財人が作成すると記載されている。）。

「裁判所任命管財人規定」（ウズベキスタン共和国内閣令2004年3月23日付第138号付録第1項）第48項では、清算計画は清算管財人が作成する旨規定されているが、清算計画自体は倒産法で規定されているので、その作成主体も倒産法で規定すべきである。

3-2 清算計画—「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と清算計画の関係について

【提言】

「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」（第135条第2項）と清算計画の関係につき、どちらかが債権者集会の承認が得られない場合の両者の関係が不明である。

【説明】

「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」（第135条第2項）と清算計画の関係につき、第129条第1項や第135条第2項の注釈の記載に基づけば、債権者集会（債権者委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」が、清算計画の「処分すべき財産の目録」（第129条第1項第4号）及び「財産売却の日時、場所及び方法」（第129条第1項第5号）に含まれることになる。

このように、「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」が債権者集会（債権者委員会）による承認を得て、次いで、清算計画についても債権者集会による承認を得た場合の手続の流れについては、注釈書で説明がされている。

しかし、注釈書においては、以下のような事項については、説明がされていない。

① 「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」は債権者集会（債権者委員会）により承認を得たが、清算計画は債権者集会により承認を得ることができなかった場合（清算計画は、通常の債権者集会による承認の要件と異なり、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の同意が必要なので、このようなことはあり得る。）、債権者は、定められた期間内に、独自の清算計画を提出することができる（第129条第2項）が、この債権者が提出する清算計画は、定められた期間内に提出されれば、債権者集会の承認を得ずに、効力が発生することになるのか。

債権者集会の承認を得る必要がないとした場合、債権者が提出する清算計画の「処分すべき財産の目録」及び「財産売却の日時、場所及び方法」は、債権者集会（委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と一致しないといけないのか。

② 債務者が清算計画を提出できる場合があるが（第129条第3項）、債務者が提出する清算計画の「処分すべき財産の目録」及び「財産売却の日時、場所及び方法」は、債権者集会（委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と一致しないといけないのか。

③ 「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」を変更した場合（第135条第4項）、清算計画も変更する必要があるのか。

清算計画を変更する必要がある場合、清算計画の変更の要件は、第129条第1項と同様、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の同意が必要ということになるのか。

以上のような点について、総会決議で規定するか、注釈書を改訂するなどして、明らかにすべきである。

4-1 担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分の弁済順位について(1)

【提言】

注釈書では、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」は、倒産手続においては、通常の無担保債権（第四弁済順位）より優先して、第三優先順位で弁済されると記載されている。

この結論について、再度、民法や担保法の規定との整合性を検討し、この結論が適切でないのであれば、倒産法第134条第4項の規定は、削除すべきである。

【説明】

第134条第4項の注釈には、第134条第4項の「被担保債権」とは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」を指すと記載されている（第14条第2項の注釈にも、同様の記載がある。）。

ということは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済さ

れなかった部分」は、倒産手続においては、通常の無担保債権（第134条第5項により、第4優先順位で弁済される。）より優先して弁済されることになる。

しかし、担保法第28条第5項では、「担保物の売却により得られた金銭が担保権者の債権の弁済に不足する場合、契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権者は、担保権に基づく優先弁済権はないが、債務者の他の財産から、不足額につき弁済を受ける権利を有する。」と規定されており、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」については、担保権に基づく優先弁済権はないと規定している。

また、民法第281条第8項も、同様の規定を置いている。

そうすると、「第134条第4項の『被担保債権』とは『担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分』を指し、この部分は通常の無担保債権よりも優先して弁済を受ける権利を有する」という解釈については、倒産法第134条第4項の規定が、担保法第28条第5項や民法第281条第1項のいう「法令による別段の定め」に該当すると考えない限り、担保法第28条第5項や民法第281条第1項と矛盾することになる。

以上の点について、再度検討した上、もし矛盾するのであれば、第134条第4項の規定は、削除すべきである。

また、第134条第4項の規定が、担保法第28条第5項や民法第281条第1項のいう「法令による別段の定め」に該当するのであれば、なぜ倒産手続に限ってこのような特例を設けるのかその合理的理由について、将来注釈書を改訂して説明を加える必要があるだろう。

4-2 担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分の弁済順位について(2)

【提言】

第134条第4項の「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すのであれば、現在の第134条第4項の「第三優先順位が与えられるのは、被担保債権である。」という文言は、「第三優先順位が与えられるのは、担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分である。」と改正すべきである。

【説明】

「被担保債権」とは、本来、担保物から優先的に弁済を受けることができる権利（担保権）を有する債権のことを指す。

担保権は、担保物の競売の実施により消滅する（担保法第32条第6号、民法第283条第1項第4号）のであるから、「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すという解釈には無理がある。

したがって、上記提言のとおり、第134条第4項の「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すのであれば、現在の第134条第4項を改正すべきである。

5 第5優先順位債権について

【提言】

第134条第6項の「第5優先順位が与えられるのは、株主の請求権である。」という規定は、「第5優先順位が与えられるのは、法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権である。」と改正すべきである。

【説明】

第134条第6項の注釈によれば、「第6項は第5優先順位の弁済手順を定めている。この順位に該当するものは、株主の債権である。本項の言及が株式会社の場合のみ関係する株主だ

けであるのは不適切と思われる。この際、ここでは、債務者企業が株式会社に限らず、その他の形態のものである場合も含み、発起人（社員）、企業債務者の財産所有者の、既に発生しているが支払われていない配当請求権のことも意味している。参加によって生じる持分返還請求権、あるいは残余財産の受領権は、本項の債権には該当しない。」と記載されている。

現在の第 134 条第 6 項の条文の文言からは、どうみても「株主の請求権」というのは「株主の持分返還請求権」を指すとしか読めず、「法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権」を指しているとは、到底読めない。

現に、「株主の債権」とは「株主の持分返還請求権」を指すところ、「株主」は「債権者」ではないのになぜ「株主の持分返還請求権」が第 5 優先順位とされているのかに疑問を持ちつつ、「株主の債権」つまり「株主の持分返還請求権」は、第 6 優先順位の債権を弁済した後には弁済するという解釈も存在するし、地方セミナーでも、第 5 優先順位の「株主」は倒産法上の「債権者」に該当するのか、という質問もあった。これらの解釈や意見は、現在の第 134 条第 6 項の「株主の請求権」がどうみても「株主の持分返還請求権」を指すとしか読めないことから提起されたものであり、この規定をそのまま残しておくことは、倒産法第 134 条第 6 項の解釈の混乱を招くと言わざるを得ない。

したがって、第 134 条第 6 項の「株主の請求権」が「法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権」を指すのであれば、現在の第 134 条第 6 項を改正すべきである。

6 清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書に対する経済裁判所の審理結果について

【提言】

- ① 経済裁判所による清算手続終了決定に対する不服申立てを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。
- ② 経済裁判所が、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について根拠を欠くと認める場合は、当該報告書を承認しない決定を出すことを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

【説明】

- ① 倒産法には、経済裁判所による清算手続終了決定（第 144 条第 1 項）に対する不服申立てを認める規定は設けられていない。

しかし、この規定を設ける必要性については、第 144 条第 1 項の注釈で、「この点については、総会決議が説明をする必要があり、あるいは、倒産法を改正する必要がある。」と記載されているとおりである。

- ② 2006 年総会決議第 41 項によれば、経済裁判所は、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について、当該報告書が根拠を欠くとする場合は、報告書を返却すると規定している。

しかし、この点については、同じく、第 144 条第 1 項の注釈で、「総会決議第 41 項によれば、報告の審理時に清算管財人の活動の中に違反・不足が発見された場合、裁判所は発見された不備・不足の除去のため当該報告を返却することができる。このような判断は、我々の意見では、決定の形で出されるべきで、当該決定において発見された不備、その除去期限及び清算管財人報告の再提出期限が示されているべきである。」と記載されている。

このような考え方には合理性があるものと思われるので、経済裁判所が、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について根拠を欠くと認める場合は、当該報告書を承認しない決定を出すことを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

なお、清算手続の実施結果報告書を承認しない決定については、裁判上の再生支援にお

ける、債務者の代表者の報告書の承認拒否決定（第 85 条第 4 項）と同様、不服申立てをすることができる旨の規定を設けるべきであろう。

7 法人債務者の清算手続終了決定後に当該債務者の財産が発見された場合について

【提言】

法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産は国庫に帰属するのか、それとも、清算手続を再開するのか。その結論につき、総会決議で明らかにするか、注釈書を改訂して記載すべきである。

【説明】

法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産はどのように扱われるのかについて、倒産法には規定はない。また、注釈書でも言及されていない。

以前のウズベキスタン側との協議の際に、法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産は国庫に帰属するという説と、清算手続を再開するという説があり、最高経済裁判所で協議がされたと聞いた。

このようなことは実務上発生することも十分考えられ、重要な事項であると思われるので、その結論につき、総会決議で明らかにするか、注釈書を改訂して記載すべきである。

第 10 章関係

1 倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者の国家登録の回復について

【提言】

倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済し、当該債務者が経済活動を継続する可能性がある場合は、個人事業者の国家登録及び活動実施の許可を回復する手続を総会決議で定めるべきである。

【説明】

現在の倒産法第 180 条第 3 項は、個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可は、経済裁判所が債務者の倒産認定の決定を出した時から、無効となると規定している。

この点について、2006 年総会決議第 37 項は、「個人事業者である債務者が債権者への支払を終え、全債権を弁済した後、経済裁判所は清算手続終了決定を出す。」と規定している。その理由について、これまでのウズベキスタン側との協議では、個人事業者の場合は、法人と異なり、個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可は、経済裁判所が債務者の倒産認定の決定を出した時から無効となるので、たとえ経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済したとしても、一度無効とされた個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可を回復することは認められないという説明を受けた。

しかし、経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済した場合は、債務者は倒産状態から脱却したのであるから、当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可の回復を認めることができると解釈することは可能であると考える。

第 145 条第 4 項は、「和議が清算手続中に締結される場合、経済裁判所は、和議を承認する決定を出し、当該決定に、債務者の倒産認定・清算手続開始の決定は執行されない旨を記載する。」と規定しているが、これは和議締結により債務者が倒産状態から脱却したことに基づくものである。

経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済した場合も、債務者は倒産状態から脱却したのであるから、第145条第4項と同様に、債務者の倒産認定・清算手続開始の決定は執行されないこととなり、その結果、当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可が無効とされた根拠も失われるものとする。

また、この場合に当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可の回復が認められないと、個人事業者の国家登録及び個々の活動実施の許可を再度取得しなければならず、時間と費用を要することになるほか、当該個人事業者が清算手続において債権を全額弁済しようとする意欲を失わせることにもなる。

もっとも、当該個人事業者が経済活動を継続する可能性がない場合には、国家登録及び活動実施許可の回復する必要はないと考える。

したがって、2006年総会決議第25項と同様に、倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済し、当該債務者が経済活動を継続する可能性がある場合は、経済裁判所は事件終結決定を出し、当該決定には債務者の倒産認定についての裁判所決定を執行しない旨を記載するほか、個人事業者の国家登録及び活動実施許可を回復する旨を記載するという事を総会決議で定めることは可能であるとする。

2 経済裁判所による債権審理結果に対する不服申立てについて

【提言】

個人事業者の清算手続における債権届出について、経済裁判所が届出債権を審理した結果に基づき出した決定に対して参加者が不服申立てをすることができることを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

【説明】

現在の182条には、経済裁判所が届出債権を審理した結果に基づき出した決定に対する不服申立てを認める規定がないため、当該決定に対する不服申立ては認められない（第60条注釈末尾の一覧及び第182条注釈を参照）。

しかし、この場合の届出債権に第70条第2項のような事由が存在していることも考えられるので、当該決定について不服申立てを認める必要がある。

3 個人事業者の清算手続における実施主体について

【提言】

個人事業者の清算手続において、倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続、債務者の財産の売却手続や各債権者への弁済手続を誰が行うかについて、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

【説明】

個人事業者の清算手続の場合、第181条第2項の場合を除き、清算管財人は任命されない。

そうすると、債務者が法人の場合であれば清算管財人が実施する手続について、債務者が個人事業者である場合には誰が実施主体になるのかが規定されていなければならないはずであるが、それが規定されていない例がある。

例えば、個人事業者の清算手続における債務者の倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続、債務者の財産の売却手続、あるいは各債権者への弁済手続については、誰が実施主体になるのかについて、倒産法には規定されていない。

このうち、注釈書には、倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続については、個人事業者である債務者本人が、公報紙において公告するために、債務者本人の倒産認定・清算手続開始に関する情報を送付しなければならないと記載されている（第180条第2項の注釈参照）。また、債務者の財産の売却手続は、第181条第2項の場合を除き、裁判所執行官が行うと記載されている（第181条第1項及び第2項の注釈参照）。しかし、各債権者への弁済手続

の実施主体については、注釈書にも記載がない。

いずれにしても、これらの点を明らかにしないと、個人事業者における清算手続の進行に支障が生じるので、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

第 11 章関係

1 債務者の財産が不在の場合の簡易倒産手続について

【提言】

2006 年総会決議第 35 項の「債務者の財産が不在」とは「債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できない」ことを指すことを明らかにすべきである。

【説明】

2006 年総会決議第 35 項によれば、債務者が所在不明である場合のほか、「債務者の財産が不在」である場合にも、簡易倒産手続の適用がある。

しかし、「債務者の財産が不在」という文言からは、債務者が全く財産を有していないことを指すのか、あるいは債務者が僅かな財産しか有していないことを指すとしても具体的にどの程度の財産しか有していないことを指すのかは明らかではなく、2006 年総会決議第 35 項にもその説明はない。

また、これに関連して、2006 年総会決議第 8 項では、「財産のある法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる場合は、申立書において一時管財人の候補者を指定する。」と規定している。この規定によれば、「財産のある法人債務者」については監視手続の適用があることになるが、「財産のある」という文言からは、具体的に債務者がどの程度の財産を有していれば「財産のある」といえるのかは明らかではなく、2006 年総会決議第 8 項にもその説明はない。

この点が明らかにならないと、債務者の倒産認定の申立てをしようとする者は、一般倒産手続として申立てをすべきなのか、それとも簡易倒産手続として申立てをすべきなのか判断に迷うことになる。また、経済裁判所にとっても、一般倒産手続の受理要件と簡易倒産手続の受理要件の違いが明確でないことから、実務上支障が生じることになる。さらに、第 189 条第 5 項による簡易倒産手続から一般倒産手続への移行についても、債務者にどのぐらいの財産があれば経済裁判所が一般倒産手続への移行決定を出すことができるのか明確にならないので、この点においても実務上支障が生じることになる。

この点については、「債務者の財産が不在」とは、一般倒産手続を実施するのに最低限必要な費用、つまり債務者の倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できない場合のことを指すと解すべきである。

なお、「債務者の財産が不在」の場合に簡易倒産手続を開始できるとする 2006 年総会決議第 35 項の内容は、ロシア倒産法第 230 条と同様の内容と考えられるが、ロシア倒産法の場合は、債務者の財産が倒産事件と関連する裁判費用及び管財人の報酬額をカバーできない場合に簡易倒産手続の適用があるとされている（ロシア倒産法第 230 条、227 条）ことも参考にすべきである。

2 一般倒産手続からの簡易倒産手続への移行について

【提言】

監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合は、一

時管財人の申立てに基づき、経済裁判所が一般倒産手続から簡易倒産手続への移行決定を出すことができることを、総会決議で規定すべきである。

【説明】

これまでのウズベキスタン側との協議では、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合であっても、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行は認められないとのことであった。

しかし、このような場合は、経済裁判所による倒産事件の審理を行ったとしても、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかなく、債権者集会を開催する必要性もないところ、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行が認められないのであれば、経済裁判所が指定した第一回法廷日の開廷日まで倒産事件の審理を待つ必要があり、無駄な時間を要することになる。

また、このような場合に一般倒産手続から簡易倒産手続への移行が認められないとすると、債務者については倒産法第7章の清算手続が適用されることになるので、報酬を支払う必要のない4級の資格を持つ管財人を清算管財人として任命することができないという不都合が生じる。さらに、清算手続中における債権届出期間についても、第189条第4項ではなく第127条第2項第4号が適用されるため、債権届出期間を2か月間以上設けなければならない、無駄な時間を要することになる。

以上のようなことから、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合は、一時管財人の申立てに基づき、経済裁判所が一般倒産手続から簡易倒産手続への移行決定を出すことができることを認めることには合理性があるといえる。また、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行を認めるとしても、他の倒産法の規定と矛盾を生じる部分はなく、倒産法を改正しなくとも、現在の倒産法の解釈上可能であると考えられる。

したがって、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行については、総会決議で規定するか、倒産法注釈書改訂の際に記載を補充して、倒産事件処理の際の実務の取り扱いとして取り入れることが適切であろう。

この点については、ロシア倒産法においても、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行について、条文には規定がないが、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析により、債務者が裁判費用及び管財人への報酬を負担することができないことが判明した場合は、経済裁判所は、一時管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続への移行決定を出すことができると解されている（この際、第一回債権者集会を招集する必要はない。）ことも参考にすべきである（ロシア倒産法の注釈書に、そのような記載がある。）。

なお、併せて、現在の倒産法上の問題として、監視手続を開始したが債務者の財産では一時管財人の報酬が支払えない場合どのようにすべきか、例えば第58条第3項のように、債権者が債務者の倒産認定を申し立てた場合は当該債権者が一時管財人の報酬を負担することにするのか、という問題を今後検討する必要がある。

3 所在不明の債務者の簡易倒産手続の主体について

【提言】

現在の第188条は「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定しているが、法人債務者が通常清算中であるかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明である場合には簡易倒産手続の適用があることを、裁判官、倒産事件を管轄する国家機関の職員、国税機関の職員等、倒産実務に携わる担当者に周知すべきである。

【説明】

現在の第 188 条は「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定している。また、2006 年 2 月 6 日付破棄審決定も、簡易倒産手続の適用のある法人債務者は通常清算中でなければならないことを前提にした内容になっている。

しかし、第 188 条の目的は、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかないので、監視手続を省略したり、事件審理期間を一般倒産事件と比較して短期間にしたりして、事件手続を簡素化するところにあるが、この点の必要性については、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明であれば同じはずである。

また、これまでのウズベキスタン側との協議においても、実務上は、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、簡易倒産手続の適用があるという説明を受けている。

以上の点については、実務上は簡易倒産手続の件数が非常に多いことから、実務上の取扱いを統一するために、「第 188 条は、通常清算中の法人債務者の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定しているが、第 188 条の文言にかかわらず、通常清算中ではない法人債務者の代表者が行方不明の場合にも簡易倒産手続の適用がある」ということを、裁判官、倒産事件を管轄する国家機関の職員、国税機関の職員等、倒産実務に携わる担当者に周知すべきである。

また、第 188 条については、将来、倒産法を改正して「通常清算中の法人債務者」という文言を「法人債務者」と改正すべきである。

なお、2006 年 2 月 6 日付破棄審決定については、経済裁判所による一般倒産手続への移行決定については不服申立てができないはずであるが（第 60 条注釈末尾の一覧及び第 189 条第 5 項注釈を参照）、この事件では破棄審に不服申立てがされ、しかも当該不服申立てが最高経済裁判所により受理されている。

このようなことを防止するためにも、経済裁判所の決定書には、当該決定に対して不服申立てができるか否か、できる場合は倒産法第 60 条の規定により不服申立てができるのか経済訴訟法の規定により不服申立てができるのかを記載すべきである。そのための手段として、決定書の書式集を整備するなどして、対策を講ずるべきである。

4 所在不明の債務者の倒産事件手続における清算管財人の推薦手続について

【提言】

倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関が所在不明の債権者の倒産認定申立てをする場合、4 級以上の裁判所任命管財人の資格を有する当該機関の職員を清算管財人の候補者として申立書に記載することができることを総会決議で規定すべきである。

【理由】

現在の第 189 条第 3 項によれば、所在不明の債務者の簡易倒産手続における清算管財人の任命は、経済裁判所が倒産事件を管轄する国家機関に対して清算管財人の候補者の推薦依頼をした後、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から行われる。

しかし、これまでのウズベキスタン側との協議では、実務上は、所在不明の債務者の倒産認定の申立ては国税機関が行うことがほとんどであること、また、裁判所任命管財人の資格を有する倒産事件を管轄する国家機関の職員の数が少ないことから、国税機関が所在不明の債務者の倒産認定の申立てをする場合は、経済裁判所は、国税機関が推薦した当該機関の職員を清算管財人として任命しているという説明を受けた。

また、倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関が所在不明の債務者の倒産認定の申立てをする場合の清算管財人の推薦方法についても、実務上は、第 189 条第 3 項が定める方

法ではなく、申立書に清算管財人の候補者を記載して行う方法によるという説明を受けた。

以上の実務上の取扱いは、経済裁判所としては第 189 条第 3 項の手続を省略して速やかに清算管財人を任命することができるので、合理的な方法であると考えられるが、倒産法の条文には規定されていない方法なので、総会決議で規定するのが適切である。

5 通常清算中の法人の倒産認定申立義務違反により補充責任を負う者について

【提言】

通常清算中の法人の倒産認定申立義務違反により補充責任を負う者について、第 8 条第 2 項、第 9 条によれば、清算委員会の構成員が補充責任を負うと規定され、一方、第 187 条第 2 項によれば、清算委員会の議長のみが補充責任を負うと規定されている。双方の条文の規定どうしに齟齬があるので、倒産法を改正して統一すべきである。

【説明】

第 8 条第 2 項は、通常清算中の法人が債務を全額弁済することができない場合、当該法人の清算委員会（清算人）に当該法人の倒産認定申立義務を課した規定であるが、これは、第 185 条第 2 項が規定する倒産認定申立義務のことを指している。したがって、第 8 条第 2 項の規定する倒産認定申立義務に違反した責任を負う者（条文では、清算委員会の構成員と規定されている。）と第 185 条第 2 項の規定する倒産認定申立義務に違反した責任を負う者（条文では、清算委員会の議長と規定されている。）は、本来は同一とならなければならないはずである。

この点については、倒産法を改正して、条文の規定を統一すべきである。

以上